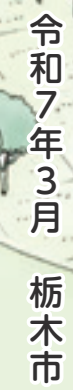


栃木市こども計画



令和7年3月
栃木市

こども・若者、子育て中の皆さんへ



本市は、次代を担うこどもたちの健やかな成長を育むため、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援により、安心してこどもを産み育てることができるまちづくりの実現に向け、「子育てするなら栃木市へ」を目標に、第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画に基づいた様々なこども施策を展開してまいりました。

そのような中、全国的な少子化の進行や、人口減少に歯止めがからず、こどもを取り巻く環境は深刻な状況となっていることから、国においては、こどもに関する取組や政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現に向け、令和5年12月に「こども大綱」を閣議決定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた各種取組を推進しているところです。

本市におきましては、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こども・若者、子育て家庭の視点に立った施策の充実を図り、全てのこども・若者の皆さんが将来にわたって幸せに生活できる社会の実現のため、『**栃木市こども計画**』を策定いたしました。

この計画は、こども・若者が各ライフステージにおいて豊かに成長し、安心して暮らせる環境を整えることを目的として、こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続ける観点から、こどもの誕生前からおとなになるまでを「子育て」と捉え、こどもたちの豊かな成長を地域社会で支えていくための取組を重点的に盛り込んでいます。

また、こども家庭庁が推進する「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、行政のみならず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援する機運の醸成を高めるきっかけづくりとして、私と本市マスコットキャラクター“とち介”が令和6年3月に「こどもまんなか応援サポーター」に就任いたしました。これまで以上に、こども・若者から意見を聴き、「こどもまんなか」に向けたアクションを実行してまいります。

今後とも、市民の皆様をはじめ、家庭、学校、地域社会、事業者・関係団体等と連携しながら、こどもまんなか社会の実現に向けたこども施策を推進してまいりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました「栃木市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、関係団体や市民の皆様方に、心より感謝を申し上げますとともに、本市の将来を担うこども・若者の皆さんへメッセージを送ります。

こども・若者の皆さん 皆さんの夢や希望を大切にしてください。

わたしたちおとなはその夢を支え、全てのこども・若者の笑顔のためにともに歩んでいきます。

こどもの自由なアイデア×おとなの経験値×若者のエネルギーは無限大！！

令和7年3月

栃木市長 大 川 秀 子

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけと役割	3
3 計画の基本理念	4
4 計画の対象	5
5 計画の期間等	5
第2章 こども・若者、子育て家庭を取り巻く現状と課題	7
1 人口の状況	8
2 少子化の動向	9
3 妊娠・出産等の動向	13
4 子育て家庭の状況	15
5 就業の状況	20
6 婚姻等の状況	22
7 市の子育て支援施設の状況	24
8 アンケート調査からみた市の状況	34
9 基本的な課題	52
第3章 計画の基本的な考え方	57
1 計画の目標像	58
2 基本目標	59
3 計画の基本的視点	60
4 教育・保育の提供区域の設定	61
5 施策の体系	62
6 こどもの権利	63
7 SDGs と本計画との関係	64
第4章 施策の展開	65
基本目標 1 全ての妊産婦・乳幼児への切れ目ない支援の推進	66
(1) 妊産婦が安心して産み育てられる支援の充実	66
(2) 乳幼児の健やかな成長を支える環境づくり	70
(3) 乳幼児が安心して育つための家庭への支援	73
基本目標 2 幼児期における教育・保育の充実	75
(1) 教育・保育施設の量の確保	78
(2) 教育・保育の一体的提供と体制の確保	80
基本目標 3 地域における子育て・子育てへの支援の推進	81
(1) 地域子ども・子育て支援事業の推進	81
(2) 地域における子育て支援事業の充実	97
基本目標 4 学童期・思春期の保健対策の推進	100
(1) 学童期・思春期の心身の健康づくり	100
(2) 思春期における正しい性知識の普及	101

基本目標 5	特別な配慮を必要とするこどもや家庭へのきめ細やかな支援の推進	102
(1)	障がい児への支援の推進	102
(2)	外国にルーツを持つ幼児への支援の推進	104
(3)	こどもの貧困対策の推進	105
(4)	ひとり親家庭等の自立支援の推進	106
(5)	各種相談機関の機能の充実	107
(6)	経済的支援対策の充実	109
基本目標 6	仕事と子育ての両立の推進	112
(1)	仕事と生活の調和のための働き方の見直し	112
(2)	仕事と子育ての両立の推進	113
基本目標 7	結婚を希望する若者への支援の推進	115
(1)	出会いの場や機会の提供等	115
基本目標 8	こども・若者たちの権利の尊重	116
(1)	こどもの権利についての意識の啓発	116
(2)	児童虐待防止対策の充実	119
(3)	いじめ対策・不登校対応の充実	121
基本目標 9	こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	123
(1)	こどもの事故防止対策の推進	123
(2)	小児医療・感染症対策の充実	124
基本目標 10	こども・子育てにやさしいまちづくり	126
(1)	良好な居住環境の確保	126
(2)	安心して外出できる環境の整備	127
(3)	こども・若者の居場所づくりの推進	128
(4)	こどもたちの安全の確保	130
(5)	こども政策 DX の推進	133
第5章	施策の推進体制	135
1	計画推進におけるそれぞれの役割	136
2	計画推進の体制	137
3	計画の評価	137
参考資料		138
1	策定の経過	138
2	栃木市子ども・子育て会議 委員名簿	139

本計画における「こども」の表記について
・本計画においては、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」を使用しています。
・ただし、法令に根拠がある語や固有名詞で「子ども」「子供」が使用されている場合は、その表記にしています。

第 1 章

計画の概要

第1章には、こんなことが書いてあるよ！

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけと役割
- 3 計画の基本理念
- 4 計画の対象
- 5 計画の期間等

第1章には
どんなことが
書いてあるの？





計画策定の背景と趣旨

これまで

我が国では、少子化・人口減少、核家族化の進行、保育所待機児童の発生、地域のつながりの希薄化、貧困や虐待、いじめや孤立、ヤングケアラー等の問題の深刻化などさまざまな課題を抱えており、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした状況を打開するため、平成27年度から「**子ども・子育て支援新制度**」が開始され、同年に策定された少子化社会対策大綱と併せて、多大な影響を及ぼす少子化等によって危機的な状況にあるとの認識に立ち、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現をめざすため、子育て支援施策の一層の充実が図られてきました。平成29年6月には、都市部で社会問題となっていた待機児童の解消と女性の就業率の向上をめざす「子育て安心プラン」が公表され、令和元年10月からは、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、**幼児教育・保育の無償化**が開始されました。しかしながら、これまで国、地方自治体において、子どもに関するさまざまな取組が進められてきた一方で、少子化の進行、人口減少に歯止めはかかっておらず、また、児童虐待の相談件数やさまざまな事情や状況から意に反して不登校にならざるを得なくなった子どもの数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻で、そうした状況にいわゆるコロナ禍が拍車をかけています。

こども基本法

国においては、令和5年4月に、こどもの最善の利益を常に第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていく「**こどもまんなか社会**」の実現が急務となったことから、こども施策を強力に進めるための新たな司令塔である、**こども家庭庁の創設**と相まって、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。

こども大綱

令和5年12月には、こども施策の基本的な方針等を定めた「**こども大綱**」が策定され、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができ、若い世代が希望に応じて子どもを産み育てることができる社会の実現をめざして取組が進められています。

栃木市こども計画

国の動向を踏まえつつ、栃木市ならではの「**こどもまんなか社会**」の実現に向け、本市の全ての子ども・若者が健やかに成長し、将来にわたって幸せに生活できることを願い、子ども・若者の人格等の尊重や社会参画、結婚や妊娠・出産、喜びのある子育てへの支援施策の基本方針を定め、子どもや若者に関する取組であるこども施策を計画的に推進していくため、「**栃木市こども計画**」を策定します。



2

計画の位置づけと役割

この計画は、こども基本法第10条第2項に基づく本市におけるこども施策についての計画として位置づけ、基本理念、基本目標、施策の基本的方向性、展開する具体的な取組の内容等を示します。また、この計画は、次の6つの計画の性格を併せ持つとともに、国の「こども大綱」や栃木県のこども計画である「栃木県こどもまんなか推進プラン」の内容を勘案しつつ、市の各種関連計画等と整合・連携を図ります。

こども大綱（こども基本法第9条）、栃木県こどもまんなか推進プラン（こども基本法第10条第1項）

勘案

栃木市こども計画（こども基本法第10条第2項）

- ① 次世代育成支援対策の市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- ② 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条第1項）
- ③ 母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）
- ④ 市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画
（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項）
- ⑤ 母子保健計画
- ⑥ 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）

整合

市の上位・関連計画

- 第2次栃木市総合計画
- 第2期「栃木市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略」
- とちぎ市男女共同参画プラン（第3期計画）
- 栃木市人権施策推進プラン（第3期計画）
- 第3期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 栃木市障がい福祉プラン
- 栃木市健康増進計画
- 第3期栃木市教育計画 など

3 計画の基本理念

(1) 基本理念

次代の栃木市を担い、創造するこども・若者を市全体で育み、栃木市らしい「こどもまんなか社会」を構築するため、全市を挙げて全てのこども・若者や子育て家庭への支援に取り組み、こどもや若者とともに社会をつくる認識のもと、安心して意見を述べることができる機会を保障するため、次に掲げる地域社会の実現をめざします。

- 全てのこども・若者が等しく権利を擁護されながら健やかに成長し、
将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会
- 誰もが希望に応じて結婚、妊娠・出産することができ、
幸せな状態でこどもと向き合い、子育ての喜びを実感できる地域社会



「こどもまんなか社会」とは？

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

(2) 施策の対象と基本的方向

施策の対象	施策の基本的方向
こども・若者	I こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備
	II 困難を抱えるこども・若者への支援
	III 結婚などの若者の将来の希望を叶える取組
子育て当事者・家庭	IV 安全・安心な妊娠・出産への切れ目のない支援
	V 喜びのある子育てにつながる支援
	VI 困難を抱える家庭への支援
地域社会	VII 安全・安心なこども・子育て環境の整備
	VIII 地域全体でのこども・子育てへの応援・支援の促進、気運づくり



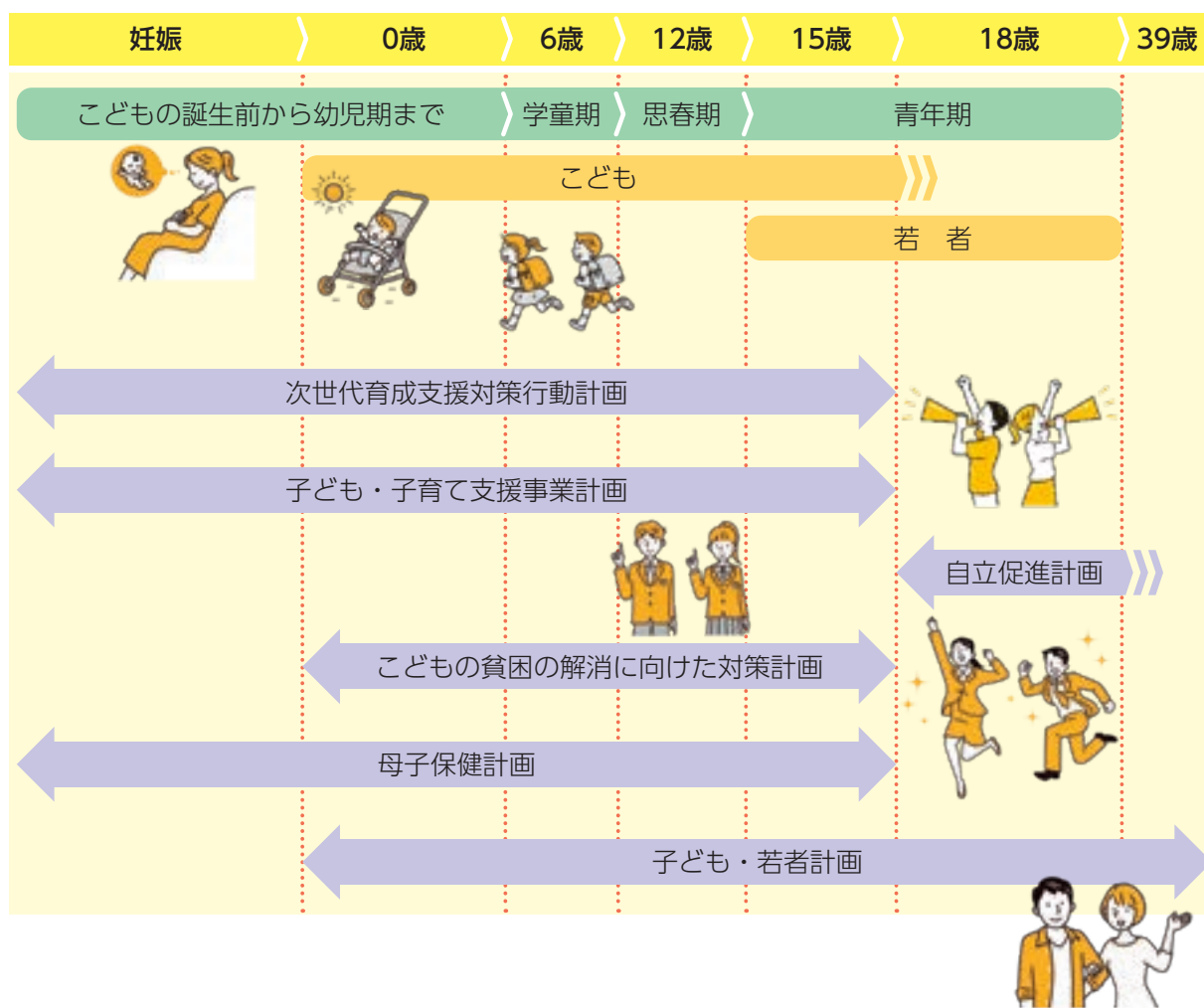
「こどもまんなか社会」のイメージ

4

計画の対象

こども・若者への支援については、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くこと、また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経ておとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要であることから、この計画は、全てのこども・若者と子育て家庭を対象とします。

なお、この計画では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、**心と身体の発達**の過程にある人を「こども」としており、こどもや若者のみなさまのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。



5

計画の期間等

この計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年計画とします。

なお、社会、経済環境等の状況の変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第 2 章

こども・若者、子育て家庭を 取り巻く現状と課題

第2章には、こんなことが書いてあるよ！

- 1 人口の状況
- 2 少子化の動向
- 3 婚姻・出産等の動向
- 4 就業とこどもの貧困の状況
- 5 市の子育て支援施設の状況
- 6 各種調査結果からみた市の状況
- 7 今後の課題

第2章には
どんなことが
書いてあるの？





人口の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成2（1990）年の174,717人をピークに減少に転じ、令和2（2020）年には155,549人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が令和5年に公表した推計によると、本市の人口は今後減少傾向が続き、令和32年には112,915人まで減少すると予測されています。

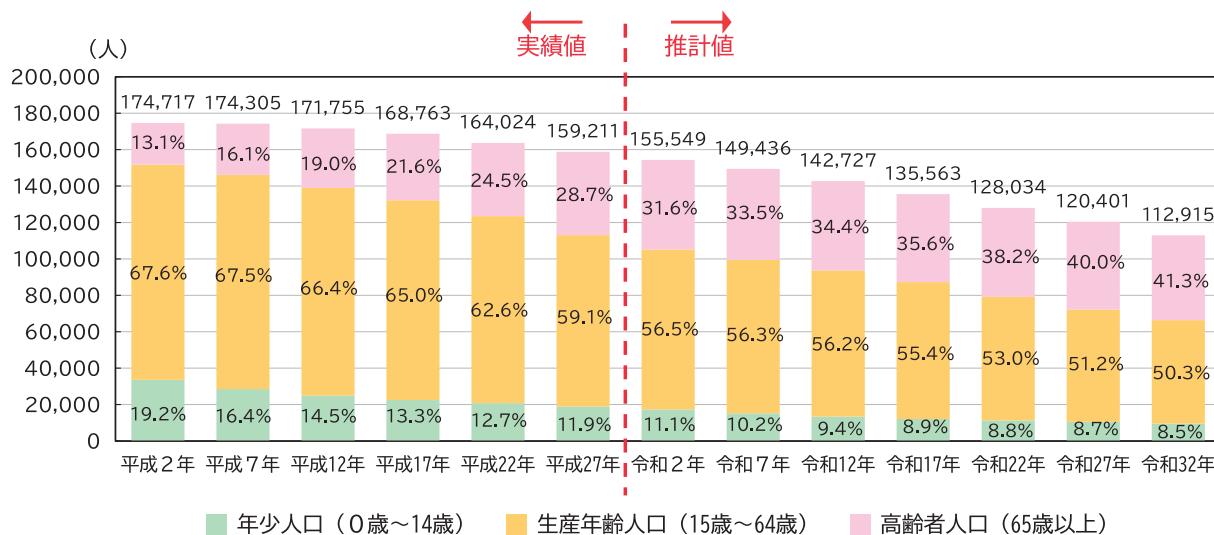
(2) 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）は平成2（1990）年をピークに減少に転じています。

一方、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、人口に占める割合が、平成7（1995）年には16%となり高齢社会^{※1}に、平成17（2005）年には22%となり超高齢社会^{※2}に突入しました。

今後の予測では、高齢者人口は横ばいになるものの、生産年齢人口と年少人口（0～14歳）の減少が進むと予測されることから、令和32（2050）年には高齢化率が41%となり、1.3人で1人の高齢者を支える社会になるとされています。

人口・年齢区分別人口の推移と推計



資料：[実績値] 総務省「国勢調査」、[推計値] 国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計）

※構成比については端数処理を行っているため、合計が100%にならない場合があります。

※1 高齢社会 65歳以上の高齢者の割合が人口の14%を超えた社会のこと。

※2 超高齢社会 65歳以上の高齢者の割合が人口の21%を超えた社会のこと。

2

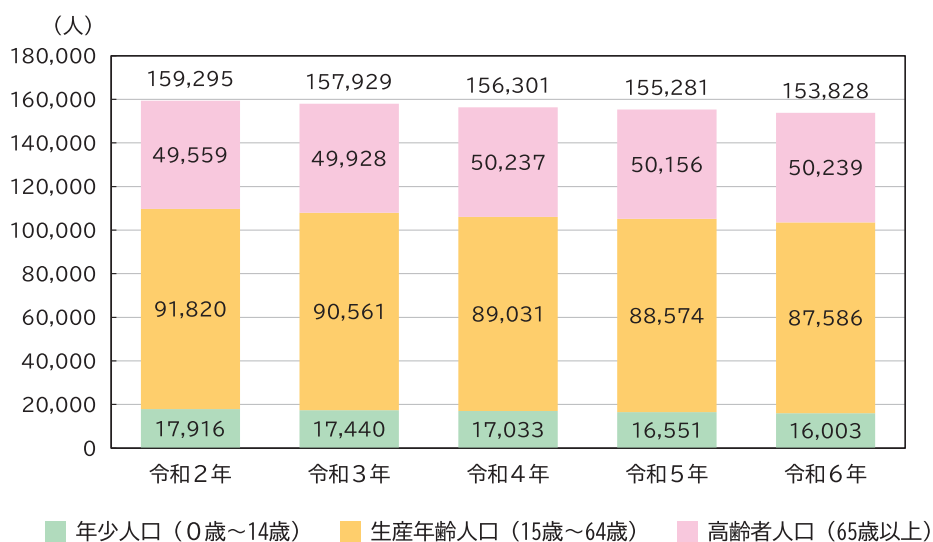
少子化の動向

(1) 本市の人口の状況

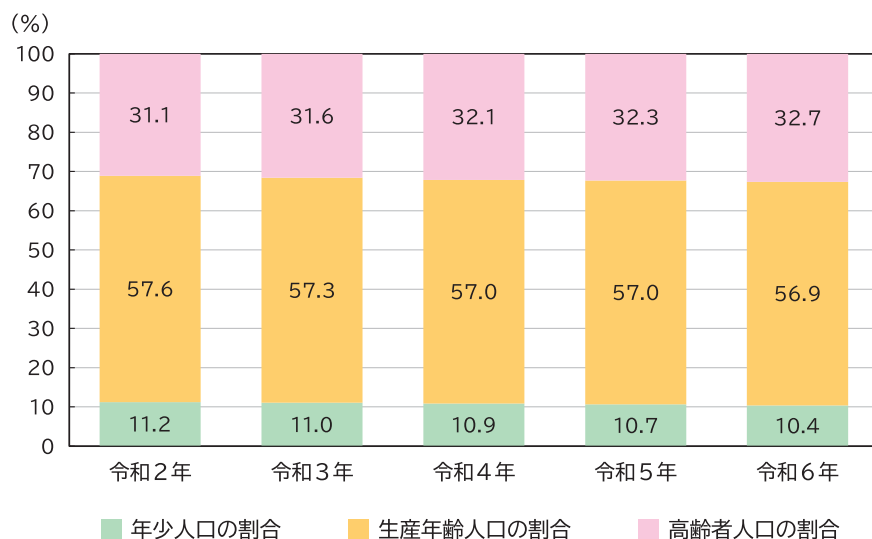
本市の総人口をみると、令和2年の159,295人をピークに、その後は年々減少が続き、令和6年4月1日現在では153,828人となっており、令和2年からの4年間で5,467人減少したことになります。

また、年齢3区分別でみると、高齢者人口の割合が年々増加する一方、年少人口の割合は年々減少しており、少子・高齢化が進行していることが分かります。

総人口と年齢3区分別人口構成比の推移



■ 年少人口 (0歳～14歳) ■ 生産年齢人口 (15歳～64歳) ■ 高齢者人口 (65歳以上)



■ 年少人口の割合 ■ 生産年齢人口の割合 ■ 高齢者人口の割合

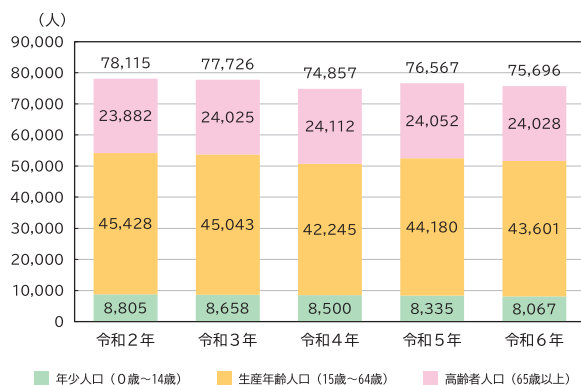
※ 各年4月1日現在、外国人を含む。

数値を四捨五入している関係で、各項目(年代)の割合を合計しても100%にならない年があります。なお、本書中の以降の図表についても同様です。

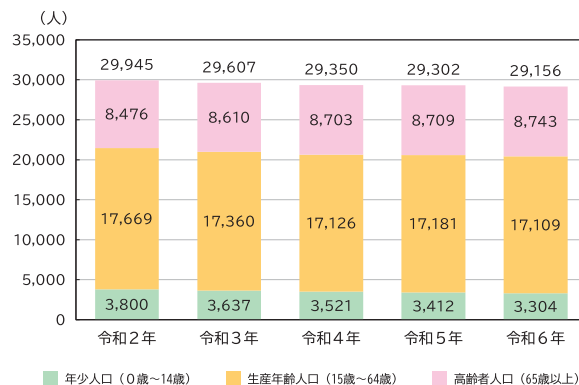
資料：栃木市「住民基本台帳」

地域別人口の推移

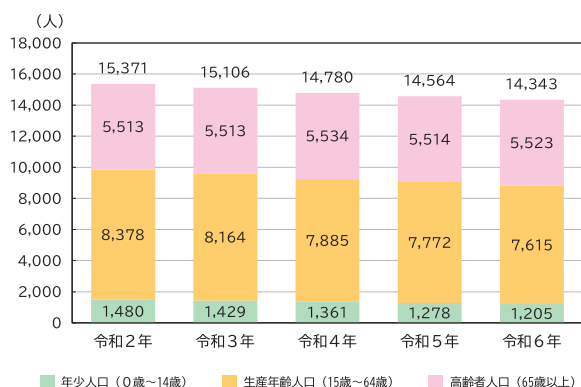
栃木地域



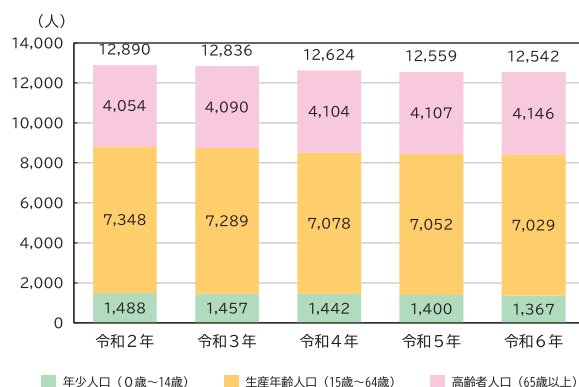
大平地域



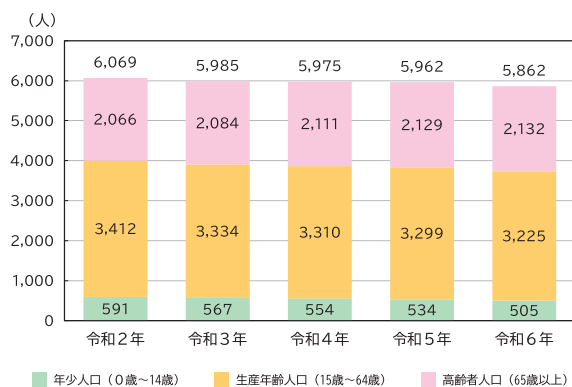
藤岡地域



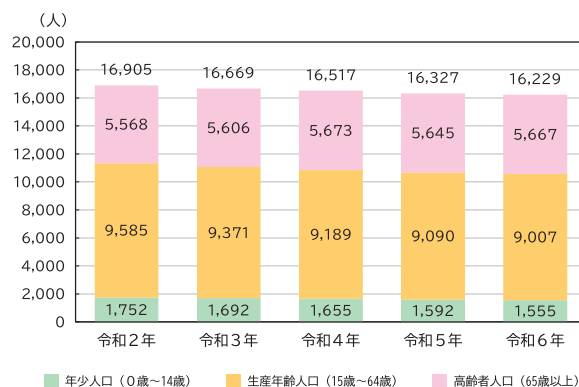
都賀地域



西方地域



岩舟地域



※ 各年4月1日現在、外国人を含む。

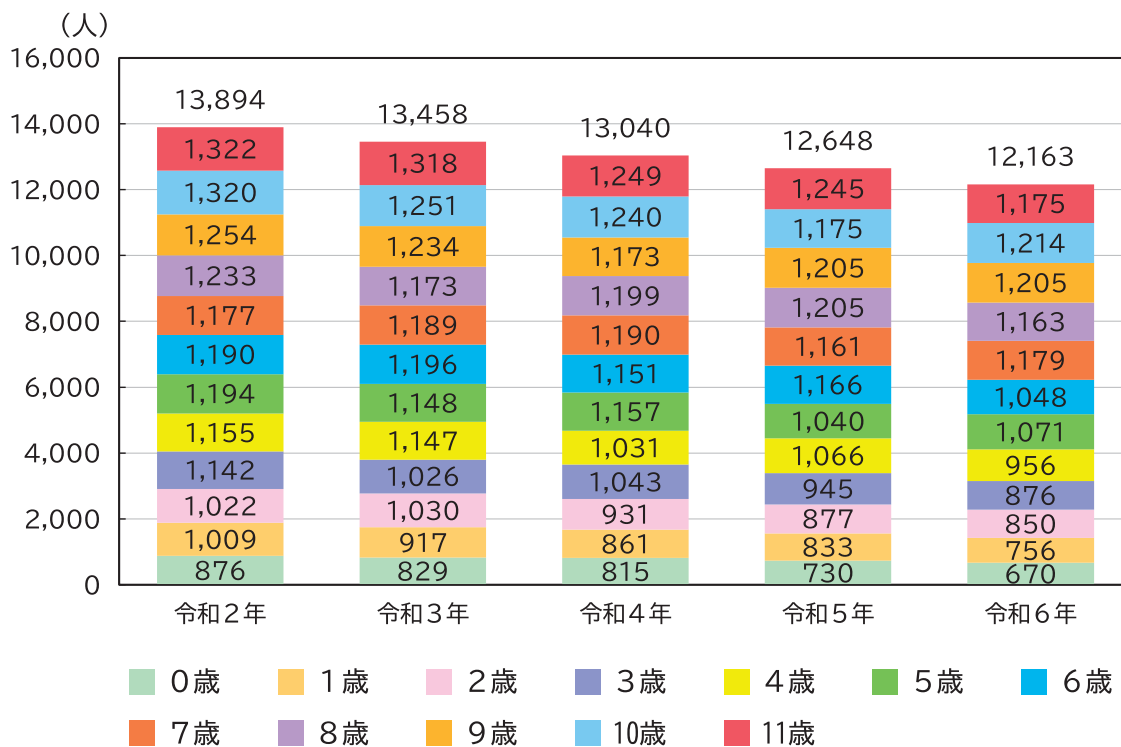
資料：栃木市「住民基本台帳」

(2) 児童数

本市の11歳以下の児童の人数は、令和2年から年々減少し、令和6年4月1日現在では12,163人となっており、4年間で1,731人減少しています。

0～5歳の「就学前児童」数が5,179人、6～11歳の小学生（小学校児童）数が6,984人となっています。

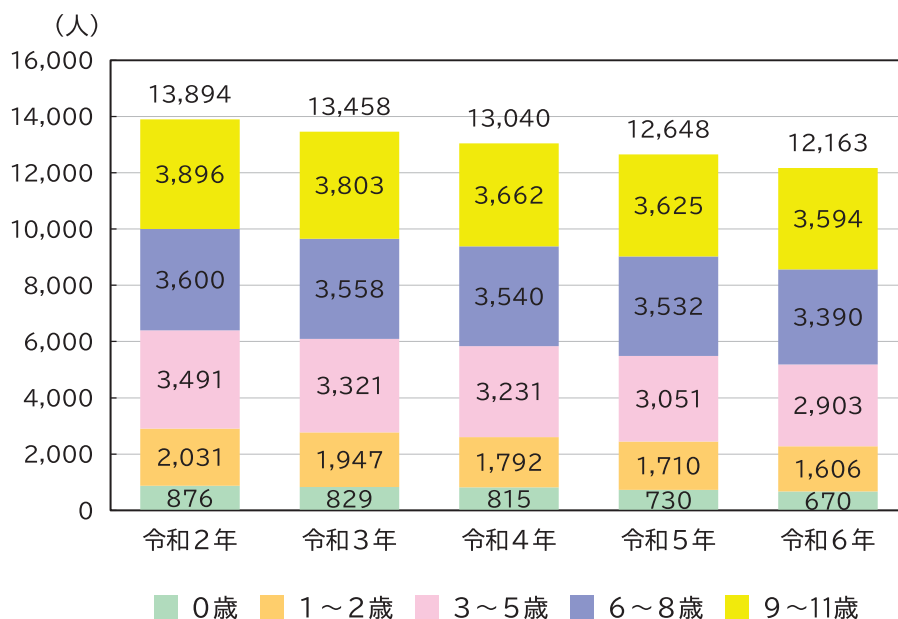
年齢別児童数の推移



※ 各年4月1日現在、外国人を含む。

資料：栃木市「住民基本台帳」

年齢5区分別児童数の推移



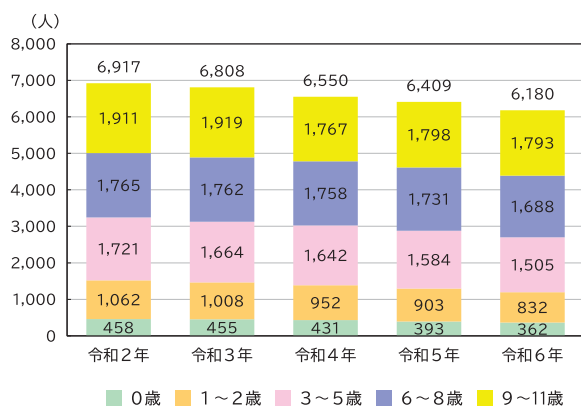
※ 6～8歳…小学校低学年、9～11歳…小学校高学年に当たる年齢です。

※ 各年4月1日現在、外国人を含む。

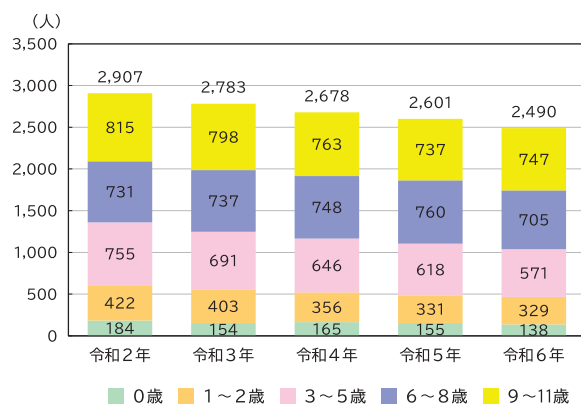
資料：栃木市「住民基本台帳」

地域別児童数の推移

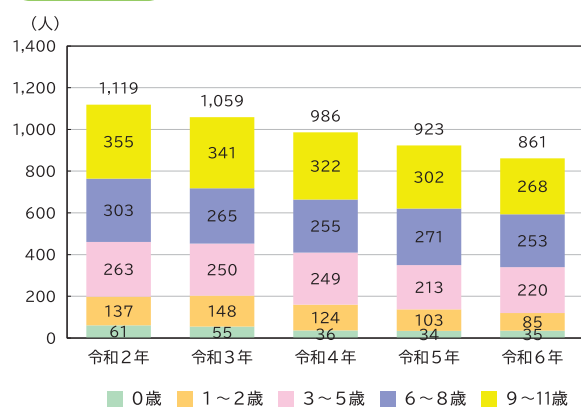
栃木地域



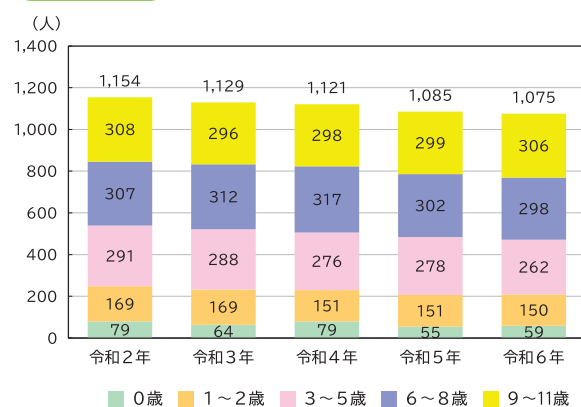
大平地域



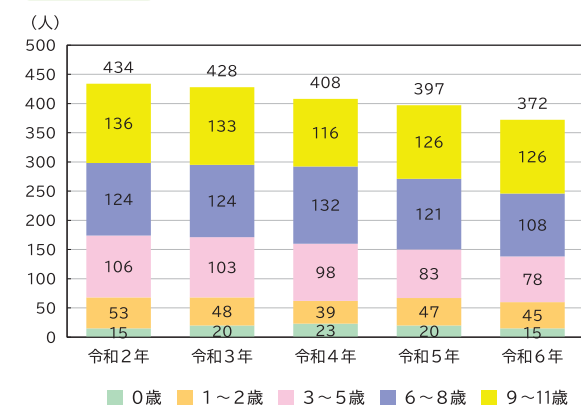
藤岡地域



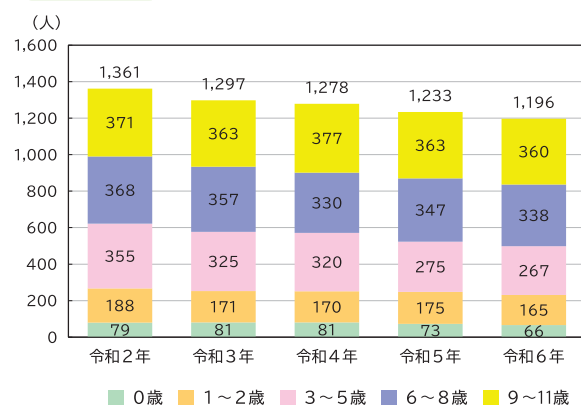
都賀地域



西方地域



岩舟地域



※ 各年4月1日現在、外国人を含む。

資料：栃木市「住民基本台帳」

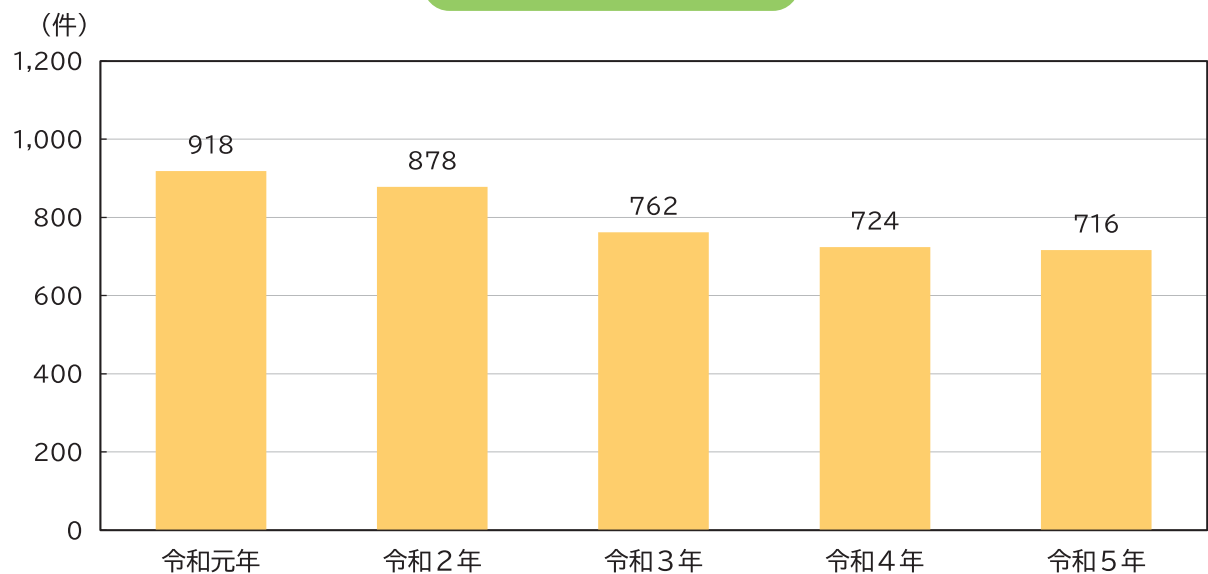
3

妊娠・出産等の動向

(1) 妊娠届出件数

本市の妊娠届出件数は、近年は年々減少を示しており、令和5年度では、令和元年度よりも約200人少ない716人となっています。

妊娠届出件数の推移

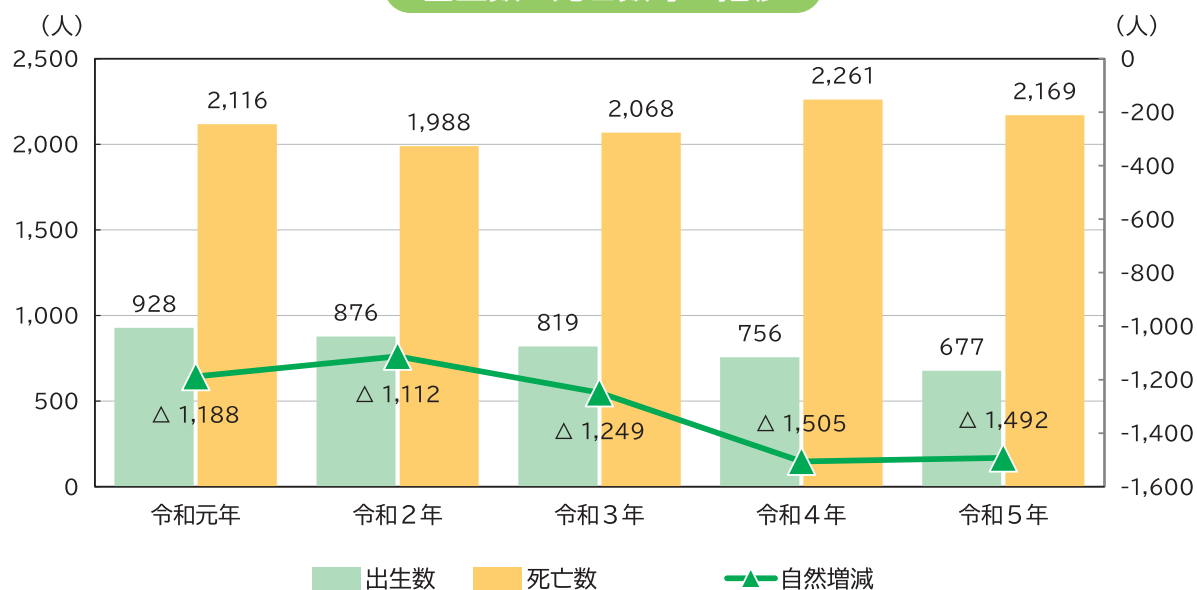


資料：栃木市（こども家庭センター）

(2) 出生・死亡

本市の出生数・死亡数の推移をみると、近年は例年死亡数が出生数を1,000人以上、上回っており、「自然減」となっています。また、出生数は、年々減少の傾向です。

出生数・死亡数等の推移



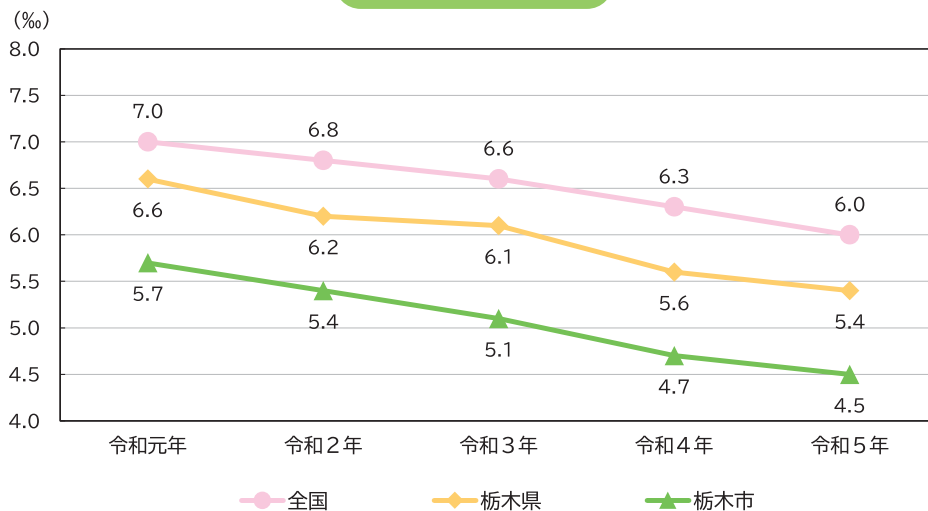
※ 外国人を含む。

資料：栃木県「栃木県人口動態統計」

(3) 出生率

本市の出生率^{*}は、年々低下しており、令和5年には4.5%と、令和元年時より1.2%低くなっています。また、例年、全国及び栃木県の数値を下回っています。

出生率の推移



資料：栃木県「栃木県保健統計年報」



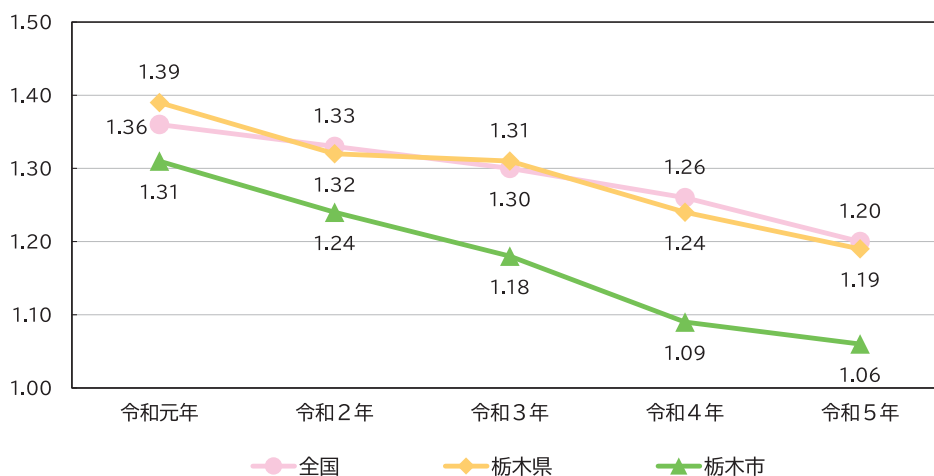
出生率とは？

一定の期間における、人口に対する出生数の比率を示した数値のこと。
小さ過ぎる値となるのを避けるため、人口千人に対する数（%：パーミル）で表します。

(4) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率^{*}は、年々低下しています。令和5年では1.06%と、令和元年時と比べて低くなっており、全国及び栃木県の数値よりも下回って推移しています。

合計特殊出生率の推移



資料：栃木県「栃木県保健統計年報」



合計特殊出生率とは？

その年次の15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたとき仮定したときのこどもの数に相当します。

4

子育て家庭の状況

(1) 世帯の状況

本市の世帯別の状況をみると、一般世帯の数は増加しており、令和2年では60,796世帯となっています。また、世帯種別では、親族世帯に占める核家族世帯の割合が近年増加してきており、核家族化が進行していることが分かります。

世帯種類別の数・構成比

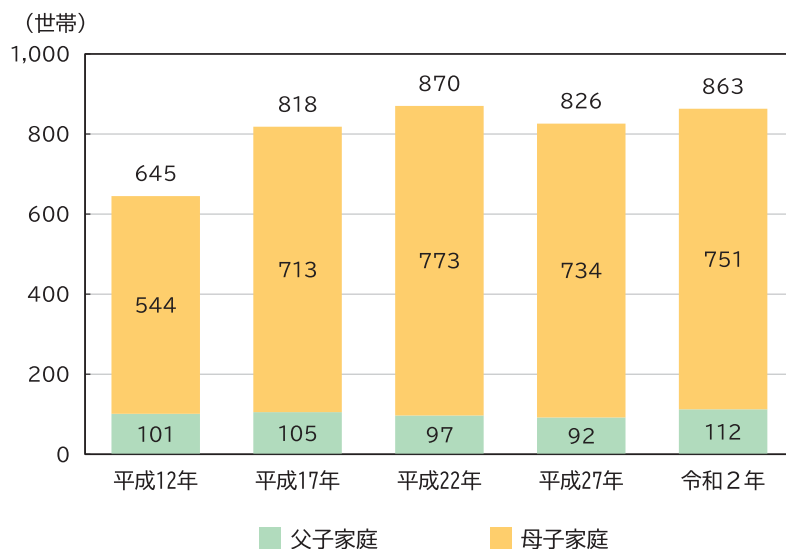
	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数※（世帯）	56,409	57,757	60,796
親族世帯数（世帯）	44,094	43,531	43,083
核家族世帯数（世帯）	32,496	33,560	35,147
（親族世帯に占める割合）	(73.7%)	(77.1%)	(81.6%)
その他の親族世帯数（世帯）	11,598	9,971	7,936
（親族世帯に占める割合）	(26.3%)	22.9%	(18.4%)
非親族世帯数（世帯）	439	495	460
単独世帯数（世帯）	11,871	13,714	17,171
一般世帯数のうち母子世帯数（世帯）	773	734	751
一般世帯数のうち父子世帯数（世帯）	97	92	112

※ 各年、「世帯家族類型不詳」の世帯があるため、親族世帯、非親族世帯及び単独世帯の世帯数を合計しても一般世帯の世帯数と一致しない。

資料：総務省「国勢調査」

(2) ひとり親家庭の状況

本市のひとり親家庭数は、平成27年には、826世帯となっており、平成12年以降、初めて減少しましたが、令和2年には863世帯となり、再び増加しています。



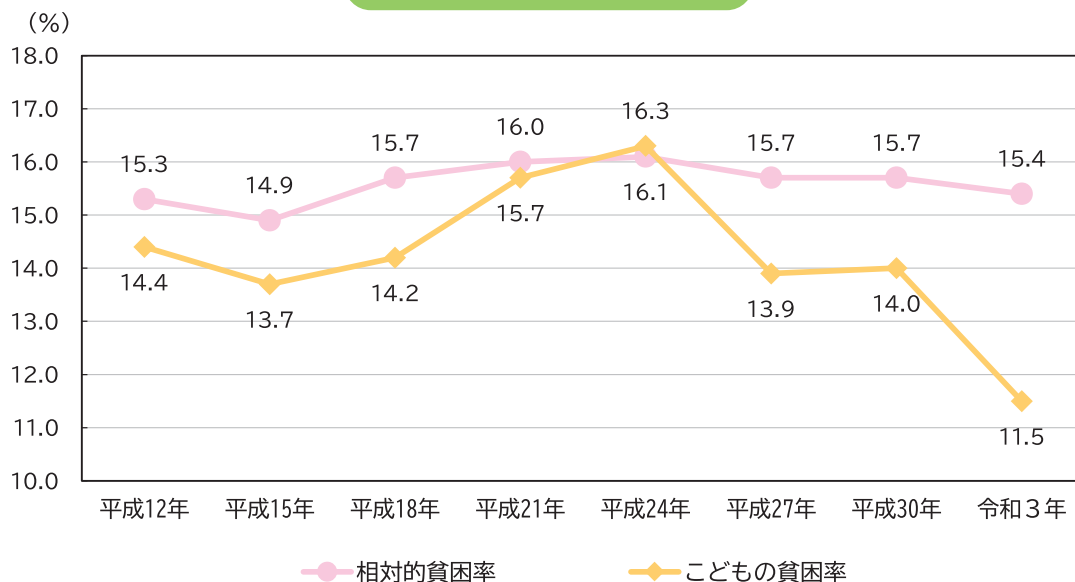
資料：総務省「国勢調査」

(3) こどもの貧困の状況

「国民生活基礎調査」に基づく全国のこどもの貧困率※は、上昇傾向にありましたが、近年は低下傾向になり、令和3（2021）年では11.5%となっています。

また、こどもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率※も全体的に改善傾向にありますが、「大人が一人世帯」の貧困率は、他と比較して高い傾向にあります。

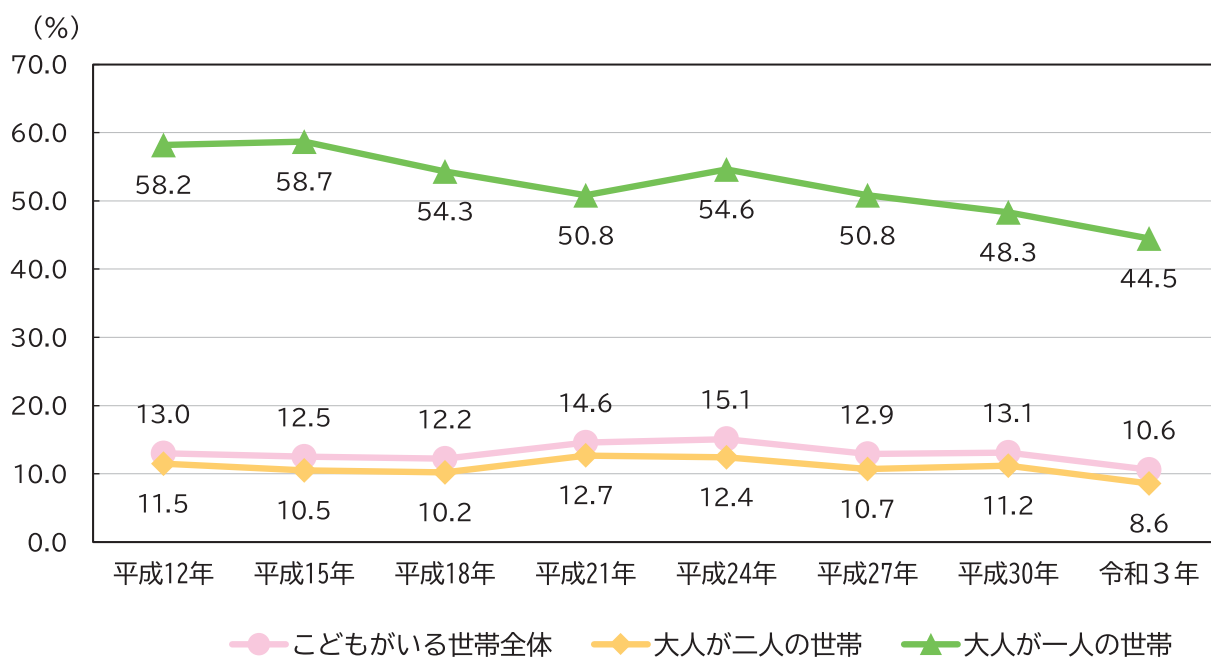
相対的貧困率等の推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

こどもがいる現役世帯※の世帯員の相対的貧困率の推移

※ 現役世帯：世帯主が18歳以上65歳未満の世帯のこと。



※ こどもの貧困率とは、17歳以下のこども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下のこどもの割合をいいます。相対的貧困率とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得〔いわゆる手取り収入〕を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を「貧困線」といい、貧困線に満たない世帯員の割合をいいます。

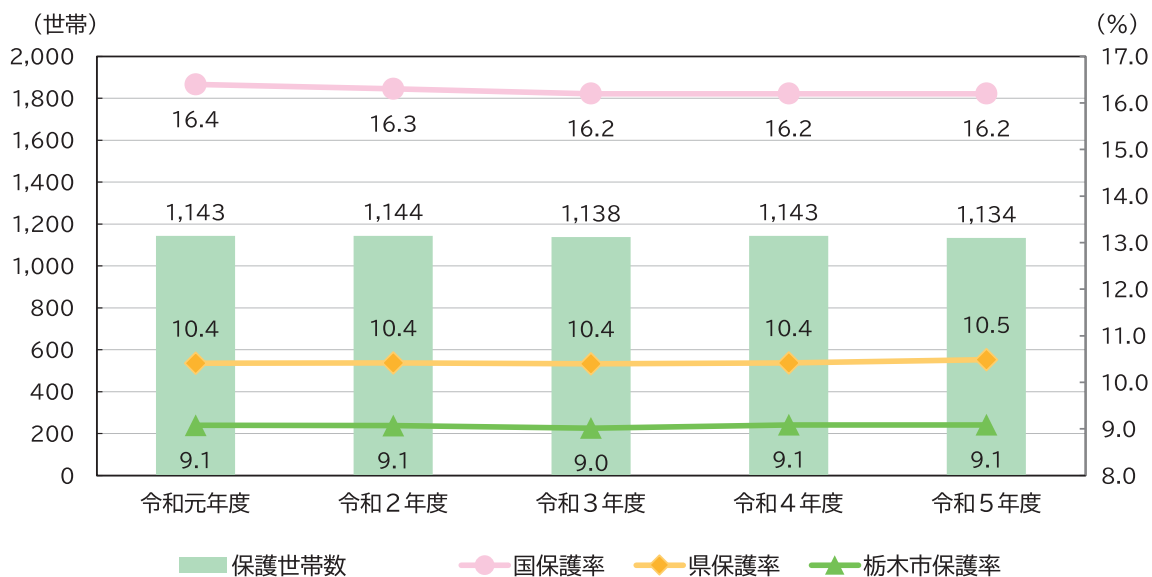
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(4) 生活保護受給世帯数と保護率

近年、本市の生活保護受給世帯数と生活保護率、国・県の生活保護率は、いずれも横ばい傾向で推移しており、本市の保護率は、栃木県を若干下回る程度ですが、国との比較では5ポイント以上と、大きく下回っています。

また、本市の生活保護受給世帯数のうち、17歳以下のこどもがいる世帯と、ひとり親の世帯の数・割合は、近年はともにやや減少する傾向にあります。

生活保護世帯数と保護率の推移



※ 各年度3月31日時点

資料：栃木市（福祉総務課）

こどものいる生活保護受給世帯の推移

年度	全生活保護世帯	17歳以下のこどものいる生活保護世帯		17歳以下のこどものいる生活保護世帯のうち、ひとり親の世帯	
	世帯数 (①)	世帯数 (②)	割合 (②/①)	世帯数 (③)	割合 (③/①)
令和元	1,143世帯	57世帯	5.0%	44世帯	3.8%
令和2	1,144世帯	58世帯	5.1%	41世帯	3.6%
令和3	1,138世帯	47世帯	4.1%	36世帯	3.2%
令和4	1,143世帯	42世帯	3.7%	32世帯	2.8%
令和5	1,144世帯	45世帯	3.9%	32世帯	2.8%

※ 各年度3月31日末時点

資料：栃木市（福祉総務課）

(5) 就学援助認定（要保護^{※1}・準要保護^{※2}）児童・生徒数

就学援助の認定者の割合は、微増の傾向にあり、特に中学生の割合が高くなっています。令和元年度と令和5年度の比較では、小学生で0.13ポイント、中学生で0.33ポイント上昇しています。

※1 要保護児童・生徒…生活保護受給世帯の小・中学生

※2 準要保護児童・生徒…生活困窮世帯の小・中学生

就学援助認定児童・生徒数の推移

年度	小学校			中学校			認定者数 合計 (人)
	全児童数 (人)	認定者数 (人)	援助率 (%)	全生徒数 (人)	認定者数 (人)	援助率 (%)	
令和元	7,605	596	7.84	3,865	332	8.59	928
令和2	7,424	598	8.05	3,862	341	8.83	939
令和3	7,281	574	7.88	3,813	344	9.02	918
令和4	7,150	563	7.87	3,823	344	9.00	907
令和5	7,080	564	7.97	3,743	334	8.92	898

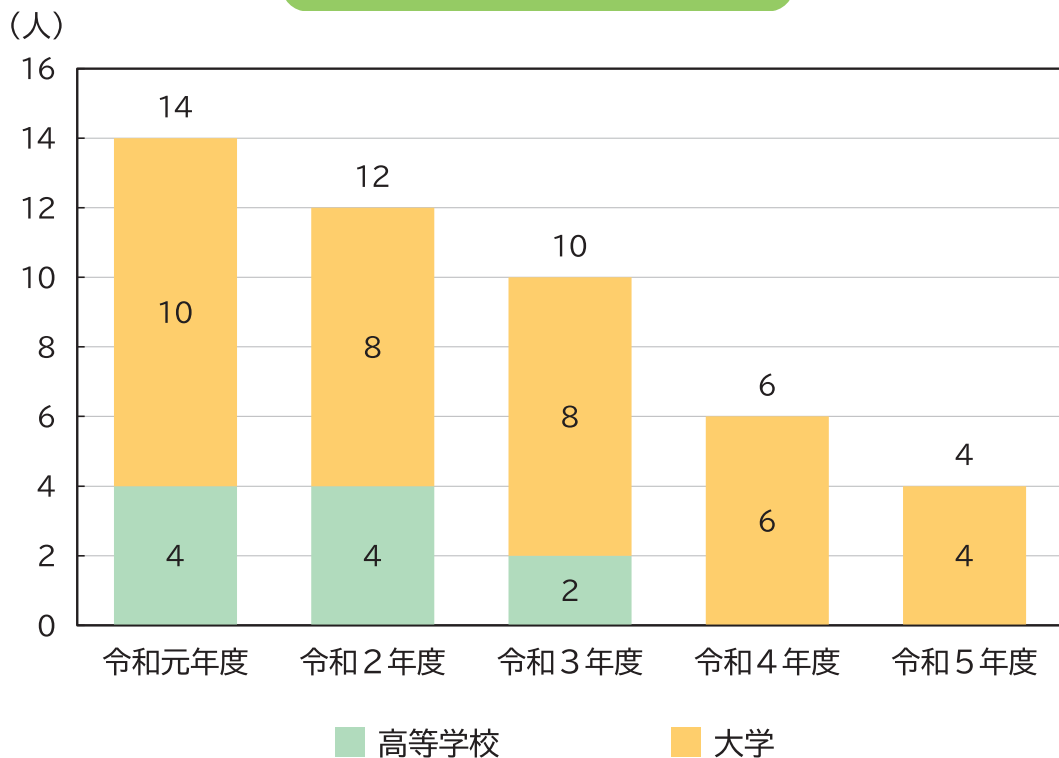
資料：栃木市教育委員会（教育総務課）

(6) 栃木市奨学金の貸付

奨学金の貸付人数については、概ね減少から横ばいで推移しています。

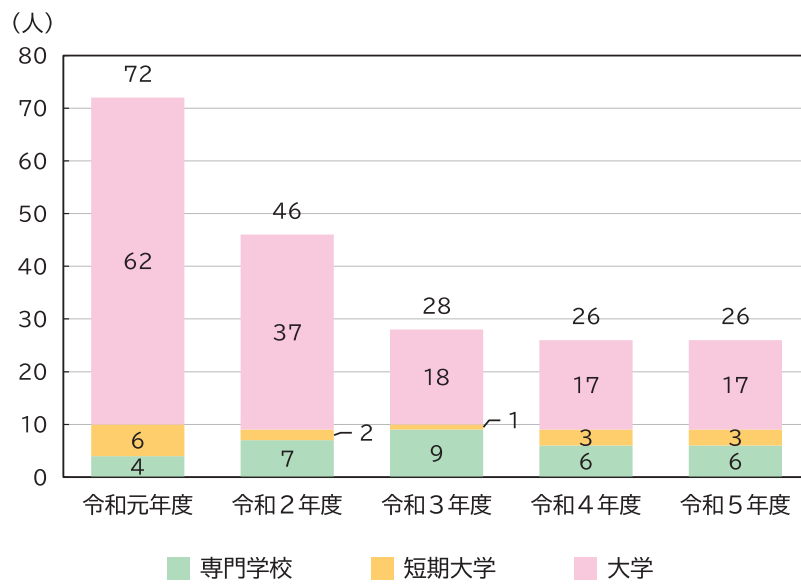
「定住促進奨学金」（条件付返還免除型貸付奨学金）は、卒業後、1年以内に栃木市に居住し、引き続き5年間居住すると、奨学金の返還が全額免除されるもので、令和3年度以降、横ばいとなっています。

奨学金（貸与型）貸付人数の推移



資料：栃木市教育委員会（教育総務課）

定住促進奨学金（条件付返還免除型）貸付人数の推移



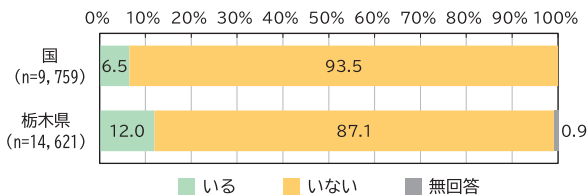
資料：栃木市教育委員会（教育総務課）

(7) ヤングケアラーの実態

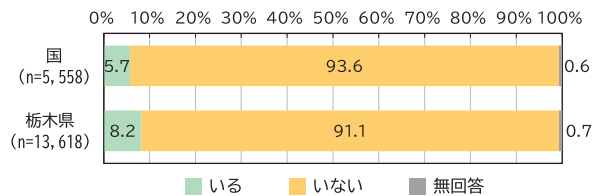
栃木県ヤングケアラー実態調査によると、お世話をしている家族が「いる」割合は、国の調査と比較して全体的に高い傾向にありますが、お世話をしている頻度は、国の調査と比較して少ない傾向にあります。

お世話をしている家族の有無

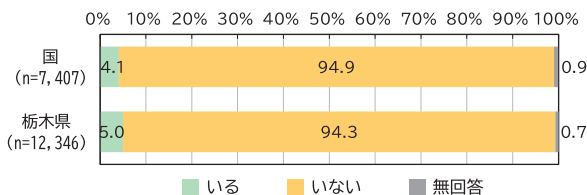
①小学6年生



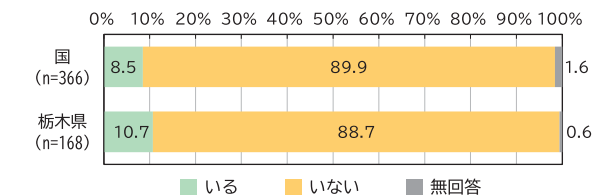
②中学2年生



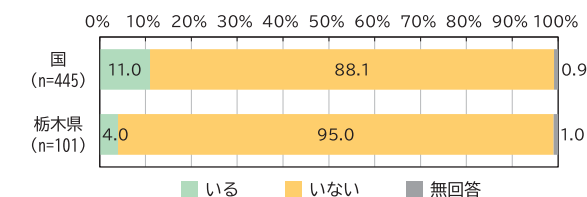
③全日制高校2年生



④定時制高校2年生相当



⑤通信制高校2年生



資料：厚生労働省「『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書』」
資料：栃木県「栃木県ヤングケアラー実態調査」

5

就業の状況

本市の就業者数は、男性は減少傾向にあるものの、女性は増加傾向となっています。就業率^{*}については、男性では若干低下した後上昇し、女性では継続的に上昇しています。

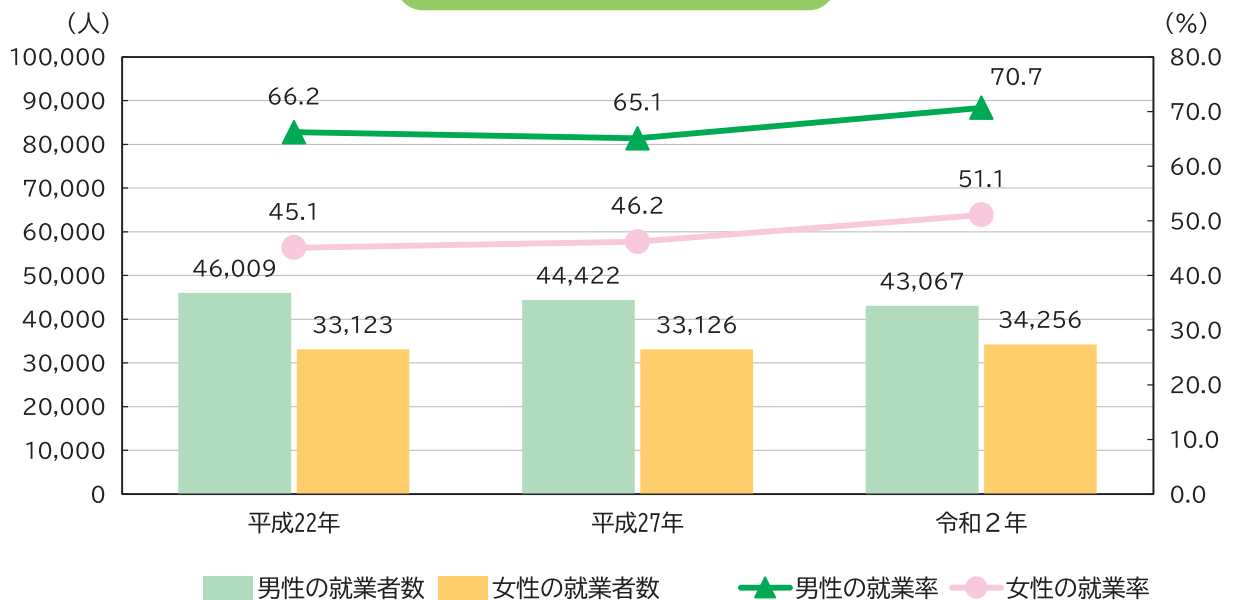
また、男女別の年齢別就業率をみると、女性では、25～29歳を境に低下に転じるもの40～44歳では増加に転じる「M字曲線」を描いています。令和2年国勢調査では、平成22年時と比べ、男性で60歳以上の就業率が高くなり、女性では20歳から全体的に就業率が上がり、55歳以降は緩やかに下がっています。



就業率とは？

15歳以上の人口に占める就業者の割合のこと。

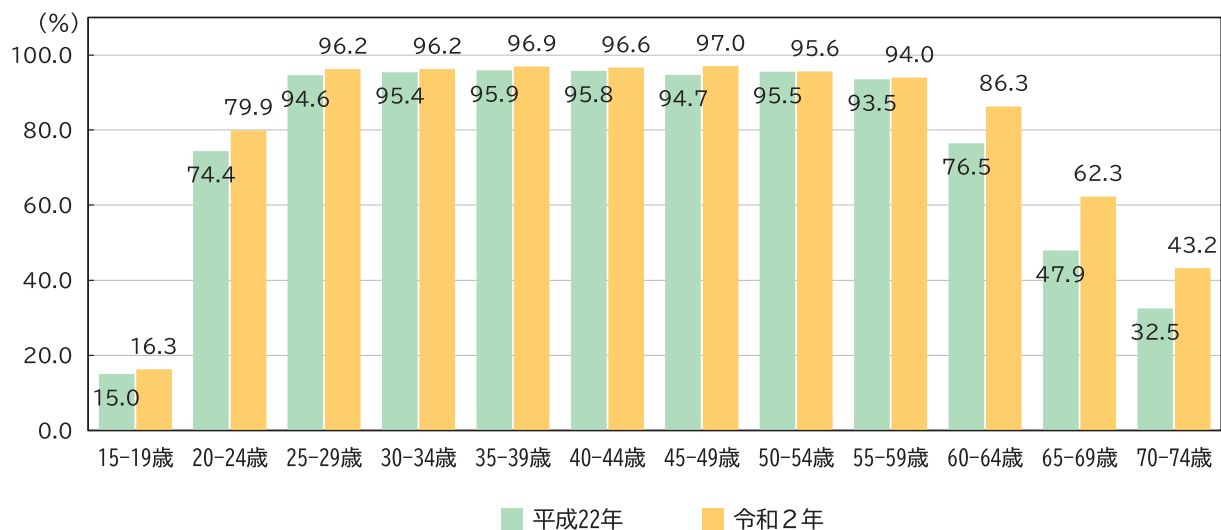
就業者数・就業率の推移



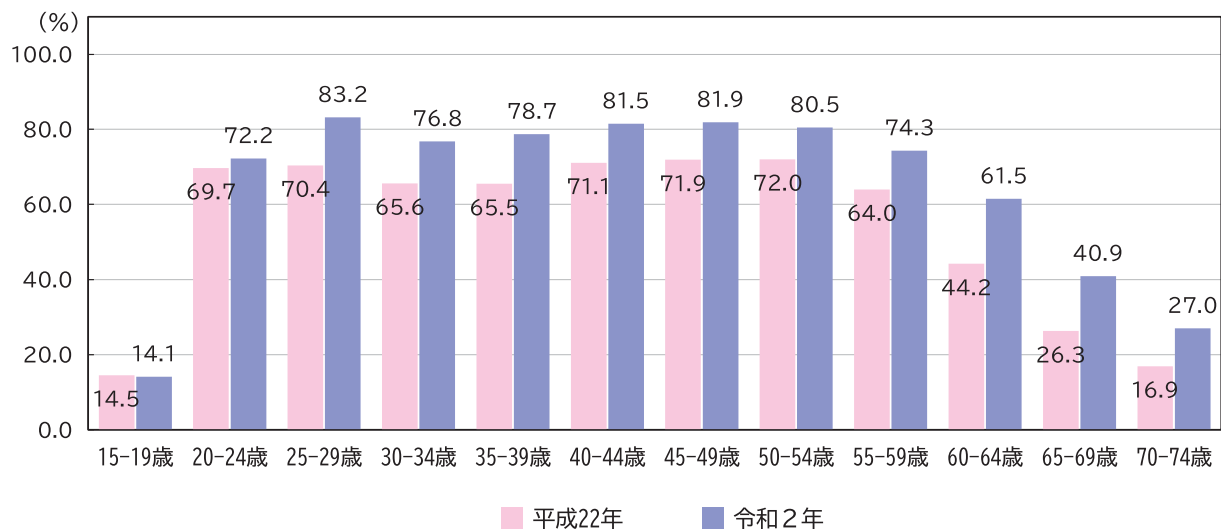
資料：総務省「国勢調査」

男女別年齢別の就業率

男性



女性



資料：総務省「国勢調査」



婚姻等の状況

(1) 栃木県全体の状況

栃木県全体の婚姻件数は近年、長期的には減少の傾向にあり、令和5年には6,594件と、初めて7,000件を割り込む数値となっています。

栃木県の婚姻件数の推移

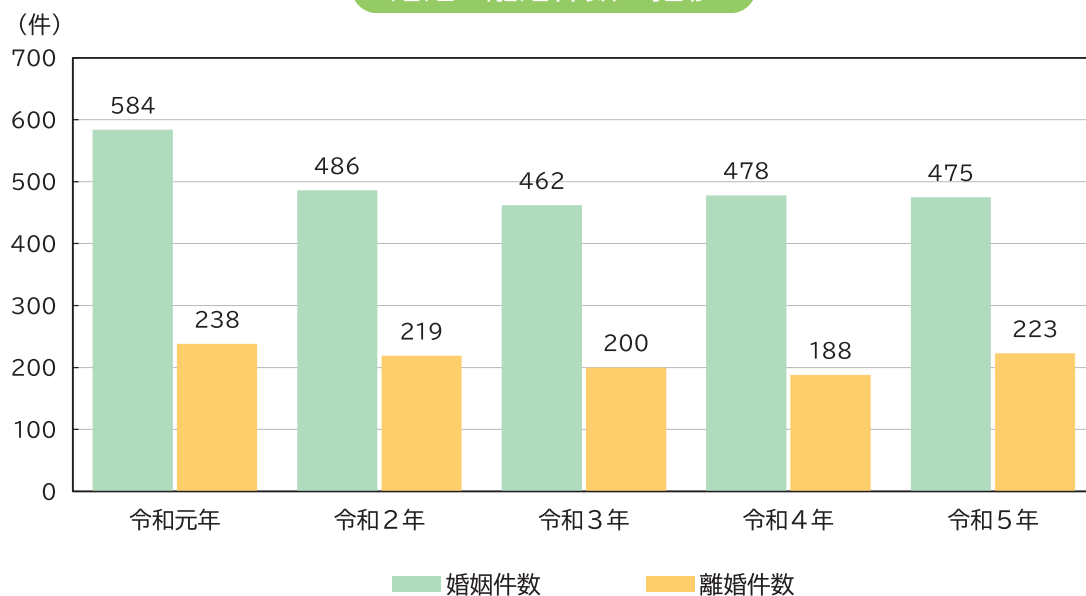


資料：栃木県「人口動態統計」

(2) 婚姻と離婚件数

本市の婚姻件数は近年、減少から横ばいの傾向にあり、令和5年には475件となっています。また、離婚件数は、ほぼ横ばいとなっており、令和5年には223件となっています。

婚姻と離婚件数の推移



資料：栃木県「栃木県保健統計年報」



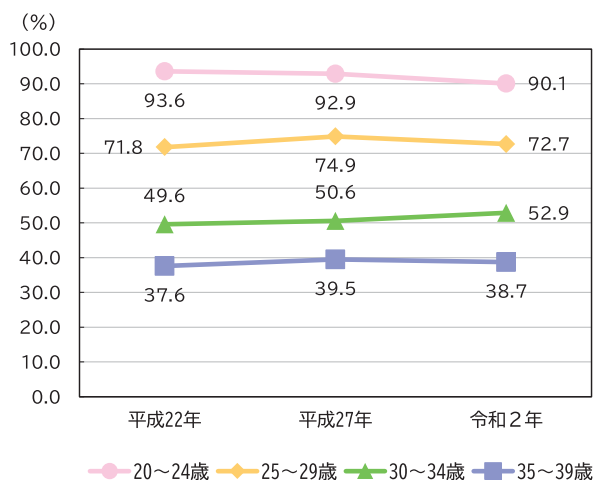
(3) 未婚率

本市の未婚率は、20～24歳の男性を除き、20歳代で平成27年をピークに微減を示しています。

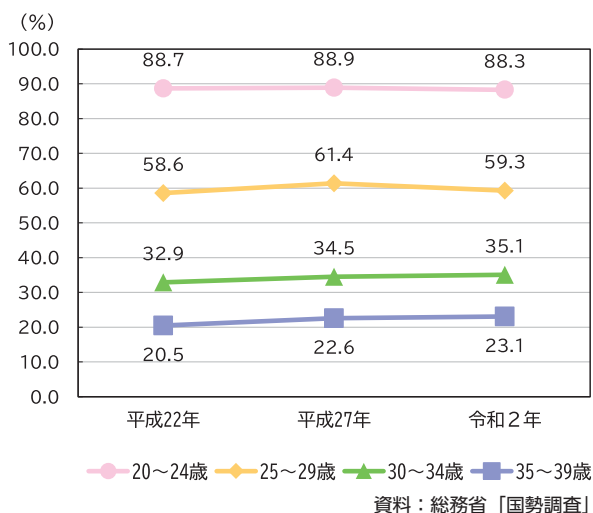
しかしながら、35～39歳の男性を除き、30歳代では、未婚率が微増しており、平成22年から令和2年の間、最大で、男性30～34歳で3.3%、女性35～39歳で2.6%の未婚率の上昇が見られます。

未婚率の推移

男 性



女 性



第2章

子ども・若者、子育て家庭を
取り巻く現状と課題

第3章

計画の基本的な考え方

第4章

施策の展開

第5章

施策の推進体制



7 市の子育て支援施設の状況

(1) 教育・保育施設入所児童数の推移

教育・保育施設の入所児童数は、認可保育園、認定こども園及び小規模保育施設において、減少傾向または横ばいで推移しています。

なお、認可保育園については、施設の老朽化等の理由から大平南第2保育園が令和3年3月31日に閉園しています。

○地域別認可保育園入園児童数の推移（各年4月1日現在、公立・私立のもの合計）

地域	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)
栃木	6	594	6	580	6	566	6	557	6	563
大平	6	385	5	364	5	371	5	375	5	367
藤岡	1	66	1	58	1	61	1	48	1	48
都賀	1	112	1	104	1	107	1	115	1	116
西方	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩舟	2	139	2	126	2	123	2	128	2	128
合 計	16	1,296	15	1,232	15	1,228	15	1,223	15	1,222

資料：栃木市（保育課）

○地域別認定こども園入園児童数の推移（各年4月1日現在、公立・私立のもの合計）

地域	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)
栃木	10	1,607	10	1,533	10	1,489	10	1,395	10	1,336
大平	2	444	2	413	2	387	2	357	2	330
藤岡	2	284	2	288	2	261	2	239	2	241
都賀	1	160	1	145	1	124	1	120	1	112
西方	1	119	1	111	1	118	1	112	1	109
岩舟	2	395	2	385	2	396	2	382	2	364
合 計	18	3,009	18	2,875	18	2,775	18	2,605	18	2,492

資料：栃木市（保育課）



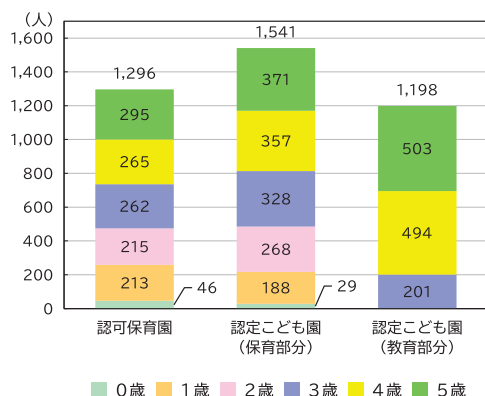
○地域別小規模保育施設入所児童数の推移（各年4月1日現在、公立・私立のもの合計）

地域	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)
栃木	3	50	3	51	3	45	3	49	3	45
大平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都賀	1	17	1	13	1	16	1	13	1	15
西方	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩舟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	4	67	4	64	4	61	4	62	4	60

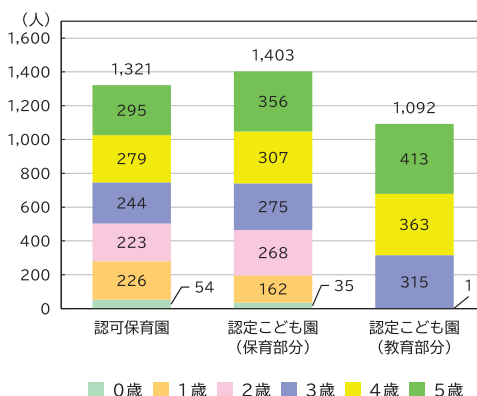
資料：栃木市（保育課）

年齢別教育・保育施設（保育園・認定こども園）入所児童数の推移

令和2年度

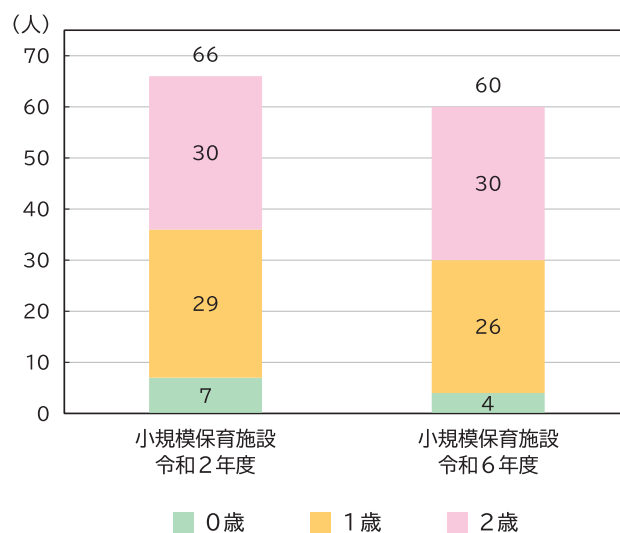


令和6年度



資料：栃木市（保育課）

年齢別教育・保育施設（小規模保育施設）入所児童数の推移



資料：栃木市（保育課）

○認可保育園の利用定員数（令和6年度）

地域	公立・私立の別	施設名	利用定員数（人）						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
栃木	公立	くらのまち保育園	12	12	20	20	23	23	110
	公立	はこのもり保育園	7	25	25	27	31	35	150
	公立	いまいずみ保育園	4	18	25	20	25	28	120
	公立	おおつか保育園	5	10	10	12	16	21	74
	私立	けやき保育園	8	28	28	32	32	32	160
	私立	さくら第2保育園	7	18	25	0	0	0	50
大平	公立	大平西保育園	11	14	14	13	13	15	80
	公立	大平南第1保育園	1	6	8	10	10	10	45
	私立	大平中央保育園	5	15	20	20	20	20	100
	私立	ひかり保育園	10	12	18	18	20	20	98
	私立	フォレストキッズ保育園	12	18	20	22	24	24	120
藤岡	公立	藤岡はーとらんど保育園	8	12	18	20	26	26	110
都賀	公立	都賀よつば保育園	6	20	21	26	26	26	125
岩舟	公立	いわふね保育園	7	14	19	20	20	25	105
	私立	すみれ保育園	6	9	10	11	11	11	58
合 計			109	231	281	271	297	316	1,505

資料：栃木市（保育課）



「利用定員」と「認可定員」とは？

- 利用定員…認可定員と一致させることを基本としつつ、実際の利用状況を反映して、認可定員の範囲内で設定する定員。
- 認可定員…施設の設置にあたり認可または認定された定員のこと。
施設としての受入れ可能人数を示し、認可定員を超える受入れは原則認められません。

○認定こども園利用定員数（令和6年度）

地域	施設名	区分	利用定員数（人）							
			0歳	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳	合計
栃木	アルス幼稚園	教育				15	35	35	35	120
		保育	6	12	12		20	20	20	90
	アルス南幼稚園	教育					30	22	23	75
		保育	3	6	9		13	13	14	58
	國學院大學栃木二杉幼稚園	教育				—	24	35	35	94
		保育	4	7	8		9	9	9	46
	さくら学園SEI	教育				5	10	10	10	35
		保育	—	6	12		16	16	15	65
	栃木幼稚園	教育				—	20	20	20	60
		保育	5	5	5		5	5	5	30
	若葉幼稚園	教育				—	15	15	15	45
		保育	3	7	7		7	7	7	38
	おおみや幼児教育センター	教育				6	27	35	52	120
		保育	4	15	15		20	18	18	90
	ひらかわ幼稚園	教育				0	30	40	40	110
		保育	3	6	7		8	9	7	40
	こども園さくら	教育				—	5	5	5	15
		保育	7	39	38		70	59	62	275
	吹上幼稚園	教育				10	30	40	40	120
		保育	6	20	19		22	22	21	110
大平	おおひらふじ幼稚園	教育				5	20	30	20	75
		保育	3	12	18		16	19	22	90
	大平みなみ幼稚園	教育				—	35	35	35	105
		保育	3	18	24		18	18	18	99
藤岡	バンビ幼稚園	教育				5	19	18	18	60
		保育	6	12	12		15	15	10	70
	ふじおか幼稚園	教育				2	32	33	33	100
		保育	12	18	24		26	30	30	140
都賀	都賀幼稚園	教育				5	20	25	25	75
		保育	3	12	15		16	17	17	80
西方	認定西方なかよしこども園	教育				—	15	15	16	46
		保育	9	12	18		25	25	25	114

地域	施設名	区分	利用定員数（人）							
			0歳	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳	合計
岩舟	岩舟幼稚園	教育				3	24	24	24	75
		保育	3	9	9		12	12	14	59
	しずわでら幼稚園	教育				0	40	40	40	120
		保育	11	32	37		40	40	40	200
教育部分 計						487		477	486	1,450
保育部分計			91	248	289		358	354	354	1,694
合 計			91	248	289	845		831	840	3,144

資料：栃木市（保育課）

○小規模保育施設利用定員数（令和6年度）

地域	施設名	利用定員数（人）			
		0歳	1歳	2歳	合計
栃木	ちびっこランドイオン栃木園	5	7	7	19
	きらら保育園 栃木大宮	5	7	7	19
	うずま保育園	5	7	7	19
都賀	とちぎメリーランド保育園	6	6	7	19
合 計		21	27	28	76

資料：栃木市（保育課）

(2) 小学校在籍児童数の推移（各年度5月1日現在）

本市の小学校の数は、29校となっています。また、在籍児童数が近年減少傾向であり、令和6年5月現在で6,905人となっています。

小学校在籍児童数の推移



資料：栃木市教育委員会（学校教育課）

○地域別小学校在籍児童数の推移

地域	小学校数 (校)	小学校在籍児童数 (人)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
栃木	13	3,656	3,603	3,537	3,497	3,417
大平	4	1,508	1,505	1,480	1,463	1,436
藤岡	4	650	595	573	562	517
都賀	3	619	611	623	620	627
西方	2	259	258	245	246	236
岩舟	3	732	709	692	692	672
合計	29	7,424	7,281	7,150	7,080	6,905

資料：栃木市教育委員会（学校教育課）

(3) 学童保育の在籍児童数の推移（各年度5月1日現在、公立・私立の合計）

本市の学童保育施設と在籍児童の数は、就労家庭の増加のため、近年はともに増加傾向となっており、令和6年5月現在で65か所、2,399人となっています。

学童保育在籍児童数の推移



資料：栃木市（子育て総務課）

○地域別学童保育在籍児童数の推移

地域	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	実施 か所数	児童数 (人)	実施 か所数	児童数 (人)	実施 か所数	児童数 (人)	実施 か所数	児童数 (人)	実施 か所数	児童数 (人)
栃木	30	1,251	31	1,229	32	1,249	32	1,277	32	1,269
大平	9	360	9	382	10	440	10	432	11	457
藤岡	6	159	6	135	6	123	6	157	6	153
都賀	5	150	5	177	5	198	5	199	5	199
西方	2	87	2	90	2	87	3	87	3	94
岩舟	7	232	7	225	7	213	7	220	8	227
合計	59	2,239	60	2,238	62	2,310	63	2,372	65	2,399

資料：栃木市（子育て総務課）

(4) 中学校在籍生徒数の推移（各年度5月1日現在）

本市の中学校は、令和4年に藤岡第一中学校と藤岡第二中学校の統合により1校減となり、13校となっています。また、在籍生徒数も近年減少しており、令和6年5月現在では3,684人となっています。

中学校在籍生徒数の推移



資料：栃木市教育委員会（学校教育課）

○地域別中学校在籍生徒数の推移

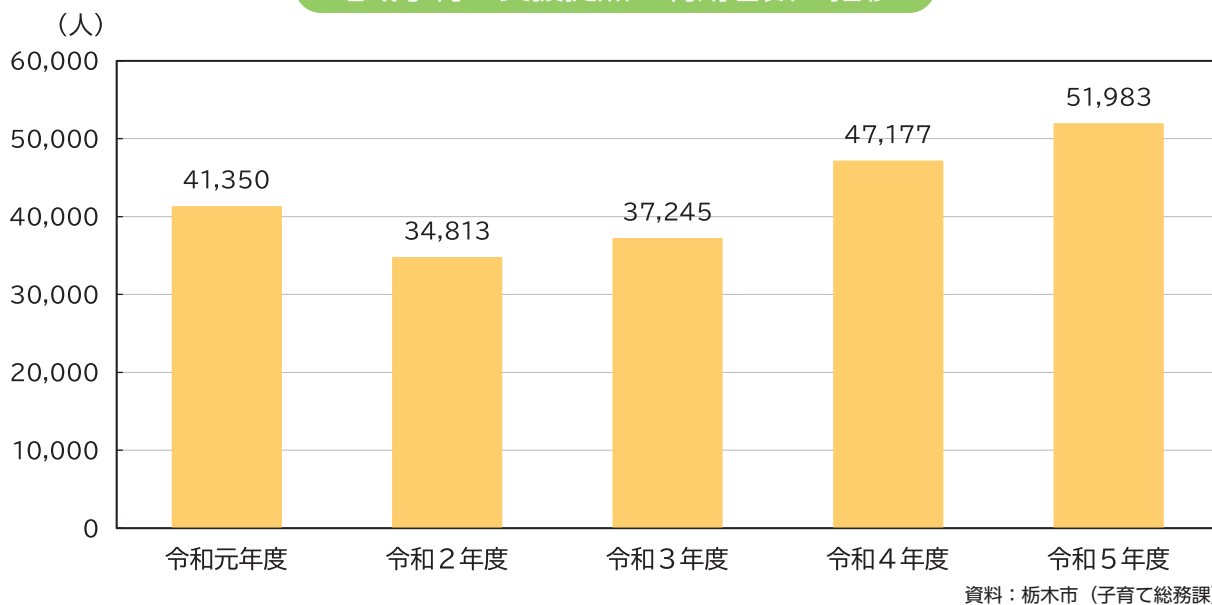
地域	中学校数 (校)	中学校在籍生徒数（人）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
栃木	7	1,818	1,820	1,848	1,834	1,815
大平	2	874	833	822	785	788
藤岡	令和3年度まで	346	354	357	340	324
	2					
	令和4年度から					
	1					
都賀	1	328	326	316	312	287
西方	1	147	126	137	129	128
岩舟	1	349	354	343	343	342
合計	令和3年度まで	3,862	3,813	3,823	3,743	3,684
	14					
	令和4年度から					
	13					

資料：栃木市教育委員会（学校教育課）

(5) 地域子育て支援拠点の利用者数の推移

地域子育て支援拠点は、公設・民間合わせて17か所あり、その利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に最も減少を示しましたが、再び増加をしています。令和5年度の利用実績は51,983人で、同元年度と比べて10,633人増加しています。

地域子育て支援拠点の利用者数の推移



○地域子育て支援拠点の利用者数の推移

拠点名			利用者数（人）				
			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
公設	一般型	地域子育て支援センター	10,657	6,921	5,982	7,871	6,540
		地域子育て支援センターおおひら	6,784	3,089	3,540	3,863	4,200
		地域子育て支援センターふじおか	4,468	2,244	3,091	3,303	3,203
		地域子育て支援センターつが	2,868	1,942	1,691	2,081	2,891
		地域子育て支援センターにしかた	903	893	616	715	926
		地域子育て支援センターいわふね	4,201	1,579	1,549	1,574	1,831
	連携型	子育て支援センターいまいずみ子育てサロン	－	619	767	867	496
		子育て支援センターそのべ子育てサロン	－	1,404	1,524	1,765	1,937
		子育て支援センターてもんのおうち	－	2,805	3,629	3,644	4,679
	小　計		29,881	21,496	22,389	25,683	26,703
民間	一般型	子育て支援センターゆめふうせん	1,499	3,090	3,732	6,906	7,543
		子育て支援センターふれあいポッケ	1,538	1,304	830	1,197	2,323
		子育て支援センターきらり	3,244	1,275	1,475	2,087	1,911
		子育て支援センターエンジェル	2,393	1,717	1,093	1,451	1,371
		子育て支援センターもりのカフェ	2,795	985	824	1,406	1,393
		子育て支援センターたんぽぽ	－	4,946	6,902	8,447	8,323
		子育て支援センターおおひらふじ	－	－	－	－	957
		子育て支援センターバンビーニ	－	－	－	－	1,459
	小　計		11,469	13,317	14,856	21,494	25,280
合　計		41,350	34,813	37,245	47,177	51,983	

資料：栃木市（子育て総務課）



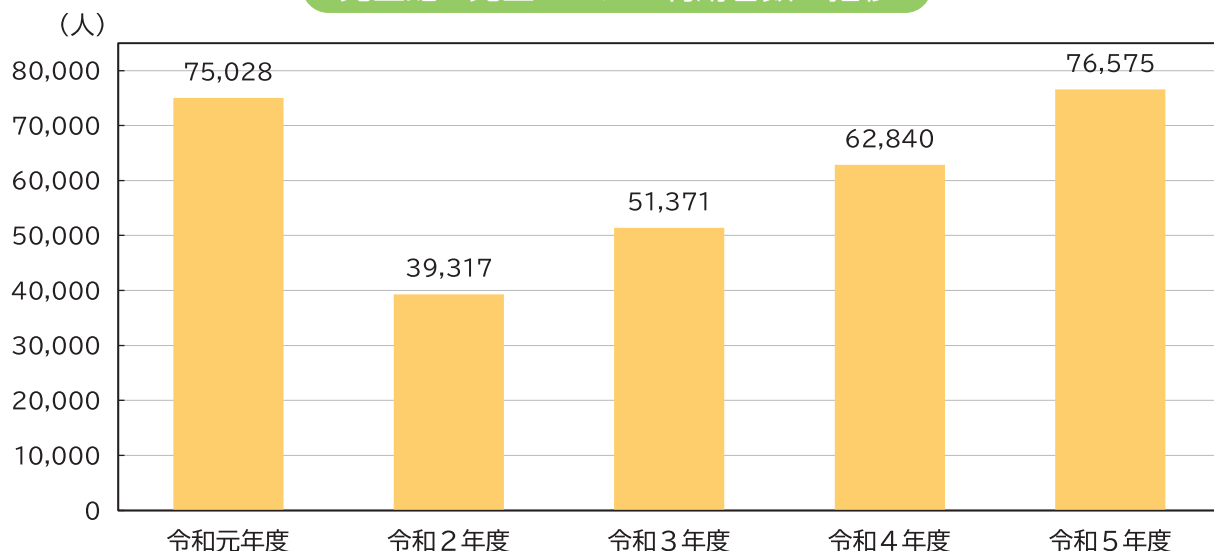
「一般型」と「連携型」とは？

- 一般型…公共施設や保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。
- 連携型…児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設（連携施設）に親子が集う場を設け、一般型と同様に子育て支援のための取組を実施します。栃木市ではいまいずみ児童館、そのべ児童館及び大平児童館の3か所で実施しており、指定管理者が運営・管理を行っています。

（6）児童館・児童センター利用者数の推移

本市の児童館や児童センターは、公設・民間合わせて6か所あり、その利用者数は、新型コロナウイルス感染症により一時落ち込みましたが、現在は以前の水準まで回復し、令和5年度では76,575人となっています。

児童館・児童センター利用者数の推移



資料：栃木市（子育て総務課）

○児童館・児童センター利用者数の推移

施設名		利用者数（人）				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立	はこのもり児童センター	15,447	7,194	8,685	11,064	15,373
	いまいずみ児童館	9,124	5,127	7,342	7,877	9,378
	そのべ児童館	8,693	4,049	4,220	5,894	7,384
	大平みなみ児童館	10,912	6,306	6,723	8,243	9,457
	大平児童館	18,419	9,736	12,970	14,216	17,346
	小 計	62,595	32,412	39,940	47,294	58,938
民間	さくら3Jホール	12,433	6,905	11,431	15,546	17,637
	小 計	12,433	6,905	11,431	15,546	17,637
合 計		75,028	39,317	51,371	62,840	76,575

資料：栃木市（子育て総務課）



アンケート調査からみた市の状況

(1) 調査目的

本計画の策定に当たり、本市の子育て世帯に対して、こども・子育てに関する施策のニーズ・施策に関する意見・要望を、また、本市のこども・若者の生活の実態や将来の生活設計に関する意識をそれぞれ把握し、今後の本市のこども施策に反映していくため、アンケート調査を実施しました。

また、こども・若者の意見の政策反映に向けた取組として、18歳未満のこどもに対して、こどもの居場所づくりをはじめとした、今後の市のこども施策の検討に当たって参考とするための調査も併せて実施しました。

(2) 調査概要

	調査名	調査期間	調査方法	対象者	配付数	有効回収数	有効回収率
①	栃木市 子ども・子育て支援に 関するニーズ調査	令和6年 2月～3月	WEB 回答	就学前児童の保護者	1,500件	405件	27.0%
				小学生の保護者	1,500件	390件	26.0%
②	栃木市 こども・若者の意識と 生活に関する調査	令和6年 2月～3月	WEB 回答	15歳～39歳の こども・若者	1,500件	161件	10.7%
③	栃木市 こどもアンケート	令和7年 2月～3月	書面・WEB 回答併用	18歳未満のこども ※児童館利用者	248件	248件	100%



(3) 調査結果

① 栃木市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

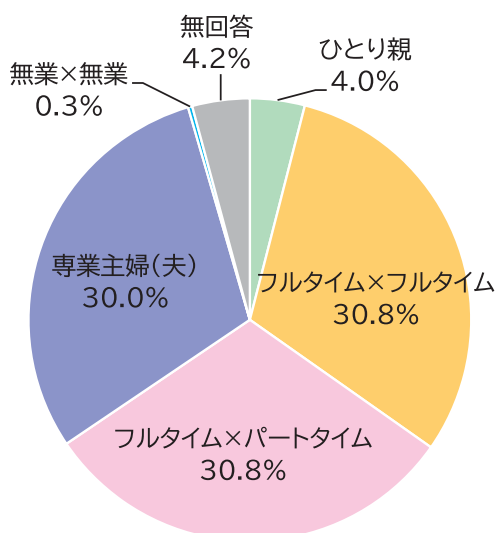
保護者の就労状況

親の就労の状況に基づき各家庭を6つの家庭類型に分類すると、就学前のこどものいる家庭のうち、「(両親ともに) フルタイム×フルタイム」は現在42.1%と4割強を占めて最も多く、「フルタイム×パートタイム」の25.8%を合わせると、「共働き家庭」が全体の67.9%と7割弱にのびります。

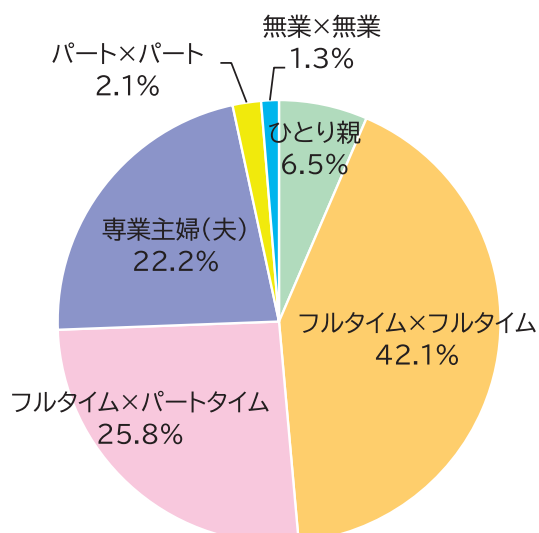
平成30年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、「フルタイム×フルタイム」は30.8%であり、今回の調査では10ポイント以上増加し、一方で「専業主婦(夫)」は、7.8ポイント減少しています。また、今後の就労意向を考慮した「潜在類型」では「フルタイム×フルタイム」は46.3%となっており、割合はさらに多くなっています。

就学前児童の保護者の就労状況による家庭の類型

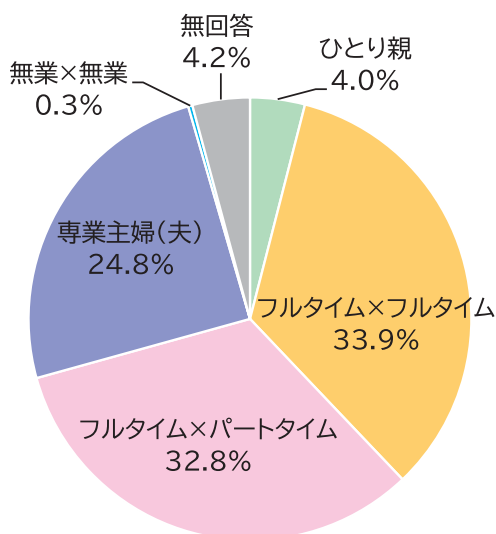
【平成30年度・現在類型】(回答者数：734)



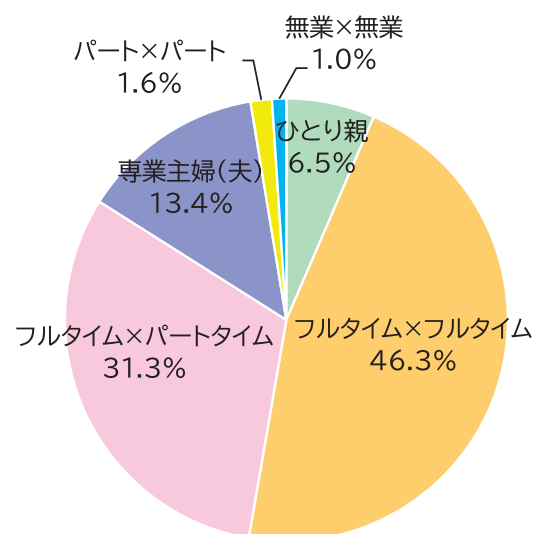
【令和5年度・現在類型】(回答者数：387)



【平成30年度・潜在類型】(回答者数：734)



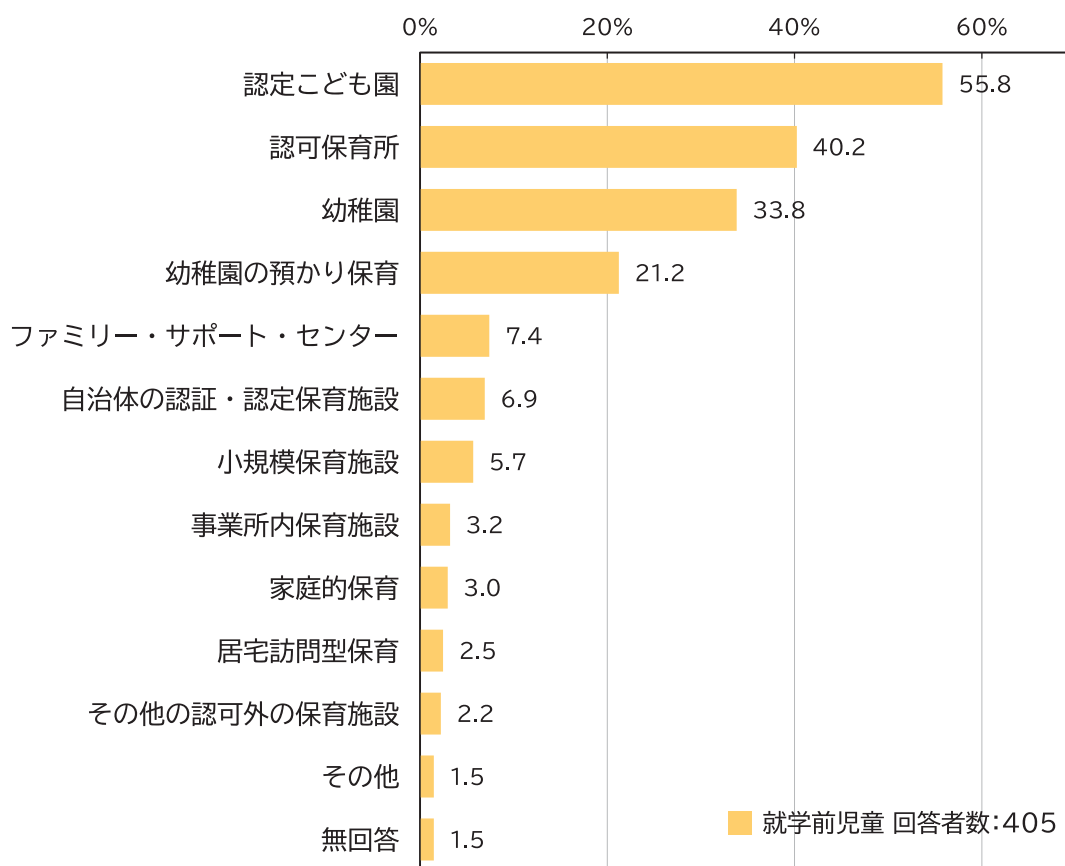
【令和5年度・潜在類型】(回答者数：387)



日常的に利用したい施設・サービス（就学前児童）

就学前の児童のいる家庭において、平日の教育・保育を受ける施設・サービスとして、現在利用している・していないにかかわらず、日常的に利用したいと考えるものとしては、「認定こども園」が55.8%で最も多く、「認可保育園」（40.2%）、「幼稚園」（33.8%）が続いています。

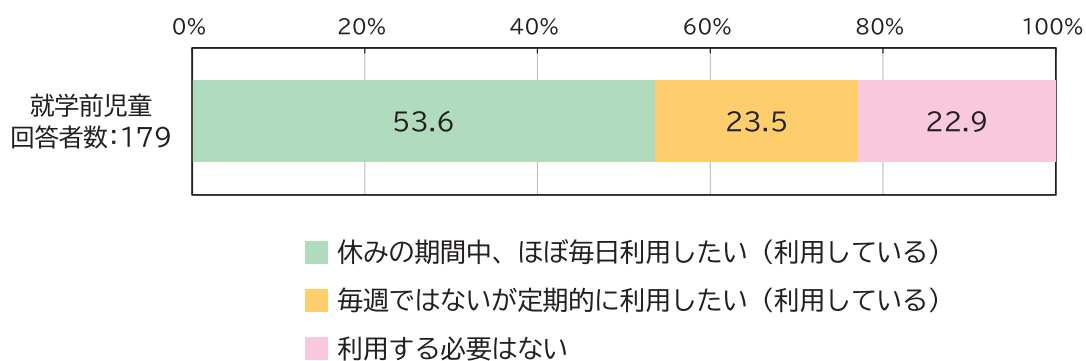
利用したい施設・サービス（就学前児童の保護者）



長期休業期間中の施設・サービスの利用希望（就学前児童）

就学前児童のいる家庭において、夏休み・冬休みなどの長期休業期間中に幼稚園や認定こども園の利用を希望する、または利用しているかでは、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい（利用している）」が53.6%で最も多く、「毎週ではないが定期的に利用したい（利用している）」（23.5%）も合わせると7割強が利用を希望していることになります。

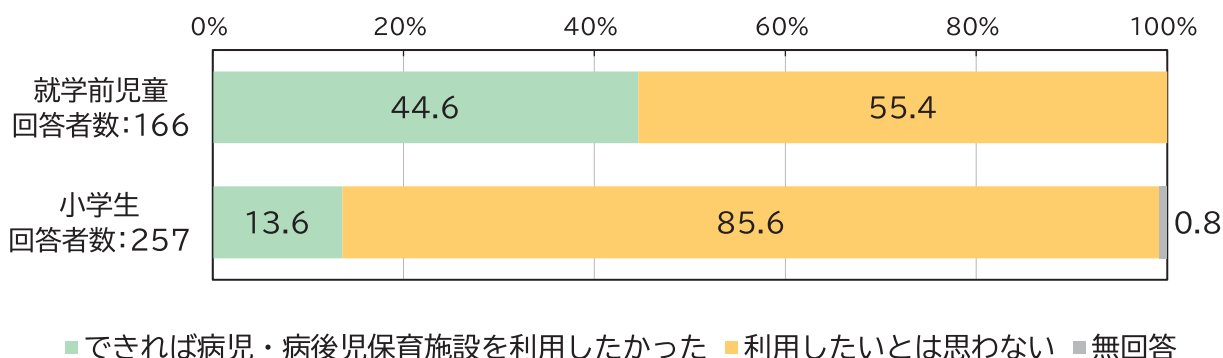
長期休暇期間中のサービス等の利用希望（就学前児童の保護者）



病児・病後児保育施設の利用希望

こどもの病気に際し「親が休んで対応した」と答えた方では、「病児・病後児保育」の利用についての回答は、「できれば病児・病後児保育施設を利用したかった」が就学前児童保護者で44.6%、小学生保護者で13.6%とあり、反対に「利用したいとは思わない」は就学前児童保護者で55.4%、小学生保護者で85.6%となっています。

病児・病後児保育施設の利用

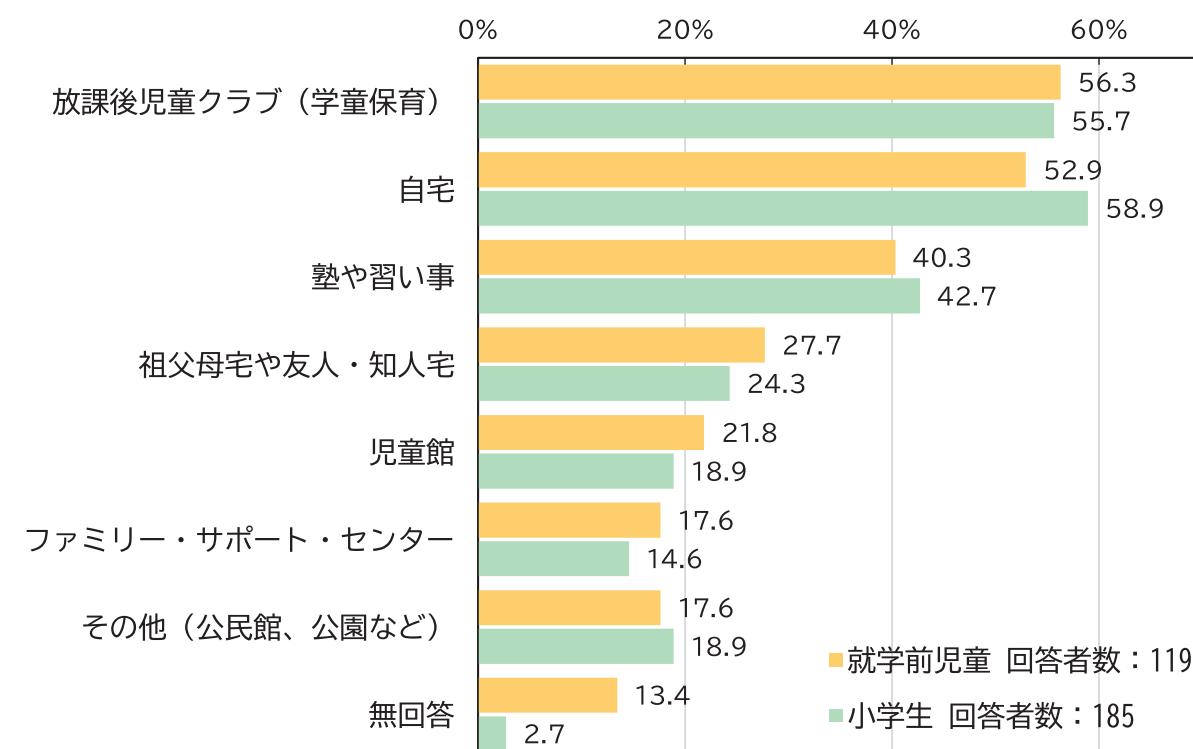


放課後過ごさせたい場所（小学生低学年）

小学生低学年のこどもの放課後（平日の学校終了後）の時間を、どのような場所で過ごさせたいと思うかについては、就学前児童の保護者においては、「放課後児童クラブ（学童保育）」が56.3%で最も多く、次いで「自宅」（52.9%）が多くなっています。

一方で、小学生の保護者においては、「自宅」が58.9%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」（55.7%）が多く、就学前児童保護者とは1位と2位の回答が入れ替わっています。

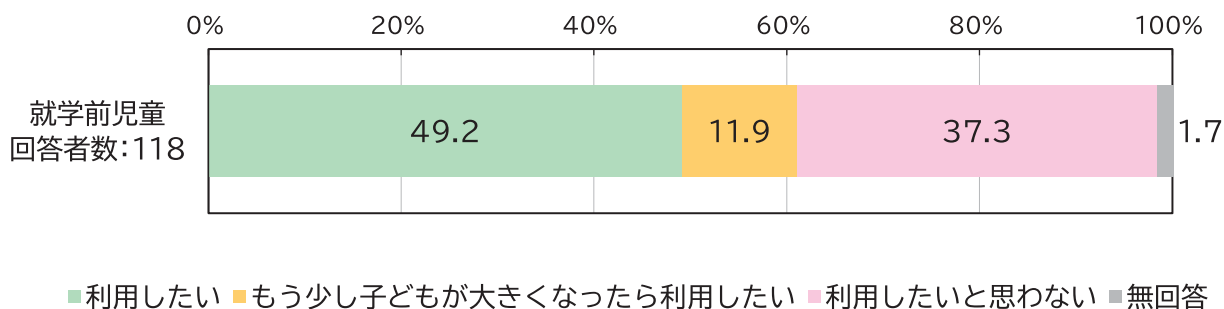
放課後過ごさせたい場所（低学年）



乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用希望

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の対象年齢は、こどもの年齢が0歳6か月～3歳未満であり、この制度の対象となるこどもがいる家庭の利用希望については、「利用したい」（49.2％）との回答が最も多く、次いで「利用したいと思わない」（37.3％）が多くなっています。なお、「利用したい」・「もう少しこどもが大きくなったら利用したい」を合算した利用意向は、61.1％となっています。

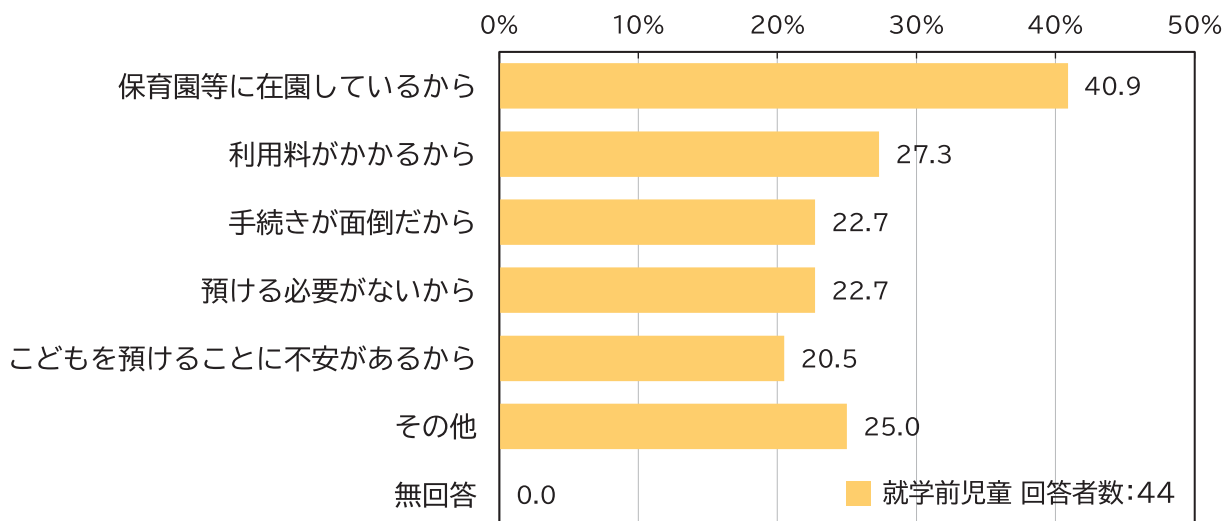
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用希望



乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用したくない理由

この制度を利用したくないと答えた方にその理由については、「保育園等に在園しているから」（44人中18人〔40.9％〕）、「利用料がかかるから」（44人中12人〔27.3％〕）、「その他」（44人中11人〔25.0％〕）という回答が多くなっています。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用したいと思わない理由



市の子育ての環境や支援に関する意見

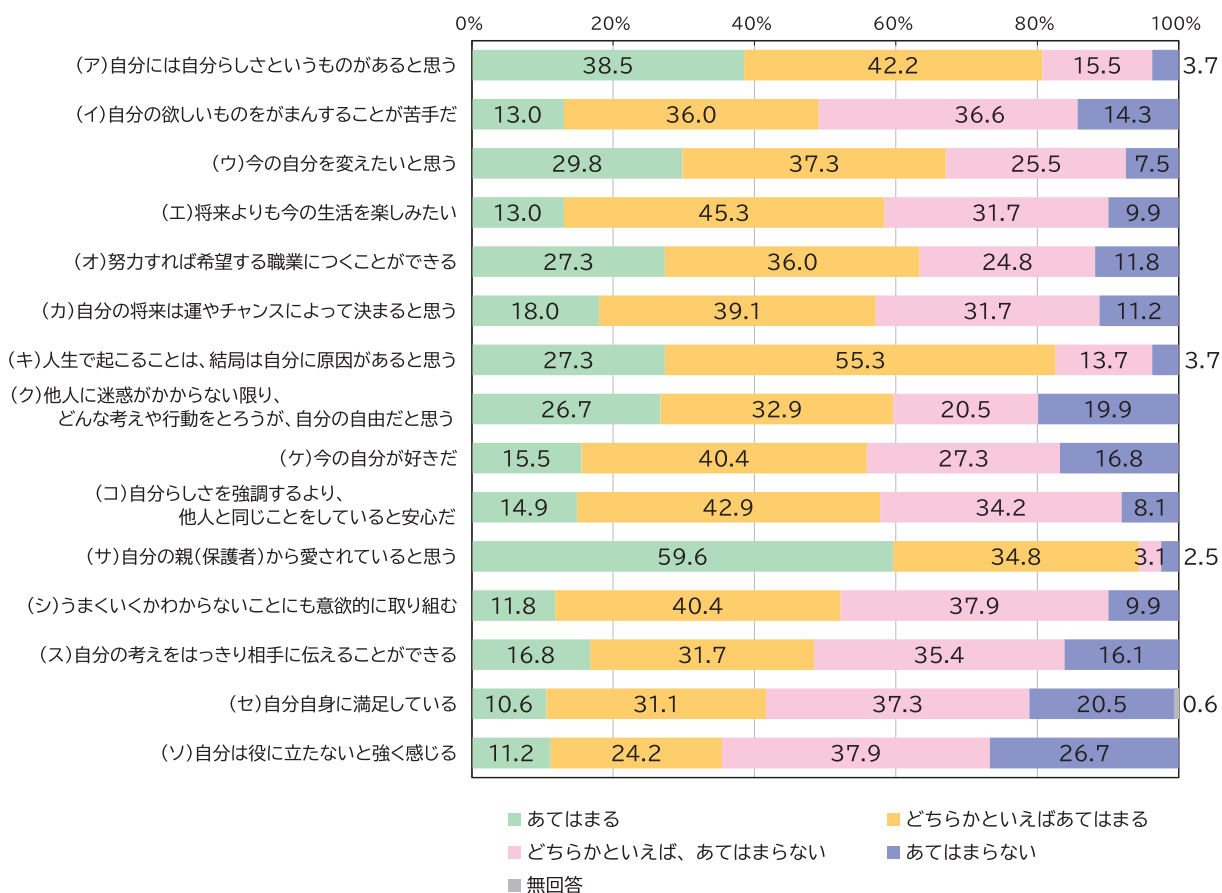
市の子育ての環境や支援に関する意見があったものとして、就学前児童の保護者においては、保育園・認定こども園、屋内遊戯施設の整備及び経済的支援に関するものが多く、一方で、小学生の保護者においては、公園・こどもの遊び場などの施設の整備・充実、小学校・中学校及び経済的支援に関するものが多い状況でした。本市の子育て家庭においては、教育・保育の質の確保やこどもの遊び場・公園などの施設の充実及び経済的支援を望む声が共通して多くなっています。

② 栃木市こども・若者の意識と生活に関する調査

自身についてあてはまる事項

自分自身について、以下のことがどのくらいあてはまるかについて、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた「あてはまる」が最も多いのは「(サ) 自分の親(保護者)から愛されていると思う」の94.4%で、「(キ) 人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う」(82.6%)、「(ア) 自分には自分らしさというものがあると思う」(80.7%)が続いています。また、「(ソ) 自分は役に立たないと強く感じる」では、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合が35.4%と、3人に1人を上回っています。

自身についてあてはまるかどうか



第2章

こども・若者子育て家庭を
取り巻く現状と課題

第3章

計画の基本的な考え方

第4章

施策の展開

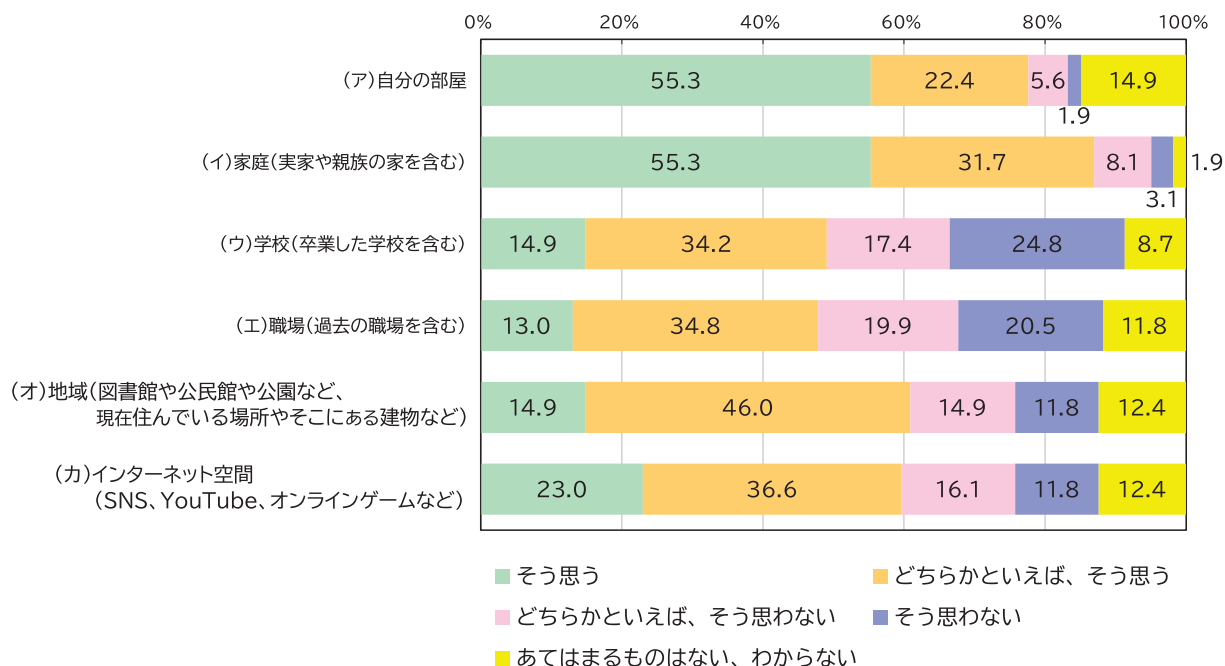
第5章

施策の推進体制

自分の「居場所」になっているかどうか

今の自分にとっての「居場所」（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）に関して、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた「そう思う」が最も多いのは「(イ) 家庭（実家や親族の家を含む）」の87.0%で、「(ア) 自分の部屋」（77.7%）、「(オ) 地域（図書館や公民館や公園など、現在住んでいる場所やそこにある建物など）」（60.9%）が多くなっています。

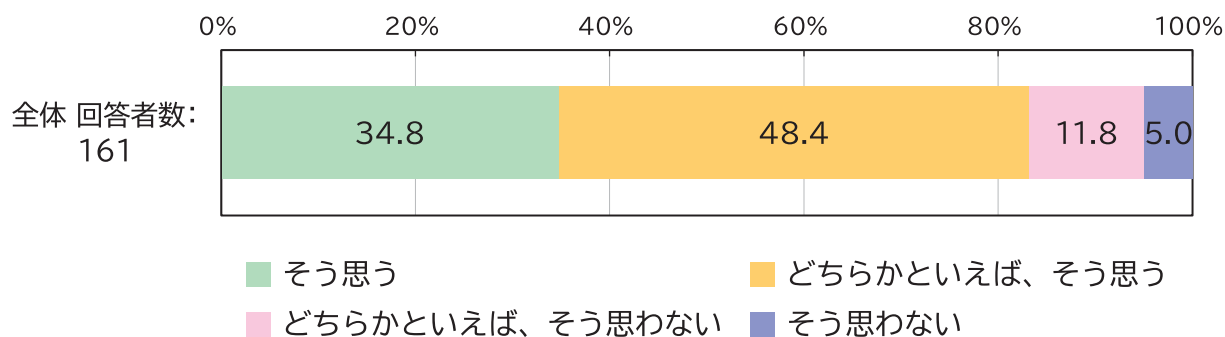
自分にとっての「居場所」となっているか



社会的使命感

「社会のために役立つことをしたい」と思うかについては、「どちらかといえば、そう思う」（48.4%）が半数近くを占めて最も多く、次いで「そう思う」（34.8%）が多くなっており、合わせると83.2%となります。一方、「どちらかといえば、そう思わない」と「そう思わない」は、合わせて16.8%です。

社会のために役立つことをしたいか



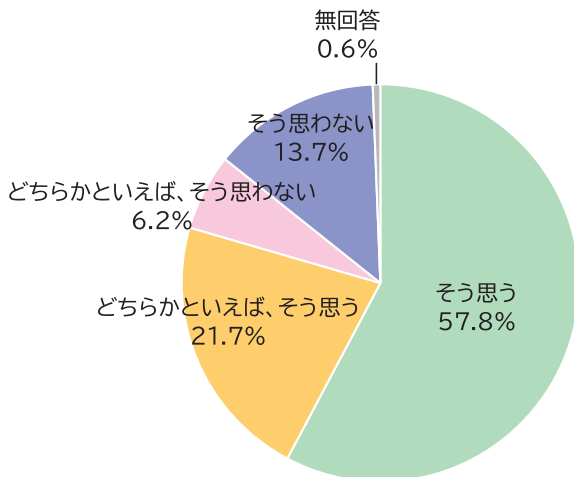
20年後の将来について

20年後、自分がどのようなになっていると思うかでは、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた“そう思う”の割合が、「結婚している」で79.5%、「こどもを育てている」では60.3%となっています。

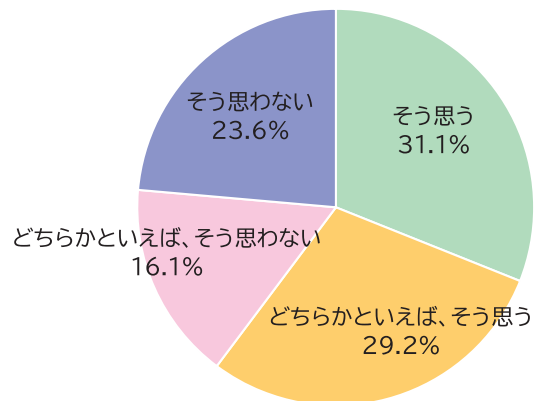
また、「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の合計割合が、「こどもを育てている」では39.7%を占め、「結婚している」の19.9%のほぼ2倍に上っています。

20年後の将来の自分

【結婚している】（回答者数：161）



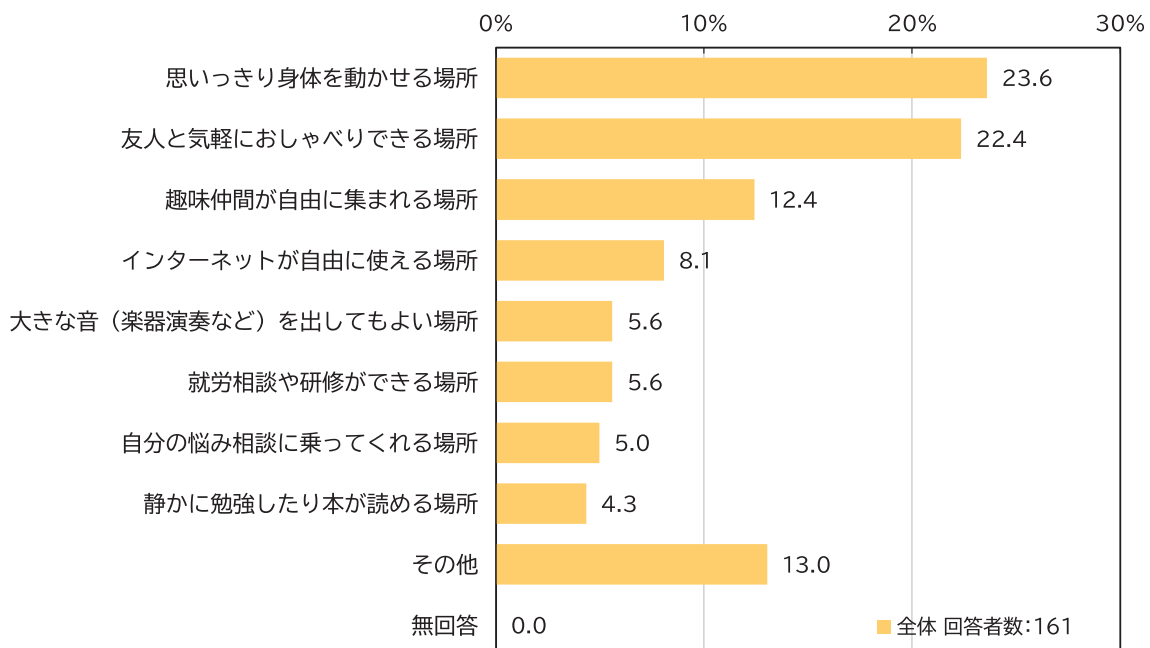
【こどもを育てている】（回答者数：161）



市内にあれば良い若者向けの場所

栃木市に若者向けのどんな場所があれば良いと思うかについては、「思いっきり身体を動かせる場所」（23.6%）、「友人と気軽におしゃべりできる場所」（22.4%）という回答が多く、「その他」（13.0%）等が続いています。

市内に若者向けのどんな場所があれば良いと思うか



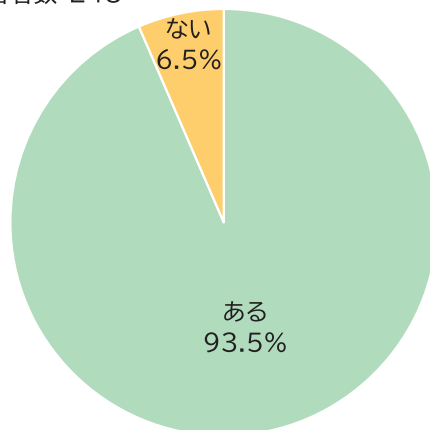
③ 栃木市こどもアンケート

ここに居たいと感じる場所

本市のこどもにおいては、93.5%の人が、ここに居たいと感じる場所があると考えており、6.5%の人が、ここに居たいと感じる場所がないと回答しています。

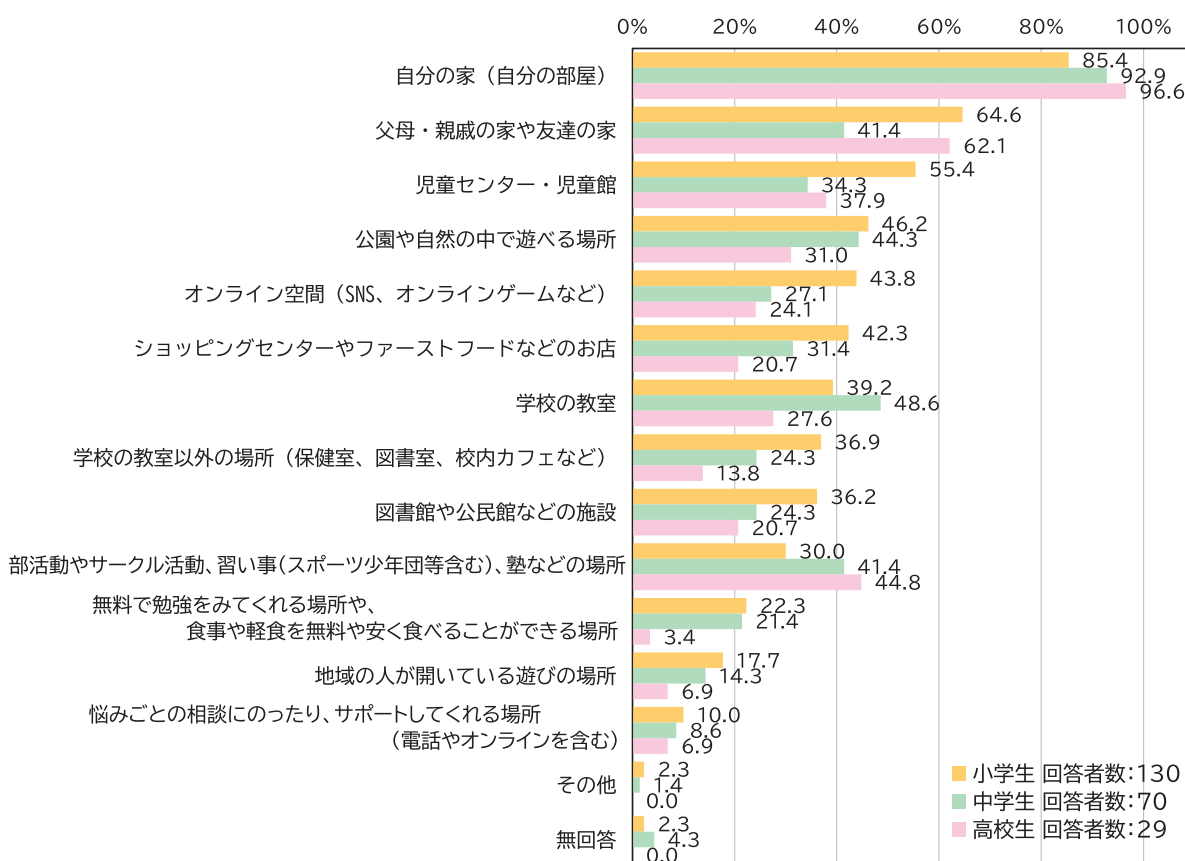
ここに居たいと感じる場所の有無

全体 回答者数:248



また、ここに居たいと感じる具体的な場所としては、いずれの年代でも「自分の家（自分の部屋）」である人の割合が最も高く、このほか、小学生では「児童センター・児童館」が55.4%、「オンライン空間（SNS、オンラインゲームなど）」が43.8%となっています。

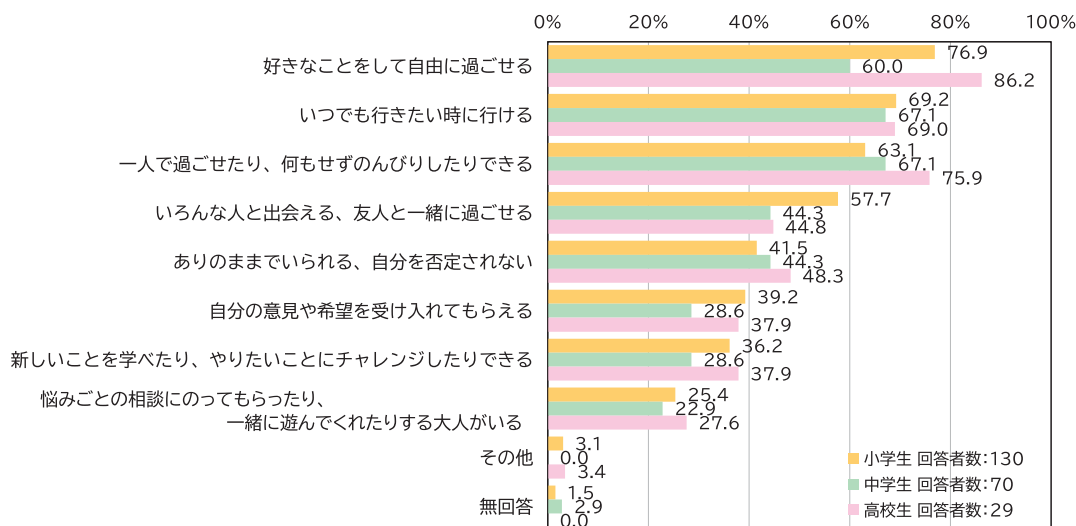
「ここに居たいと感じる具体的な場所」



居場所はどのような場所か

自分にとって、居場所はどのような場所かについては、いずれの年代でも「好きなことをして自由に過ごせる」「いつでも行きたい時に行ける」「一人で過ごせたり、何もせずのんびりしたりできる」の割合が高くなっています。また、小学生では「いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる」の割合が57.7%である一方で、中学生・高校生では40%台となっています

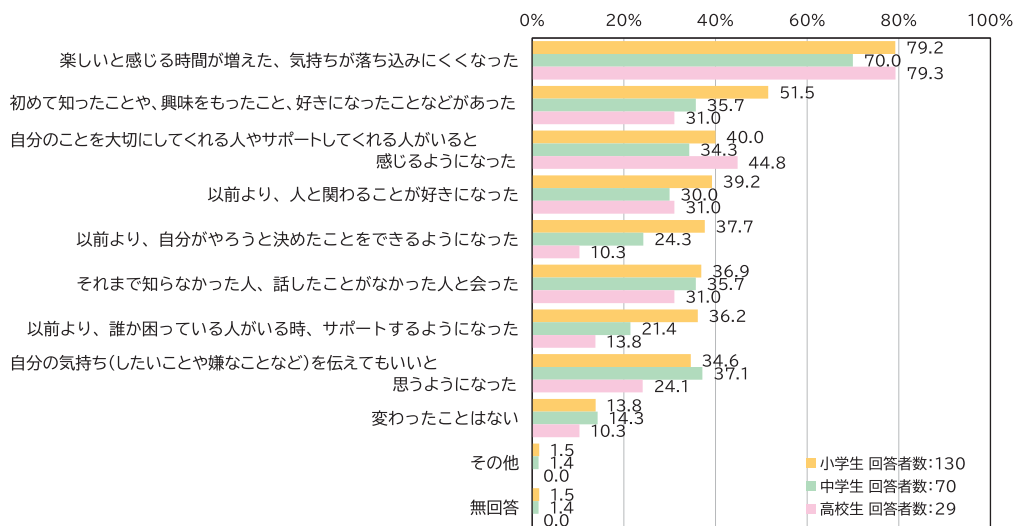
居場所はどのような場所か



居場所に行くようになって、変わったこと

居場所に行くようになって変わったことについては、いずれの年代でも「楽しいと感じる時間が増えた、気持ちが落ち込みにくくなった」人の割合が最も高く、このほか小学生では、ほかの年代に比べて「初めて知ったことや、興味をもったこと、好きになったことなどがあった」や「以前より、誰か困っている人がある時、サポートするようになった」、「以前より、自分がやろうと決めたことをできるようになった」人の割合が高い一方で、高校生では「自分のことを大切にしてくれる人やサポートしてくれる人があると感じるようになった」人の割合が高くなっています。

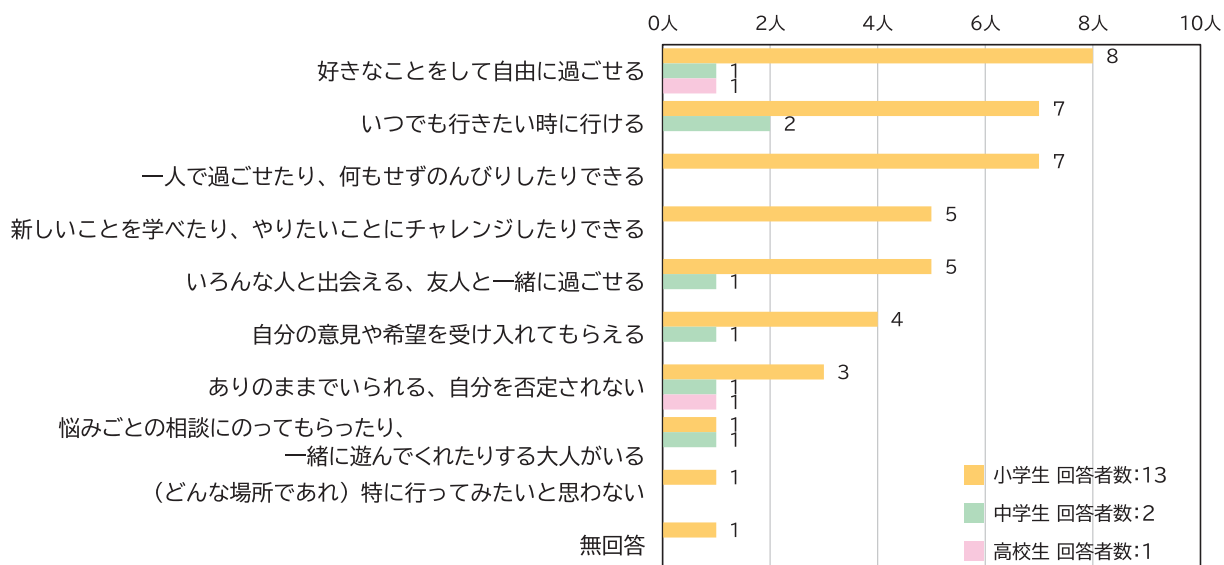
居場所に行くようになって、変わったこと



どのような場所であれば行ってみたいと思うか

ここにいたいと感じる居場所がない人のうち、どのような場所であれば行ってみたいと思うかについては、「好きなことをして自由に過ごせる」である人が10人と最も多く、このほか、「いつでも行きたい時にいける」が9人と多くなっています。

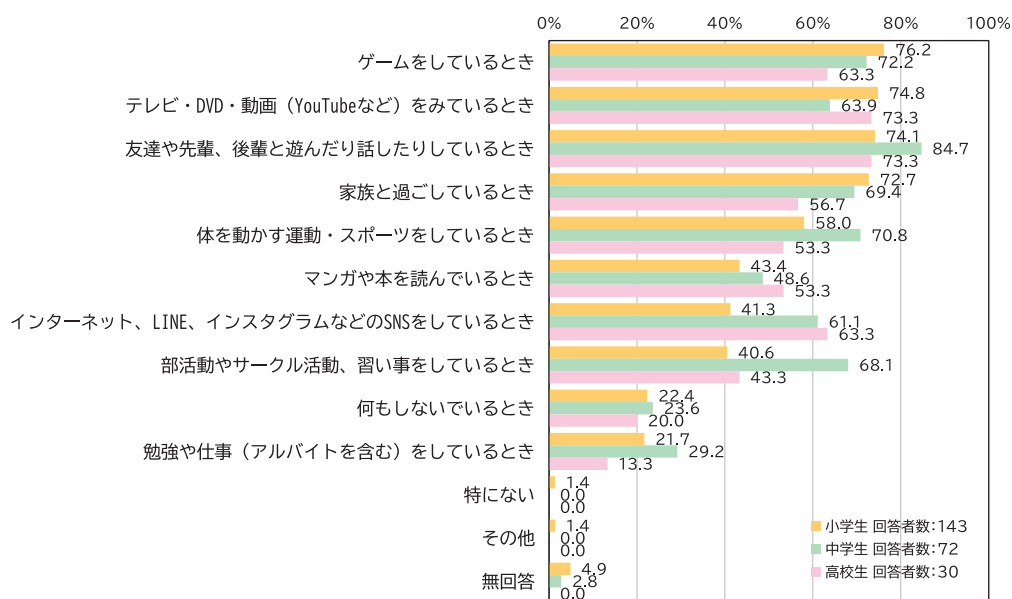
どのような場所であれば行ってみたいと思うか



毎日の生活の中で楽しいと思うときはどんなときか

毎日の生活の中で楽しいと思うときについては、いずれの年代でも「友達や先輩、後輩と遊んだり話したりしているとき」や「テレビ・DVD・動画（YouTubeなど）をみているとき」、「ゲームをしているとき」の割合が高く、このほか中学生では「部活動やサークル活動、習い事をしているとき」や「体を動かす運動・スポーツをしているとき」である人の割合が高い一方で、高校生では「家族と過ごしているとき」の割合がほかの年代と比べて低くなっています。

毎日の生活の中で楽しいと思うとき



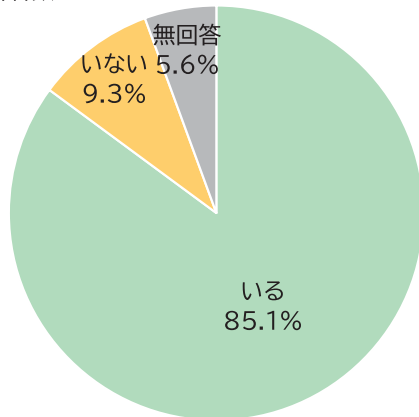
困っているときや悩んでいるときに相談できる人

困っているときや悩んでいるときに相談できる人がいる人は85.1%で、9.3%の人がいないと回答しています。

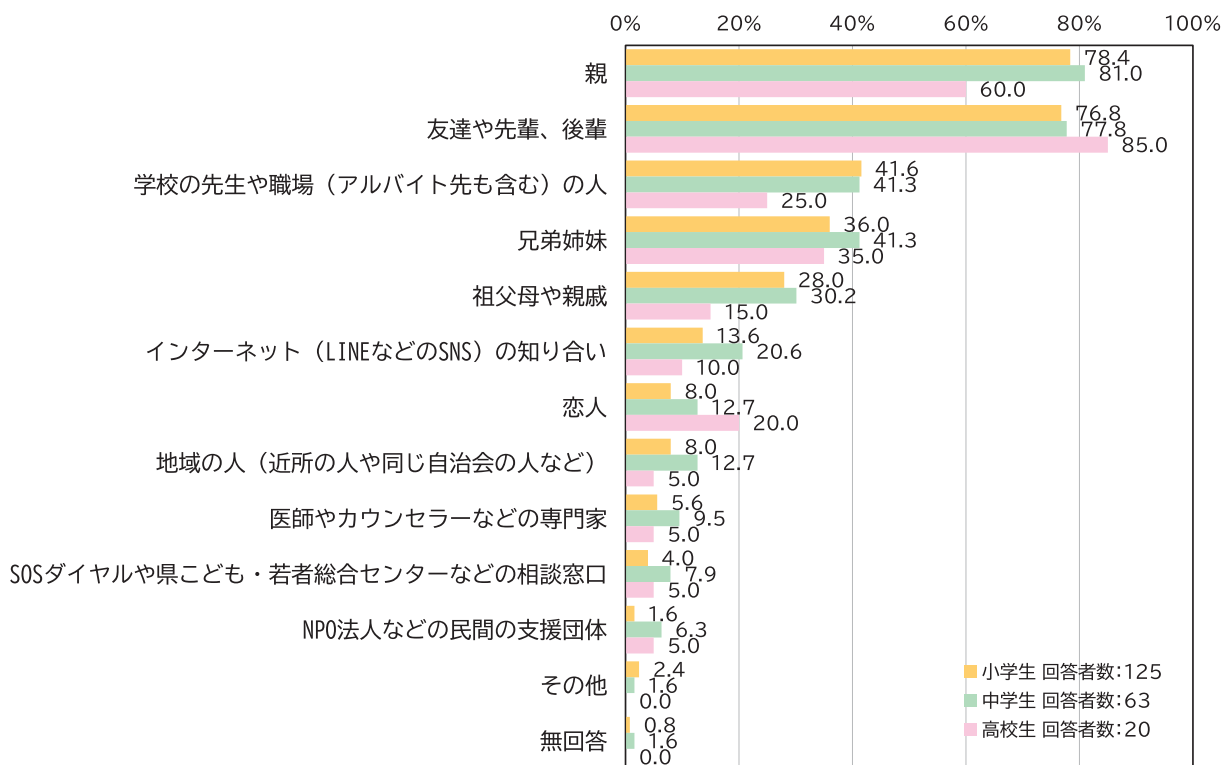
相談できる人がいる人のうち、その具体的な相談相手については、いずれの年代でも「友達や先輩、後輩」の割合が高く、このほか小中学生では「親」の割合が約8割である一方で、高校生は6割となっています。

相談できる人の有無

全体 回答者数:248



具体的な相談相手

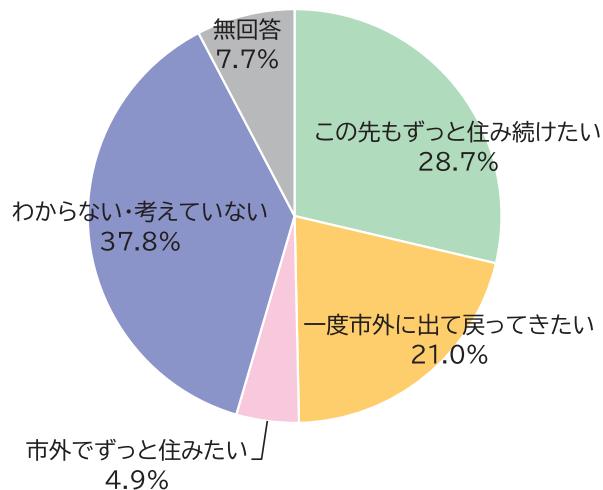


この先も栃木市に住みたいと思うか

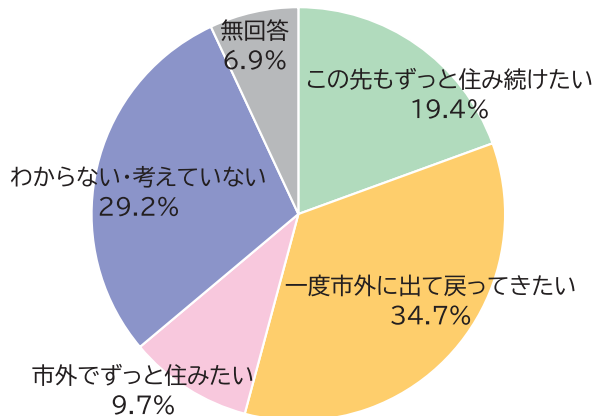
この先も栃木市に住みたいと思うかについて、小学生では「わからない・考えていない」の割合が最も高いですが、年代が上がるとその割合は減少し、高校生になると23.3%となっています。小学生では、「この先もずっと住み続けたい」と「一度市外に出て戻ってきたい」と考える人の合計の割合は50%未満となっていますが、高校生は66.7%となっています。

この先も栃木市に住みたいと思うか

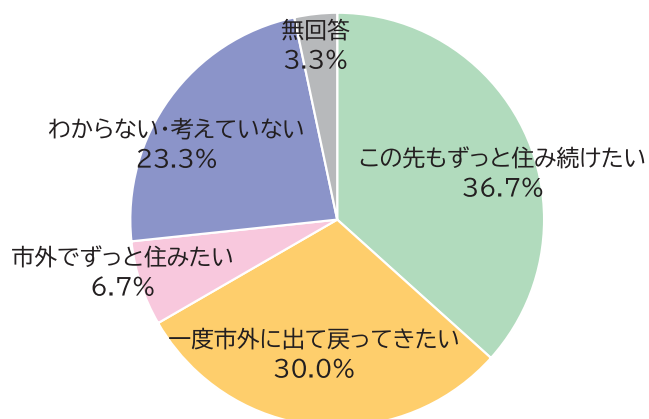
小学生 回答者数:143



中学生 回答者数:72



高校生 回答者数:30



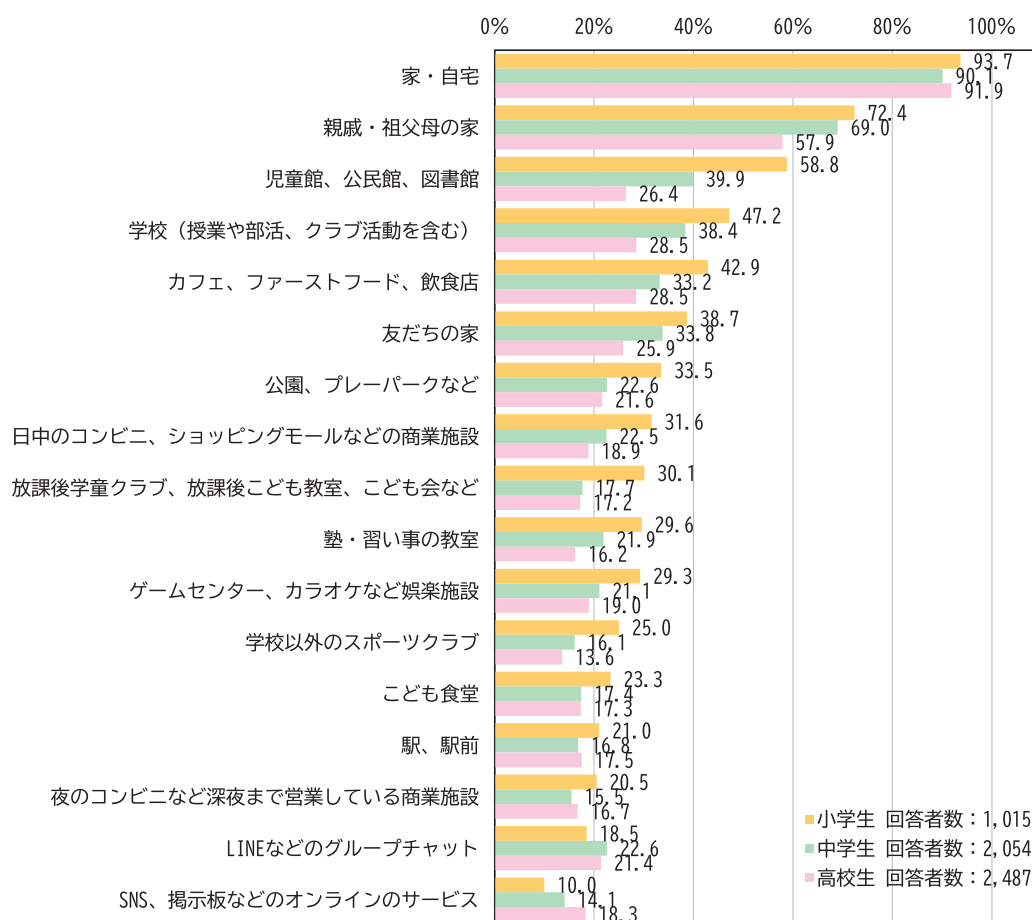
（4）栃木県が実施したアンケート調査

① 令和5年度栃木県こども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査

こどもの「居場所」の具体的な内容

栃木県の調査結果によると、こどもの居場所として「家・自宅」や「親戚・祖父母の家」等を意識する回答が多くなっていますが、“居場所”というのは具体的には、「安心・安全・落ち着く場所（居たい場所）」や「好きなことをして前向きにすごせる場所（前向きになれる場所、自分を好きになれる場所）」等を意味しているケースが多いことがうかがえます。また、小学生が居たい場所としては「児童館、公民館、図書館」との回答が相対的に高くなっています。

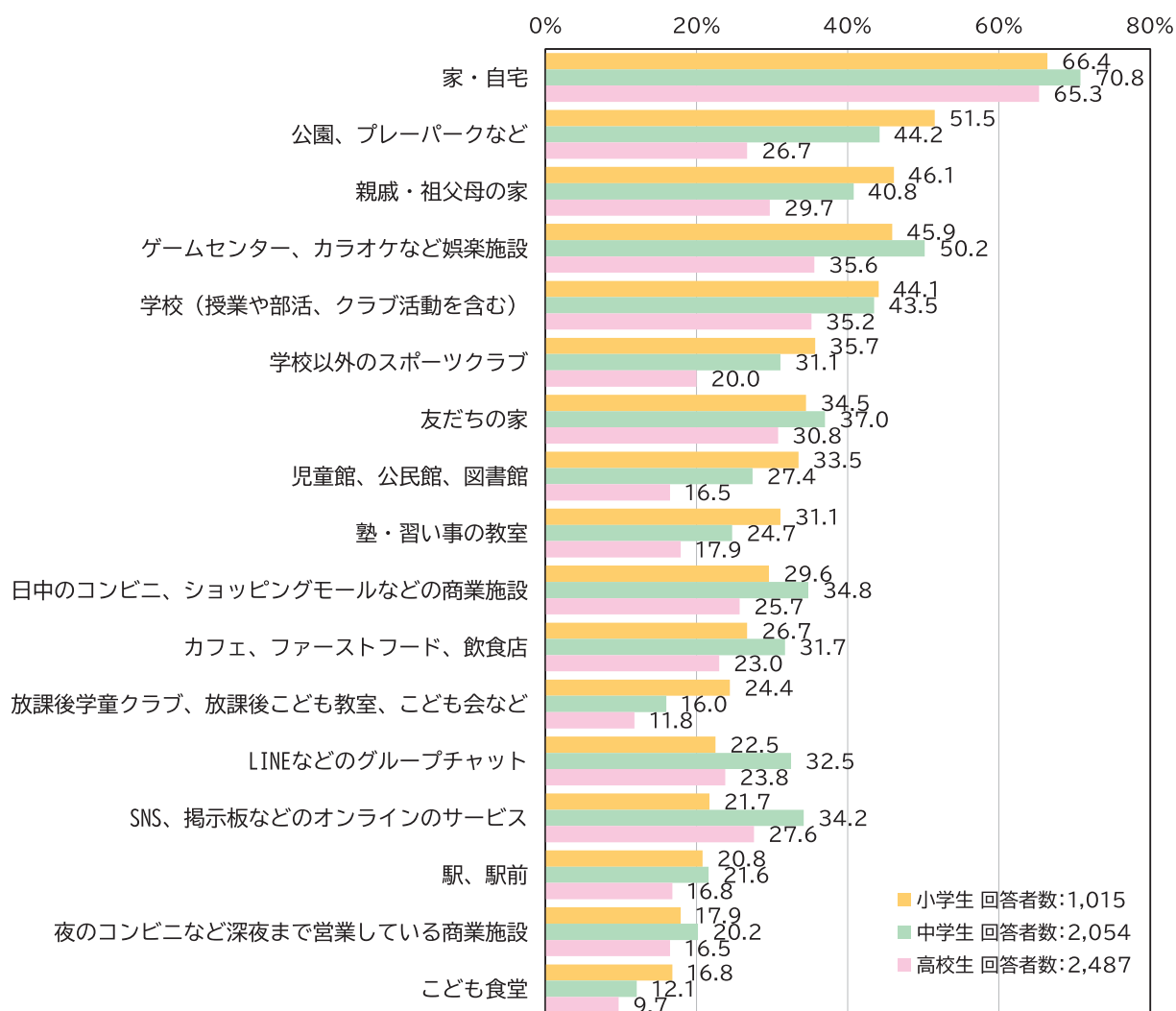
「安心・安全・落ち着く場所（居たい場所）」になっているか



《上位3位》

	小学生（総数：1,015）		中学生（総数：2,054）		高校生（総数：2,487）	
	選択肢	回答割合等	選択肢	回答割合等	選択肢	回答割合等
第1位	家・自宅	93.7%	家・自宅	90.1%	家・自宅	91.9%
第2位	親戚・祖父母の家	72.4%	親戚・祖父母の家	69.0%	親戚・祖父母の家	57.9%
第3位	児童館、公民館、図書館	58.8%	児童館、公民館、図書館	39.9%	学校	28.5%
					カフェ、ファーストフード、飲食店	

「好きなことをして前向きにすごせる場所（前向きになれる場所、自分を好きになれる場所）」になっているか

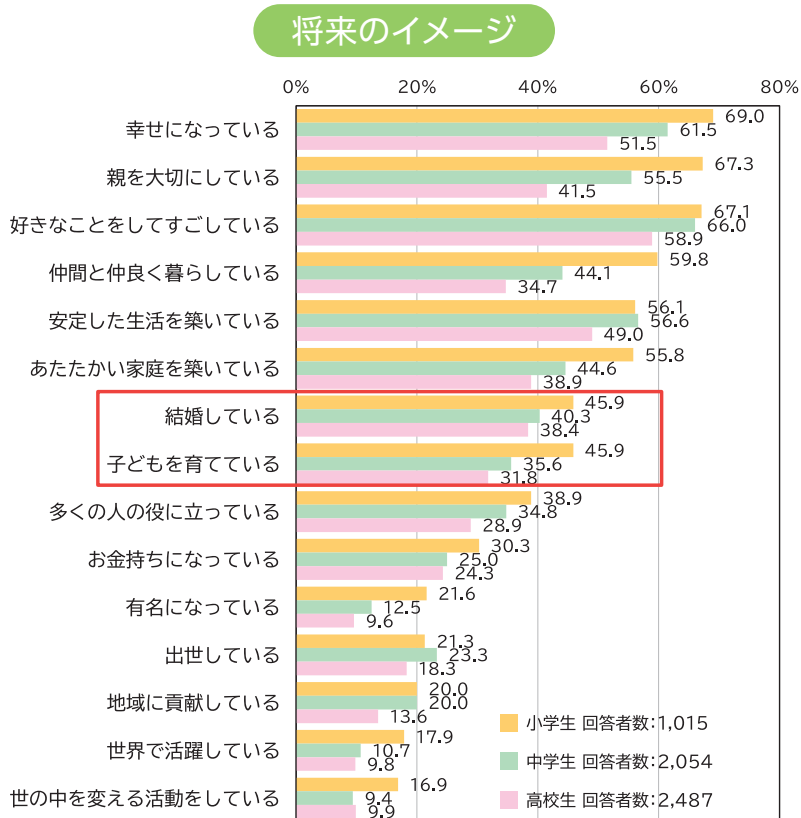


《上位3位》

	小学生（総数：1,015）		中学生（総数：2,054）		高校生（総数：2,487）	
	選択肢	回答割合等	選択肢	回答割合等	選択肢	回答割合等
第1位	家・自宅	66.4%	家・自宅	70.8%	家・自宅	65.3%
第2位	公園、プレーパークなど	51.5%	ゲームセンター、カラオケなど娯楽施設	50.2%	ゲームセンター、カラオケなど娯楽施設	35.6%
第3位	親戚・祖父母の家	46.1%	公園、プレーパークなど	44.2%	学校	35.2%

将来のイメージ

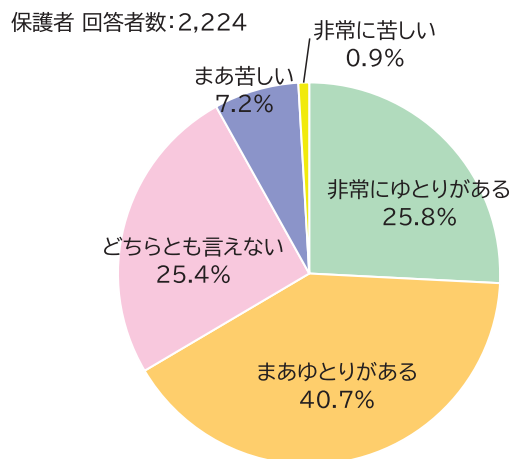
将来のイメージの中の「結婚している」と「子どもを育てている」の回答割合は、順に小学生45.9%・中学生40.3%・高校生38.4%、小学生45.9%・中学生35.6%・高校生31.8%となっており、どちらについても年代の上昇に伴って回答割合は減少していることが分かり、課題がうかがえます。子どもを育てている将来イメージを持っている高校生は、3割強にとどまります。



生活のゆとり感（保護者）

生活のゆとり感については、「どちらとも言えない」との回答が25.4%、「非常に苦しい」（0.9%）と「まあ苦しい」（7.2%）を合わせると33.5%と、3割を超えています。経済面等何らかの不満や不安を抱えている家庭が少なくないことがうかがえます。

生活にゆとりがあるか



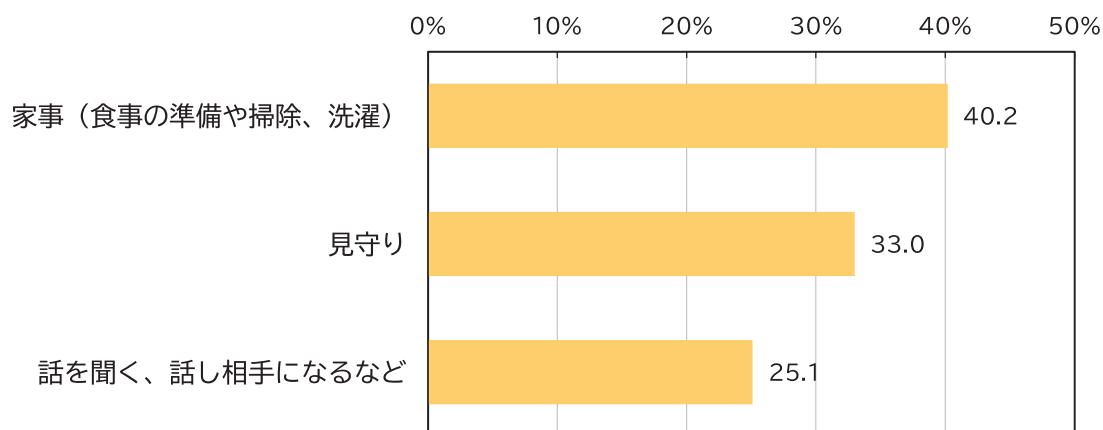
② 栃木県ヤングケアラー実態調査

お世話の内容

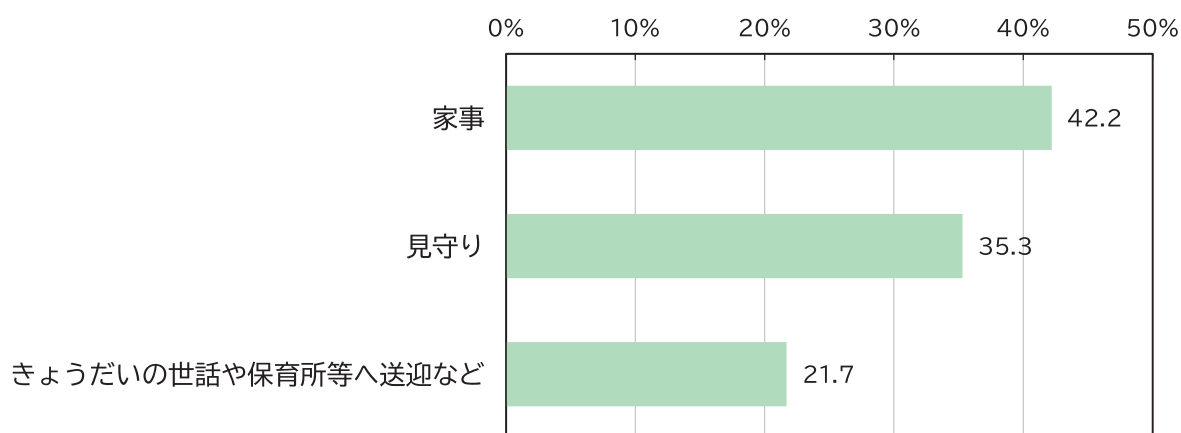
栃木県全体で、お世話をしている家族がいると答えた児童・生徒で、世話の内容としては、小・中・高校生とも、「家事」が最も多くなっています。

お世話の内容

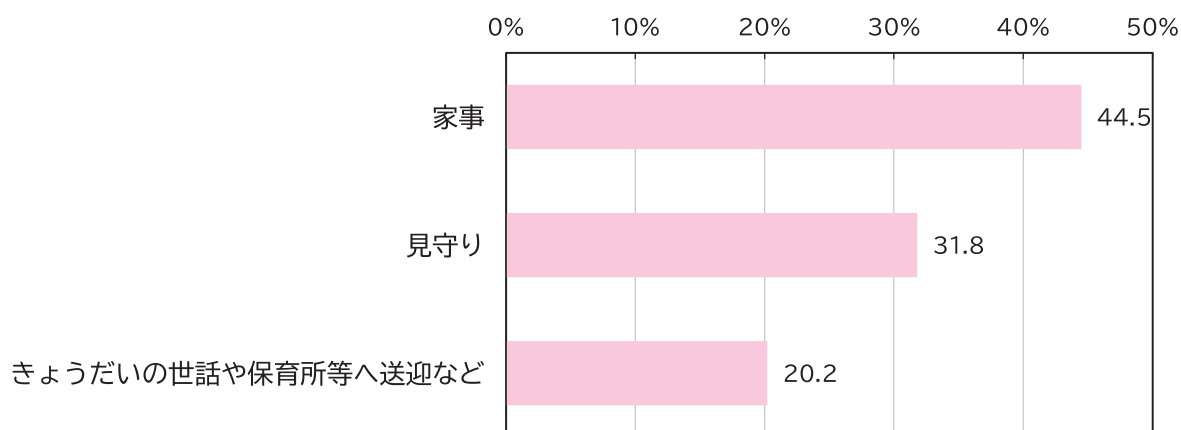
【小学6年生】(回答者総数:1,748) 上位3位



【中学2年生】(回答者総数:1,122) 上位3位



【全日制高校2年生】(回答者総数:623) 上位3位

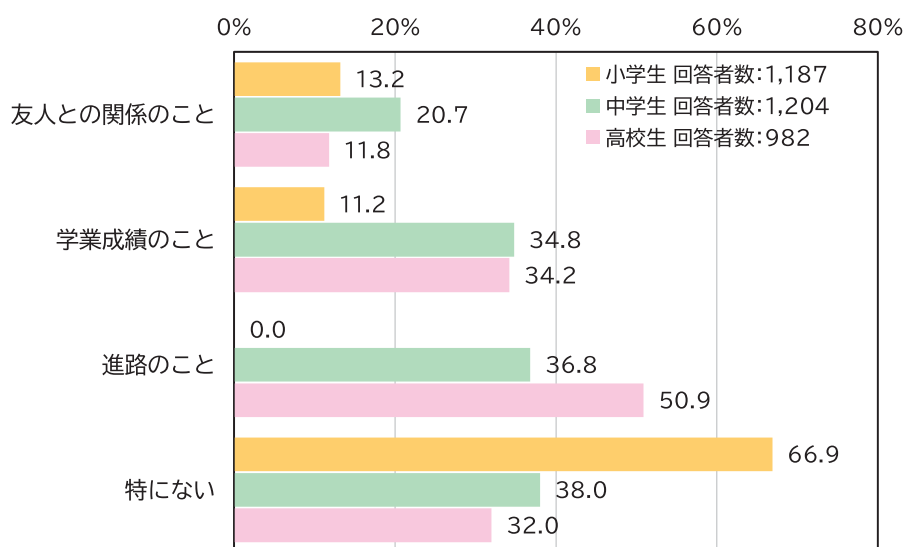


現在の悩み等と助けてほしいこと、必要な支援

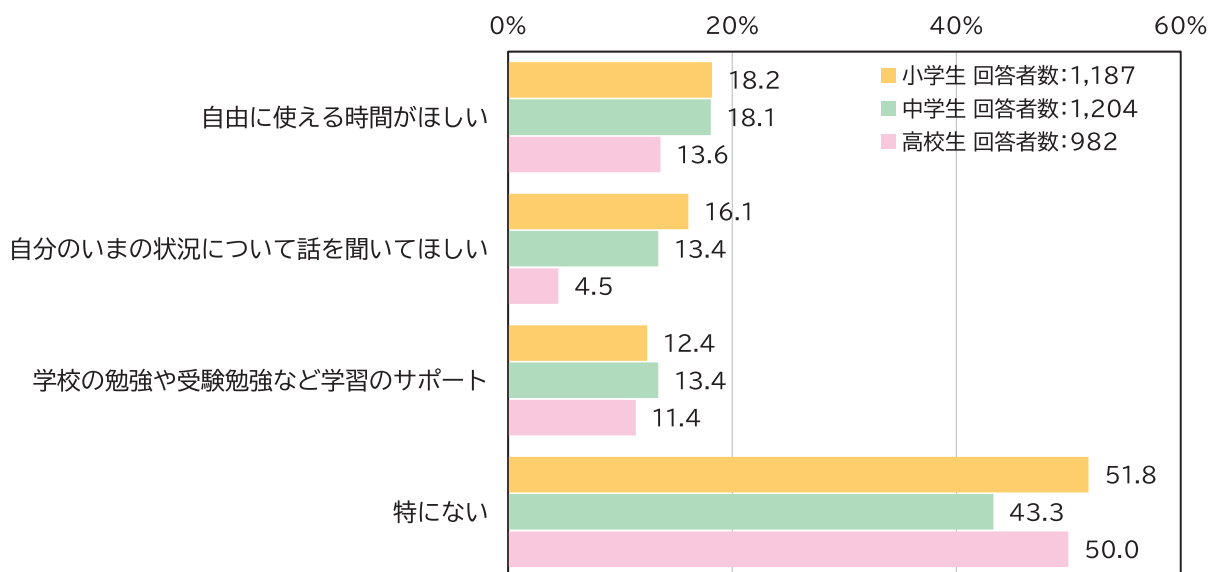
本市の状況をみると、現在の悩みや困りごととしては、ヤングケアラーであるかいなかにかかわらず、中学生や高校生では「進路のこと」など、小学生では「友人との関係のこと」などの回答が多いことが分かります。

また、学校やおとなに助けてほしいこと、必要な支援としては、小・中・高校生共通で「特にない」が半数前後で最も多くなっていますが、具体的な回答があった中では、小・中・高校生共通で「自由に使える時間がほしい」、小学生と中学生においては、「自分の話を聞いてほしい」、中学生と高校生においては「学習のサポート」が比較的多いことが分かります。

現在の悩みや困りごと



学校やおとなに助けてほしいこと、必要な支援



9

基本的な課題

各種の統計データ、アンケート調査及び近年のこども・子育て環境の変化等、本市こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状を踏まえ、次のような課題を基本的な課題と捉え、施策の展開を図っていきます。

こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備

●こども・若者の権利の保障と意見の尊重

児童虐待やいじめ、ヤングケアラーの問題等多くの課題がみられる社会状況のなか、こども基本法の趣旨や内容について理解し、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求められるよう、「こどもの権利」に関する理解を深めることが必要です。こどもの健やかな成長や発達のため、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図るための取組を推進していくことが重要です。また、こども・若者のみならず、こども・若者が権利の主体であることを保護者や幼児教育・保育、学校教育現場をはじめ、社会全体で共有することが必要であることから、様々な立場からこども・若者に関わりを持つ人々の連携・協働を図る必要があります。

さらに、これまでおとなが中心になってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていく、こども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、政策に反映させる取組が社会全体に広がることが求められています。

なお、本来おとなが担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者であるヤングケアラーは、学業や就職、友人関係に影響が出てしまうことがあり、影響が大きく、本来守られるべきこども自身の権利が侵害されている可能性があることから、ヤングケアラー支援体制の強化を図ることも重要です。

若者の将来の希望を叶える社会の実現

●少子化の進行への対策

少子化の進行に伴い、本市においても、こども・若者が減少し、高齢者が増えながら人口が減少していくと予測されています。こうした状況に対応するため、これまで多様なニーズに応じた様々なきめ細かなこども施策を展開してきましたが、一定の効果はありつつも、少子化、人口減少に歯止めがかからない状況で、年少人口の割合も減少し、未婚率も増加しています。

また、こどもを産み育て、家庭生活を豊かに過ごしたいと願う人々は男女ともに多いにもかかわらず、こうした人々の希望が実現しにくい状況がみられます。

もとより、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであって、これらについての多様な価値観・考え方が尊重されるべきであることは大前提ですが、その上で、若い世代の誰もが、結婚や、こどもを産み、育てたいとの希望がかなえられるよう、将来に明るい希望をもてる社会の実現を目指すため、こどもの視点に立ち、「こどもを産み育てるなら栃木市」と思えるこども施策の充実と推進が求められます

● 結婚を希望する若者への支援と「次代の親」の育成の推進

行政や民間企業、地域住民を巻き込み、学生や新社会人等の若者に対して、自らのライフデザインについて考える機会や、結婚を希望する若者に対して、その願いを叶えるため、積極的に出会いの機会を提供するなど、交際・結婚の希望を実現するためのきっかけづくりを推進することが重要です。

また、こどもは家族やまちを支える「次代の親」であることから、こどもたちが、家庭を築くことやこどもを産み育てることに夢と希望を持てるよう、長期的な視点に立った取組みが求められています。

困難な状況にあるこども・若者への支援

● こども・若者の居場所づくりの推進

こどもは家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境の下、様々なおとなや同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で成長する存在ですが、地域のつながりの希薄化、少子化の進行により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっています。

このように、こどもや若者を取り巻く課題が複雑かつ多様化するなか、地域にこどもや若者が安心して過ごすことができる様々な居場所が求められています。こども・若者の意識と生活に関する調査の結果から、市内にほしい若者向けの場所として、「思いっきり身体を動かせる」、「友人と気軽にしゃべりできる」といったニーズが多い状況であり、このようなこども・若者の意見を的確に捉えながら、居心地が良いと思える居場所づくりをこども・若者とともに進めることが重要になります。

なお、一方で、いじめや不登校、ひきこもり等、困難な状況にあるこども・若者が安心して過ごすことができる身近な居場所づくりを望む声もあることから、社会情勢に合わせた多様な居場所の検討が必要になります。

● 経済的負担の不安やこどもの貧困への対応

こどもの成長に喜びを感じる一方で、こどもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安も大きくなり、保護者の養育力・教育力不足や配偶者暴力等が、「こどもの貧困」に至る重大な要因になります。本市では、人口が減少傾向であるものの生活保護受給世帯数は増加の傾向にあり、こどもを取り巻く家庭の経済的環境が厳しくなっていることがうかがえます。

また、若い世代が結婚やこどもを産み育てることに希望を持ちながらも、経済的な不安から将来展望を描けない状況に陥っていることもうかがえ、誰もが希望に応じて結婚、妊娠・出産ができるよう、実情に応じた効果的な負担軽減策が求められています。



喜びのある子育てにつながる支援

●こども・子育て家庭への切れ目のない伴走型支援

妊婦やこども、子育て家庭が抱く、孤立感や不安や負担感などの様々な課題に向き合い、全ての妊婦、子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題であるため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型支援の充実と経済的支援を一体として実施する取組が必要です。

保護者の就業形態にかかわらず、どの家庭状況にあっても、分け隔てなくこどもから若者、おとなになるまでの各段階に応じた切れ目のない支援を行っていくことが重要であることから、こどもや子育て家庭の状況に応じた、きめ細かな相談支援と相談窓口の一元化、保育環境や健やかな心と体づくり、居場所や遊び・体験の機会の提供、的確な情報の発信等、こどもや若者と子育て家庭に対する総合的な子育て支援を通じて、安心してこどもを産み育てられ、こどもたちが健やかに成長できる環境づくりが求められています。

●保育需要の高まりと多様なサービスの提供

少子化が進む一方で、核家族化の進行、共働き世帯やひとり親家庭の増加等により保育を必要とする児童が増え、また、長期休暇期間中の保育施設の利用、病児・病後児・医療的ケア児保育施設や小学校就学後の学童保育などさまざまなサービスの需要も高まっています。

また、病児・病後児保育については、本計画を策定するにあたり実施した、子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、利用希望が就学前児童保護者で44.6%、小学生保護者で13.6%と、特に就学前児童でより大きな需要があることがうかがえます。

こうしたニーズに適切に対応できるよう、将来の保育等需要を見極め、適切な保育人材を確保しつつ、地域のニーズに対応した質の高い教育・保育の確保・充実に努めながら、安心して預けられる環境やサービス提供の体制整備とすべてのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進が求められています。提供体制の整備に当たっては、民間施設等との間で効果的・効率的な役割分担と連携・協働の実施に努めていくことが重要になるとともに、施設等での医療的ケア児の受入れに向けた支援体制の整備や医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る取組が必要となります。

●こども政策DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

妊娠、出産、出産後の間もない期間の行政手続きを対面で申請しなければならないことの負担感の軽減や、子育てに関わる正確な情報を入手できることなどを求める声を踏まえ、こども政策DXの着実な推進が必要です。こどもや子育て家庭などが、必要な情報に素早く、簡単にアクセスでき、様々な行政手続きをストレスなく行うことができる環境の整備など、子育てをより楽しく、安心で、便利なものにすることが求められています。

また、デジタル技術を活用し、母子保健、保育所や学童保育などのこどもに携わる教育・保育の現場の事務負担を軽減し、こどもや子育て家庭への支援にかかる時間やエネルギーをできるだけこども施策の質の向上に振り向けていくことも重要です。



困難を抱える家庭への支援

●子育ての不安や孤立化の解消と改善

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等への対応が求められています。両親などの親族が近くにいないことから援助や手助けを得られず、また、近所に相談できる人もいない中で、手探りで子育てを行うことで、「孤立化」してしまうことも珍しくありません。こどもの発達の違いに悩むことや、子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感も要因として考えられ、思い通りにいかない子育てに不安や悩みを抱え、それがストレスとしてこどもに向けられてしまうこともあります。

そのような悲しい状況を招くことのないよう、地域や行政による支援・協力も得ながら、子育て世帯の不安を解消し孤立化させないための環境づくりが求められています。

本市では、地域子育て支援拠点や児童館等の地域の身近な場所において、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図りつつ、こどもの健やかな育ちを支援しています。そのため、支援体制の充実を図りながら、多くの子育て家庭への周知と利用の促進を図ることが必要です。

さらに、中核的な療育支援施設としての役割を担う、児童発達支援センターの設置の推進や、障がい児やその家族への相談や障がい児を預かる家族への援助・助言などの支援機能の強化が求められています。

地域全体でこどもの成長と子育てを支援する環境づくり

●仕事と子育てを両立できる環境の整備

こどもを産み育て、家庭生活を豊かに過ごしたいと願う人々は、男女ともに多いにもかかわらず、そうした人々の希望が実現しにくい状況がみられます。

仕事を続けながら、希望する方が安心して結婚、妊娠・出産及び子育てを可能とするためには、こども・子育て家庭への支援の充実を図ることはもとより、仕事と子育てを両立するための保育サービスの充実、柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備、全ての労働者を対象とした長時間労働の抑制など、社会全体でワーク・ライフ・バランスを実現することが不可欠です。

子育て世代の女性の就業率は年々上昇し、フルタイム就労を希望する方も増えていることから、こどもを産み育てるに当たって、子育て家庭が仕事と両立できるよう職場が応援し、社会全体で支援していく体制づくりが求められています。

●こどもまんなかの視点に立った生活空間の形成

痛ましい事件や事故からこどもを守り、こどもや子育て家庭が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、こどもや子育て家庭のための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」の推進が必要です。こどもや子育て家庭の目線に立った、こどもの遊び場や親同士の交流の場の整備などにより、こどもがのびのびと安全に安心して暮らし、成長していくことができる環境づくりが求められています。

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章には、こんなことが書いてあるよ！

- 1 計画の目標像
- 2 基本目標
- 3 計画の基本的視点
- 4 教育・保育の提供区域の設定
- 5 施策の体系
- 6 こどもの権利
- 7 SDGsと本計画との関係

第3章には
どんなことが
書いてあるの？





計画の目標像

この計画の上位計画である『第2次栃木市総合計画』における目標にすべき将来都市像は「豊かな自然と共生し優しさで強さが調和した活力あふれる栃木市」とし、その実現に向けた具合的な施策として基本計画において、こども・子育て支援等に関する「基本方針」は、「**子育てに優しくいつまでも健康で生きがいのもてる栃木市**」となっています。

このことを踏まえて、本市では、こども・若者に優しい地域づくりを推進し、妊娠・出産からこどもの自立までのライフステージの一連の過程を切れ目なく、そして社会全体で支援し、子育て・親育ち※を促進することにより、**全てのこどもや若者が将来にわたって幸せに生活できる（ウェルビーイング）社会**の実現をめざします。

また、近年こども・若者や子育て家庭をめぐるさまざまな問題が顕在化してきたなかで、父母などの子育て当事者が、子育ての喜びを感じつつ、子育てにおける責任を果たすことができるよう、自身の子育てに関する学びや親同士の助け合いなどを積極的に支援・促進していくことが重要になっています。

基本理念に掲げる地域社会づくりに向け、本計画の目標像を次のとおり掲げ、**次代の本市を担う全てのこどもや若者が、人権を尊重され、安全で安心できる環境の中でいきいきと自立できる社会**を、市民・地域における各種団体・行政の共通の目標としてめざしていきます。

こども、親、地域が育ち合い、こども・若者の笑顔と個性が輝き、
子育てに喜びを感じられる地域づくり

※ 子育て・親育ち：こどもが育ち、その親も、子育てを通じて人間的に成長すること。

♡ 栃木市ならではのこどもまんなか社会 ♡

●こどもの権利が総合的に保障され、その権利について、こども自身を含めた全ての市民が十分に理解し、こども・若者が幸せに暮らすことのできる「**栃木市ならではのこどもまんなか社会**」の様子を、次のようにイメージして、その社会の実現をめざします。

**こどもや若者の声にしっかり耳が傾けられ、
全てのこども・若者が幸せに暮らす、人生を楽しむことのできるまち**



「©2014 栃木市とち介」

2

基本目標

基本理念や目標像など、本市のこどもまんなか社会の実現に向け、基本目標を次の10個とし、その設定にあたっては、こどもが健やかに生まれ育ち、自立した若者に成長し、家庭を築き、親になって子育てをするという、「ライフステージ」の各段階に応じた支援を切れ目なく行うことが重要です。

そこで、本計画では「結婚」「妊娠・出産」、「子育て・子育て」といった「**ライフステージごとの施策の柱**」と、「こどもの権利の保障」や「こども・子育てにやさしいまちづくり」などの「**全てのライフステージ共通の施策の柱**」を基本目標として設定し、本市のこども施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

<ライフステージごとの施策の柱>

妊 娠・ 出 産（基本目標1）全ての妊産婦・乳幼児への切れ目ない支援の推進

子育て・子育て支援（基本目標2）幼児期における教育・保育の充実

子育て・子育て支援（基本目標3）地域における子育て・子育てへの支援の推進

子育て・子育て支援（基本目標4）学童期・思春期の保健対策の推進

子育て・子育て支援（基本目標5）特別な配慮を必要とするこどもや家庭へのきめ細やかな支援の推進

働 き 方（基本目標6）仕事と子育ての両立の推進

結 婚（基本目標7）結婚を希望する若者への支援の推進

<全てのライフステージに共通する施策>

共 通（基本目標8）こども・若者たちの権利の尊重

共 通（基本目標9）こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

共 通（基本目標10）こども・子育てにやさしいまちづくり



3 計画の基本的視点

計画の推進にあたっては、こども基本法の「基本理念」や、こども大綱の「こども施策に関する基本的な方針」を踏まえ、こども・若者や子育て当事者等の視点を尊重し、次の視点に立って、施策を展開します。

こども・若者

① 「こども・若者の最善の利益」を第一に考える

計画の推進にあたっては、こども・若者を権利の主体として認識し、常にこども・若者の最善の利益を第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるように、こどもたちを全ての施策の中心に置きます。また、家庭環境や障がいの有無等にかかわらず、困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、全てのこどもの健やかな育ちを等しく保障することをめざします。

子育て当事者・家庭

② 結婚、妊娠・出産、子育て、働き方といった ライフステージの進展に応じた「切れ目のない支援」

結婚や出産は個人の生き方や価値観に関わるもので、個人の自由な選択に委ねられるべきものですが、結婚や出産の希望がかなえられていない現状もあることから、結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持つことができる環境づくりに取り組むことで、多くの人が、家族を持つことや、こどもを生み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会をつくる必要があります。

こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、安心してこどもも産み育てることができる社会の実現のため、出産、子育て、仕事、結婚のライフステージの進展に応じた切れ目のない支援を行います。

地域社会

③ 「社会全体」で支える

子育ての第一義的な責任は父母などの保護者にありますが、核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化などにより、かつては家庭や地域が担っていた子育てを支援する機能やこどもの健やかな育ちを支える機能が低下し、家庭のみで子育てをすることが困難となっていることを踏まえて、社会全体でこどもの育ちや子育て家庭を温かく見守り、支える仕組みや環境の整備を行います。その際、地域や社会が保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤独感を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援するという視点も大切にします。

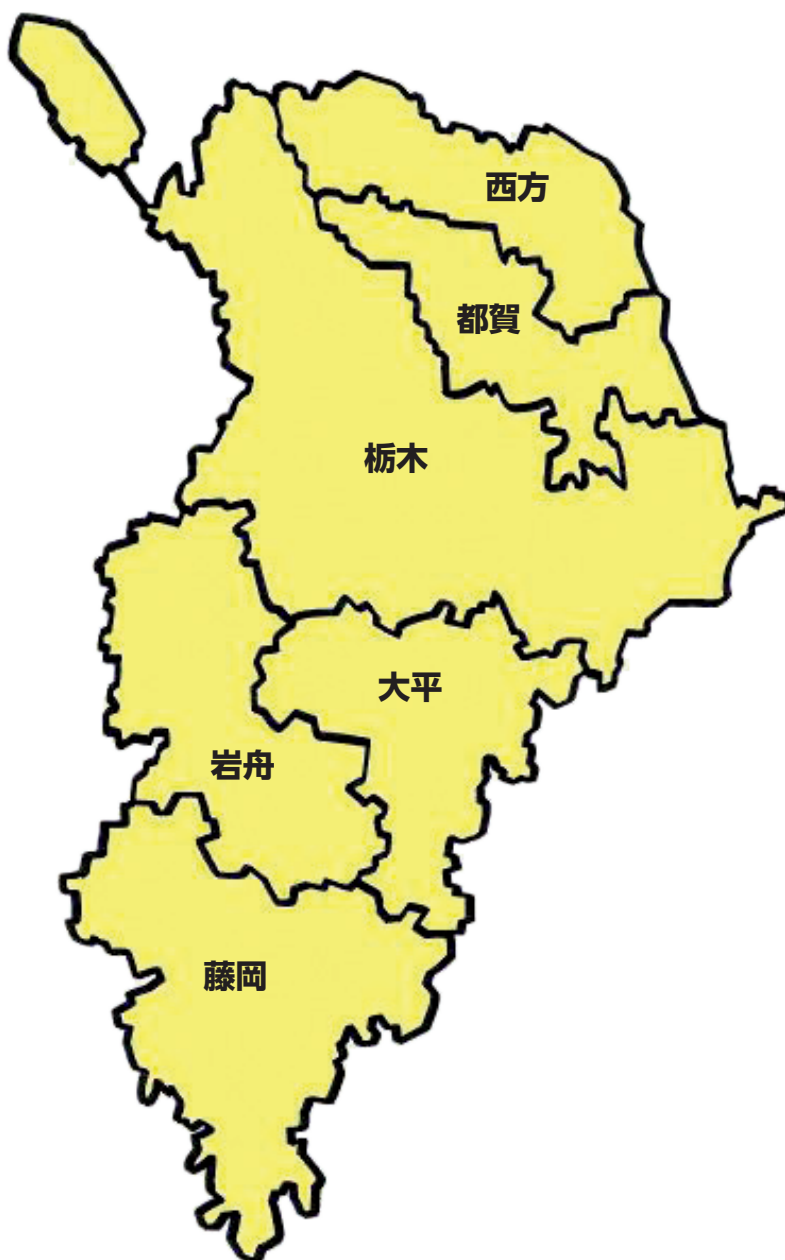
また、こどもが健やかに成長し、若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、社会全体で支え、出会いから結婚、妊娠・出産、こども・子育てを大切にするという意識を社会全体で共有しながら、施策を進めていきます。



子ども・子育て支援法の規定に基づく「教育・保育提供区域」に関しては、こども自身や保護者が質の高い教育・保育や子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して定めることとされています。

そこで、本市の教育・保育提供区域については、第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画（以下「第二期事業計画」という。）で設定した「市全域を1区域」として、引き続き設定します。

栃木市の教育・保育提供区域



5

施策の体系

基本理念

- 全てのこども・若者が等しく権利を擁護されながら健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会
- 誰もが希望に応じて結婚、妊娠・出産することができ、幸せな状態でこどもと向き合い、子育ての喜びを実感できる地域社会

目標

基本目標

基本施策

こども、親、地域が育ち合い、こども・若者の笑顔と個性が輝き、
子育てに喜びを感じられる地域づくり

出産 妊娠

1 全ての妊産婦・乳幼児への切れ目ない支援の推進

- (1) 妊産婦が安心して産み育てられる支援の充実
- (2) 乳幼児の健やかな成長を支える環境づくり
- (3) 乳幼児が安心して育つための家庭への支援

子育て・子育て支援

2 幼児期における教育・保育の充実

- (1) 教育・保育施設の量の確保
- (2) 教育・保育の一体的提供と体制の確保

3 地域における子育て・子育てへの支援の推進

- (1) 地域子ども・子育て支援事業の推進
- (2) 地域における子育て支援事業の充実

4 学童期・思春期の保健対策の推進

- (1) 学童期・思春期の心身の健康づくり
- (2) 思春期における正しい性知識の普及

5 特別な配慮を必要とするこどもや家庭へのきめ細やかな支援の推進

- (1) 障がい児等への支援の推進
- (2) 外国にルーツを持つ幼児への支援の推進
- (3) こどもの貧困対策の推進
- (4) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (5) 各種相談機関の機能の充実
- (6) 経済的支援対策の充実

働き方

6 仕事と子育ての両立の推進

- (1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

結婚

7 結婚を希望する若者への支援の推進

- (1) 出合いの場や機会の提供等

全てのライフステージ

8 こども・若者たちの権利の尊重

- (1) こどもの権利についての意識の啓発
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) いじめ対策・不登校対応の充実

9 こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- (1) こどもの事故防止対策の推進
- (2) 小児医療・感染症対策の充実

10 こども・子育てにやさしいまちづくり

- (1) 良好な居住環境の確保
- (2) 安心して外出できる環境の整備
- (3) こども・若者の居場所づくりの推進
- (4) こどもたちの安全の確保
- (5) こども政策 DX の推進



6 こどもの権利

児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締結している世界的な条約です。18歳未満の児童（こども）を、権利を持つ主体と位置付け、おとなと同様、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」としてとされています。これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

この計画においても、子どもの権利条約及びこども基本法の考え方にに基づき施策を推進します。

子どもの権利条約のいわゆる4つの原則



差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

資料：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」



SDGs と本計画との関係

「SDGs」（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月に国際連合で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の17の目標です。

SDGs は、経済・社会・環境の3つの側面から捉えることができる17の目標を、統合的に解決しながら、持続可能なよりよい未来を築くことを目標としており、令和12（2030）年の目標達成に向け、行政、企業、個人が一体となって、積極的に取り組んでいくことが求められています。

「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、こども基本法・こども大綱の基本的な考え方の一つとなっており、こども計画にもこの理念を取り入れ、各種こども施策の展開を通じて、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざしていきます。

SDGs の17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第 4 章

施策の展開

第4章には、こんなことが書いてあるよ！

- I 全ての妊産婦・乳幼児への切れ目ない支援の推進
- II 幼児期における学校教育・保育の充実
- III 地域における子育て・子育てへの支援の推進
- IV 学童期・思春期の保健対策の推進
- V 特別な配慮を必要とするこどもや家庭へのきめ細やかな支援の推進
- VI 仕事と子育ての両立の推進
- VII 結婚を希望する若者への支援の推進
- VIII こども・若者たちの権利の尊重
- IX こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- X こども・子育てにやさしいまちづくり

第4章には
どんなことが
書いてあるの？



妊娠・出産



関連するSDGs



基本目標1 全ての妊産婦・乳幼児への切れ目ない支援の推進

(1) 妊産婦が安心して産み育てられる支援の充実

現状と課題

子育てを取り巻く環境は、核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などに伴い、妊産婦をはじめとした子育て世帯の孤立感や不安感が高まっています。

また、育児等の負担を抱えやすい多胎妊産婦や若年妊産婦、支援者がいない妊産婦など、産前産後のケアやサポート体制の充実、親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを地域で相談できる体制の強化が求められます。

施策の方向性

安心してこどもを産み、こどもの健やかな成長とともに親として成長することへの喜びを感じていけるよう、妊娠・出産・子育て期の健診や相談・支援体制を整え、早期からのきめ細やかな支援を行っていきます。

また、妊産婦や子育て家庭の状況に応じた情報やサービスの提供など、母子保健や子育て支援に携わる関係者が連携を図りながら、地域での切れ目ない支援が継続できるよう支援を行います。

具体的な取組

事業・取組	内 容	指 標			担当課名
		項 目	R5実績値	R11目標値	
新規	①こどもなんでも相談室 ・妊娠期から子育て期にわたるまでの育児に関する様々な悩みに対して、来所や電話等で保健師等専門職が相談を受けるとともに、必要な支援につなぎます。 ・相談室の普及啓発を行い市民に身近な相談室を目指します。(R7年度愛称募集)	こどもなんでも相談室における個別相談件数	令和6年度開設	支援体制の維持	こども家庭センター
継続	②妊娠届出及び母子健康手帳の交付 妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、母子健康手帳を妊娠届出者等に交付します。また子育てアプリ栃木市すくすくナビの利用勧奨を行います。	妊 娠 早 期(11週以内)の妊娠届出率	94.3%	増加	こども家庭センター
継続	③マタニティマークの普及啓発 ・妊産婦にやさしい環境づくりを推進するため、マタニティマークを交付します。 ・マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合を把握します。(※4か月児健康診査時アンケート)	マタニティマークの利用率	84.5%	増加	こども家庭センター



「マタニティマーク」とは？

- 妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの
- さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組の呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの



こども家庭センター

- こども家庭センターは全ての妊産婦、こども、子育て家庭へ一体的な相談支援を行うため、令和6年4月に開設した機関です。妊娠前からこどもが自立するまで切れ目のない相談支援を行います。
 - ・ 妊娠前や妊娠中、出産後に関する悩みや相談
 - ・ こどもの成長や発達、乳幼児健康診査
 - ・ 両親教室、プレパパ教室、産後ケア
 - ・ 心理相談員による個別相談、言語相談員による個別相談
 - ・ 未就学児ことばの教室
 - ・ 児童家庭相談、児童虐待に関する相談
 - ・ ひとり親家庭相談、女性相談 等
- こどもに関する様々な相談をワンストップで受け付ける「こどもなんでも相談窓口」は、妊産婦の方、子育て中のパパ・ママ、小学生、中学生、高校生等、どなたからの相談でもお受けします。

事業・取組		内 容	指 標			担当課名
			項 目	R5実績値	R11目標値	
継続	④妊娠届出 時面談	妊娠届出者全員に面談とアンケートを実施し、安心して妊娠・出産ができるようサポートします。	妊娠届出時面談・アンケートの実施率	100%	100%	こども家庭センター
継続	⑤妊産婦健康診査	妊産婦の健康診査の一層の徹底を図るため、医療機関に委託して実施します。	①妊婦健康診査受診票初回利用率 ②産婦健康診査受診票利用率 (産後1か月)	①99.2% ②88.9%	①99.6% ②100%	こども家庭センター
継続	⑥妊産婦歯科健康診査	妊産婦の口腔衛生の向上のため、市内の歯科医院で歯科健診・衛生指導を実施します。	妊産婦歯科健診受診率	妊婦：35% 産婦：25.9%	妊婦：50% 産婦：30%	こども家庭センター
継続	⑦妊婦8か月アンケート	妊娠期から継続した面談を実施することで相談しやすい顔の見える関係性を構築し、ニーズに即した効果的な支援を届けます。	アンケート回収率	95.3%	100%	こども家庭センター
継続	⑧ Hello 赤ちゃん教室	妊婦やパートナー、その家族を対象に、妊娠・出産・育児について知識を提供し、グループワークを通じてお互いに主体性をもち、育児に取り組むことができるようにサポートする機会とします。また、産後のメンタルヘルスについて伝える機会とします。	初妊婦参加率	22.3%	40%	こども家庭センター
新規	⑨プレパパ教室	妊婦のパートナーを対象に先輩パパからの体験談や助産師による講話、オムツ替えや抱っこなどの育児体験、グループワークなどの交流会を行います。	初妊婦のパートナーの参加率	6.5%	20%	こども家庭センター
新規	⑩プチママ教室	若年妊産婦が妊娠中または、産後に情報交換や交流する機会を提供することで仲間づくりを促し、子育てに関する相談や情報提供を行います。	若年妊産婦の参加率	—	20%	こども家庭センター
継続	⑪妊娠中の喫煙防止対策	・喫煙が胎児の発育に影響を及ぼすことについて、正しい知識を普及するとともに、周囲の人の禁煙・分煙への配慮について啓発を行います。 ・妊娠中に喫煙していた母親の割合を把握します。	妊娠中の妊婦の喫煙率	1.2%	0%	こども家庭センター
継続	⑫新生児・産婦訪問事業	新生児期の子育ての悩みや不安、母親の心身の不安に関して助言するために、助産師・保健師が訪問指導を実施します。	新生児・産婦訪問事業の実施	延べ件数：55件	希望者全数実施	こども家庭センター

継続	⑫新生児・産婦訪問事業	産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと感じる母親の割合把握します。	産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと感じる母親の割合	86.9%	100%	こども家庭センター
継続	⑬生後2週間目全戸電話相談	出産を終えて退院後の不安を抱きやすい時期に、保健師または助産師が電話相談を実施します。	生後2週間目全戸電話相談の実施率	98.3%	100%	こども家庭センター
継続	⑭乳児の栄養方法	生後1か月時の栄養方法（母乳・人工乳・混合乳）の割合を把握します。	生後1か月の栄養方法の割合	母乳：17.8% 人工乳：14.3% 混合乳：67.8%	事業の継続	こども家庭センター
継続	⑮妊娠中の飲酒防止対策	・飲酒が胎児の発育に影響を及ぼすことについて、正しい知識の普及啓発を行います。 ・妊娠中に飲酒していた母親の割合を把握します。	妊娠中の妊婦の飲酒率	0.4%	0%	こども家庭センター
継続	⑯就労妊婦への支援	・母性管理指導事項連絡カードの普及啓発を行います。 ・妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う就労妊婦の割合を把握します。	配慮されたと思う就労妊婦の割合	90.0%	95%	こども家庭センター
継続	⑰産後1か月時点の産後うつハイリスク者の割合	産後の母親の抑うつ傾向を把握し、医療機関と連携のもと必要な支援を提供します。	産後1か月時のEPDS高得点者の割合	6.3%	減少	こども家庭センター
継続	⑱産前産後ヘルパー派遣事業	・妊娠婦、子育て家庭の家事育児の負担軽減を行い、安心して子育てできる環境を提供します。 ・事業に賛同し協力する事業所を増やします。	支援を必要とする家庭が支援を受けることができる割合	100%	100%	こども家庭センター
新規	⑲流産・死産を経験された方への支援体制	流産・死産を経験された方への支援体制づくりに努めます。	支援を望む方への相談機会の周知。	—	支援体制整備の強化	こども家庭センター
新規	⑳プレコンセプションケア	妊娠を考え始める前の若い世代に健康管理に関する情報提供を行い、若い世代の健康増進、健やかな妊娠出産の実現、次代のこどもたちの健康につなげます。	情報の発信	令和7年度から実施	機会の増加	こども家庭センター
継続	㉑特定妊婦・要支援妊婦の支援	支援が必要な妊婦を把握し、妊娠早期からサポートします。	特定妊婦の把握数 要支援妊婦の把握数	特定妊婦数：11人 要支援妊婦数：166人	把握率：100%	こども家庭センター

(2) 乳幼児の健やかな成長を支える環境づくり

現状と課題

乳幼児期は著しい心身の成長発達とともに、愛着の形成、情緒の安定、人への信頼関係を育む大切な時期であり、また望ましい食習慣や基本的な生活習慣を整えることが必要な時期でもあります。そのため、こどもの成長発達の段階に合わせた、身体・精神面の発育・発達の確認や、疾病の早期発見及び、健康の保持増進を図るために、安心して健診を受けられる環境の整備や質の充実、食生活や生活リズムを整えていけるよう学びの機会や正しい情報の提供が必要となります。

こどもの成長発達を見守る保護者に対し、子育ての中で抱える不安やこどもの育てにくさを感じる保護者への寄り添う支援、関わりへの悩みへの支援、児童虐待防止への支援、保護者自身への支援など、多岐にわたりきめ細やかな対応が求められています。

施策の方向性

こども一人ひとりの心身の健康を保持し健やかな成長を支援するため、乳幼児の各種健康診査、健康教室、子育て相談・教室等の母子保健事業を通じて、親が責任とゆとりを持って子育てでき、こどもが健やかに育つことができるよう取組を進めます。

また、多岐にわたり細やかな支援を提供するために、保健、医療、福祉、教育の各分野間の連携を図りながら、相談体制の充実を図ります。

安全・安心に相談できる場所の確保や、こども・子育て世帯が交流できる環境整備を図るため、こども・子育て支援事業債を活用したこども・子育て支援機能強化に係る施設の整備として、公共施設内への子育て相談室やあそびの広場、子育て親子の交流の場の整備を推進します。



具体的な取組

事業・取組		内 容	指 標			担当課名
			項 目	R5実績値	R11目標値	
継続	①乳幼児健康 診査	乳幼児の身体・精神面の 発育・発達、疾病等の早 期発見及び健康の保持増 進を図るために総合的な 健康診査を実施します。	3歳児健康診 査受診率	98.3%	100%	こども家庭 センター
継続	②未熟児養育 医療	養育のため医療機関に入 院する必要がある未熟児 に、養育に必要な医療を 給付します。	未熟児養育医 療給付	20件	支援体制の維 持	こども家庭 センター
継続	③未熟児訪問 指導	低出生体重児や未熟児の いる家庭を訪問し、こども の健やかな成長・発達の 支援と安心して子育てが できるよう必要な助言を 行います。	未熟児訪問指 導の実施	延べ件数：69件	支援体制の維 持	こども家庭 センター
継続	④新生児聴覚 検査	新生児の聴覚障がい等を早 期に発見し、適切な療育 を行うことにより、言語発 達等への影響を最小限に 抑えます。	新生児聴覚検 査受診率	99.3%	100%	こども家庭 センター
継続	⑤乳児先天性 股関節脱臼 検診	1歳未満のこどもを対象 に、指定医療機関におい て実施します。	乳児先天性股 関節脱臼検診 受診率	91.6%	100%	こども家庭 センター
継続	⑥歯科健診1 歳6か月児2 歳児3歳児	こどもの健やかな成長を 支えるため、歯科健診・む し歯予防活動を行います。	3歳児でむし 歯のない児の 割合	89.4%	90.0%	こども家庭 センター
継続	⑦むし歯予防 対策	保護者が毎日仕上げ磨き をしている家庭の割合を 把握します。	1歳6か月で仕 上げ磨きをし ている家庭の 割合	72.7%	80.0%	こども家庭 センター
継続	⑧5歳児発達 相談	5歳になるこどもを対象に、 3歳児健診までに発見され にくい軽度発達障がい・ 構音障がい・肥満等につ いて相談を実施します。	5歳児発達相 談参加率	98.6%	100%	こども家庭 センター
継続	⑨保護者の喫 煙防止対策	・喫煙が乳幼児の発育に 影響を及ぼすことにつ いて正しい知識を普及す るとともに、周囲の人の禁 煙・分煙への配慮につ いて啓発を行います。 ・喫煙している親の割合を 把握します。	親の喫煙率	4か月児 母：6.0% 父：31.5% 1歳6か月児 母：6.5% 父：31.6% 3歳児 母：6.5% 父：34.9%	減少	こども家庭 センター

継続	⑩母子保健事業での心理相談	健診時や教室等で心理士が育児相談に応じます。	育てにくさを感じる親への心理相談の実施	希望者に実施 (100%)	希望者に実施 (100%)	こども家庭センター
継続	⑪乳幼児発達相談	乳幼児健康診査や相談・訪問等で成長発達の遅れが認められた児童を対象に、医師による診察や専門家による発達検査を行い、育児相談や早期療育につなぐ支援を実施します。	乳幼児発達相談の実施	1会場で18回・88人	16回	こども家庭センター
継続	⑫乳幼児健診	未受診者対策乳幼児健診の未受診者に対し、電話や訪問等で受診勧奨をするとともに、未受診の理由や家庭の状況を把握し、必要時支援につなげます。	乳幼児健診未受診率	4か月児：2.1% 9か月児：0.5% 1歳6か月児：0.6% 3歳児：1.6%	4か月児：1.9% 9か月児：0.3% 1歳6か月児：0.4% 3歳児：1.3%	こども家庭センター
新規	⑬1か月児健康診査	1か月児の乳児に対して健康診査を行うことにより、乳児の疾病の早期発見、早期治療及び健康増進を図り、子育て家庭を支援します。	1か月児健康診査受診率	—	100%	こども家庭センター
新規	⑭6歳児来院型フッ化物塗布事業	こどもの健やかな成長を支えるため、個別通知による周知を図りながら、むし歯予防活動を行います。	個別通知による周知	—	100%	こども家庭センター



(3) 乳幼児が安心して育つための家庭への支援

現状と課題

核家族化や少子化、共働き家庭の増加などの背景から、こどもを取り巻く家庭の状況や地域社会は大きく変化し、地域社会の子育ち・子育ての機能が大きく低下しています。近隣との関わりの希薄化だけでなく、親族や友人からの助けを得にくいことなどから、子育て家庭の孤立化につながり、子育ての不安や負担を抱え込んでしまうことも少なくありません。

子育て家庭は、こどもの成長発達に応じライフステージが変化する過程で、養育力や心身の健康状態、経済状況、就労状況、家族関係、こどもの発達の特徴など、さまざまな要素が重なる中でバランスを保ちながら子育てに向き合っていますが、少しの負荷からそのバランスが崩れ、葛藤が生じ、虐待など不適切な養育につながることは容易に想像できます。そのため、助けを得ながら乗り越え、悩みながらも子育てを前向きに捉え、こどもの育ちに喜びを感じられるような支援や体制が求められています。

施策の方向性

全ての子育て家庭の子育ちと子育てを支えるため、妊娠期からの切れ目ない支援が提供できるよう、こどもの成長や発達の特徴、それぞれの家庭の状況に合わせた多様なサービスや相談・支援体制の整備を行います。支援が必要でありながら自ら積極的に支援を求めることが困難な家庭を含めて、家庭の困り感を見逃さないよう、健康診査や母子保健事業を通して早期に把握し、必要な支援につながる体制づくりや関係機関との連携を推進します。

具体的な取組

事業・取組		内 容	指 標			担当課名
			項 目	R5実績値	R11目標値	
継続	①子 育 て 相 談・教室	家庭で子育てをしている保護者の孤立化予防や育児不安解消を図るため、保護者の居場所や親子のふれあい交流・親同士の情報交換の場を提供します。また、こどもの健やかな発育・発達の支援を行うため、保健師や栄養士等による相談を行います。	相 談・教室の参加者数	10,935人	支援体制の維持	こども家庭センター
継続	②ようこそ赤ちゃん支え愛事業	「育児チェックリスト」「産後うつ病質問票」「赤ちゃんの気持ち質問票」の3種類の質問票を活用し、全ての母親の心身の状態を早期に把握し、必要な支援につなぎます。	質問票回収率	97.4%	100%	こども家庭センター
継続	③食育の推進	乳幼児期からの健全な食習慣や食に関する体験活動、適切な知識の普及に取り組み、こどもの成長に合わせた切れ目のない食育を推進します。	4か月児健康診査における離乳食の講話実施率	100% (681組実施)	100%	こども家庭センター

継続	④ツインズサポート	多胎妊婦や家庭への必要な情報や知識、サービスの提供を行うとともに、子育て家庭同士の身近な地域での交流の場づくりを推進します。	ツインズサポートの実施	多胎交流会：3回 プレツインズ：8回 ピア訪問：6回	事業の継続	こども家庭センター
継続	⑤乳幼児健康診査アンケート	この地域で子育てをしたいと思う親の割合を把握します。	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.2%	100%	こども家庭センター
		ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある親の割合を把握します。	ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある親の割合	対象：母親 4か月児：88.5% 1歳6か月児：80.9% 3歳児：72.6%	4か月児：92% 1歳6か月児：85% 3歳児：75%	
		育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど、何らかの解決方法を知っている親の割合を把握します。	育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど、何らかの解決方法を知っている親の割合	85.8%	90%	
		乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合を把握します。	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	4か月児：95.6% 1歳6か月児：87.0% 3歳児：76.7%	増加	
継続	⑥にこにこ教室	児童の発達や関わり方に悩みを持つ保護者に、専門職が発達の見立てや個別相談を実施します。	にこにこ教室の実施	20回延べ116人	事業の継続	こども家庭センター
継続	⑦のびのび相談	児童の健全な発達を促す支援と保護者への育児支援を目的に、心理士と保健師が個別相談を実施します。	のびのび相談の実施	1会場で25回・60件	事業の継続	こども家庭センター
継続	⑧要支援カンファレンス・継続支援カンファレンス	妊娠届出時や妊娠8か月アンケート、妊産婦健康診査、こにちは赤ちゃん訪問、養育支援連絡票、乳幼児健康診査等、産前産後や乳幼児期において、支援を必要とされる家庭や、虐待予防支援の必要性を判断し、今後の支援方針等の検討を行います。	会議の実施	週1回実施	週1回実施	こども家庭センター

子育て・子育て支援

関連するSDGs



基本目標2 幼児期における学校教育・保育の充実

子ども・子育て支援法では、市は、幼児期の教育や保育、地域子育て支援事業の提供体制の確保などに関する計画として、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっています。

市では、国から提示された「基本指針」や本市が実施したニーズ調査やこれまでの利用状況などを踏まえて、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定し、その「量の見込み」に対する提供体制の確保とその実施時期（「確保の方策」）について定めます。

子ども・子育て支援制度のポイント

- ① 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）：「幼保連携型認定こども園」について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ② 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実：利用者支援、地域子育て支援拠点等の事業

子ども・子育て支援給付

<継続施策>

- 施設型給付 ※教育・保育給付
 - ・保育園、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付
- 地域型保育給付 ※教育・保育給付
 - ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

<拡充施策>

- 児童手当制度（令和6年10月改正）
 - ・子育て世帯の家計を応援するための4つの拡充ポイント
- ①所得制限を撤廃
 - ②支給期間を高校生年代まで延長
 - ③第3子以降の支給額を3万円に増額
 - ④支払回数を偶数月の年6回に増加

乳児等のための支援給付

<新規施策>

- 乳児等支援給付
 - ・乳児等の保護者に対する個人給付
- ※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は令和8年4月に子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として創設されます。

地域子ども・子育て支援事業

<継続施策>

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬子育て世帯訪問支援事業

<新規施策>

- ⑬児童育成支援拠点事業
- ⑭乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑮包括相談支援事業産後ケア事業

※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業に位置付けされます。

■ 事業一覧

対象施設	対象事業
特定教育・保育施設	保育園・認定こども園・幼稚園
特定地域型保育事業	・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育施設（事業所の従業員のこどもに加えて、地域の保育を必要とするこどもの保育を実施するものに限る。）
確認を受けない幼稚園	「私学助成」の幼稚園 （子ども・子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

幼児期の教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」の基本的な考え方

平成27年4月開始の子ども・子育て支援新制度においては、サービスの利用に先立って、市町村が下記のような事由による「保育の必要性」を認定します。「就労・妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学」等が対象になります。

「量の見込み」 需要 保育の必要性の認定区分ごとに 必要となる利用定員の総数	「確保の方策」 供給 「量の見込み」に対して確保しようとする 施設・事業の利用定員の総数
●満3歳以上の就学前のこども ⇒ 「1号認定」 （子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当）	特定教育・保育施設 ^{※1} （認定こども園及び幼稚園）の利用定員の総数 （特定教育・保育施設に該当しない幼稚園も含む）
●満3歳以上の就学前のこどもで保育が必要 ⇒ 「2号認定」 （子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当）	特定教育・保育施設（保育園、認定こども園及び幼稚園）の利用定員の総数
●満3歳未満で保育が必要なこども ⇒ 「3号認定」 （子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当） （「3号認定」はさらに0歳児と1・2歳児を区分）	特定教育・保育施設（保育園及び認定こども園）及び特定地域型保育事業 ^{※2} の利用定員の総数

※1……特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法により、市が財政支援（施設型給付）の対象として適当であることを確認した教育・保育施設。（保育園、認定こども園、公立幼稚園（国立を除く）は、基本的に全て確認を受ける。私立幼稚園は確認を受けることも可能）

※2……特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法により、市が財政支援（地域型保育給付）の対象として適当であることを確認した小規模保育事業等



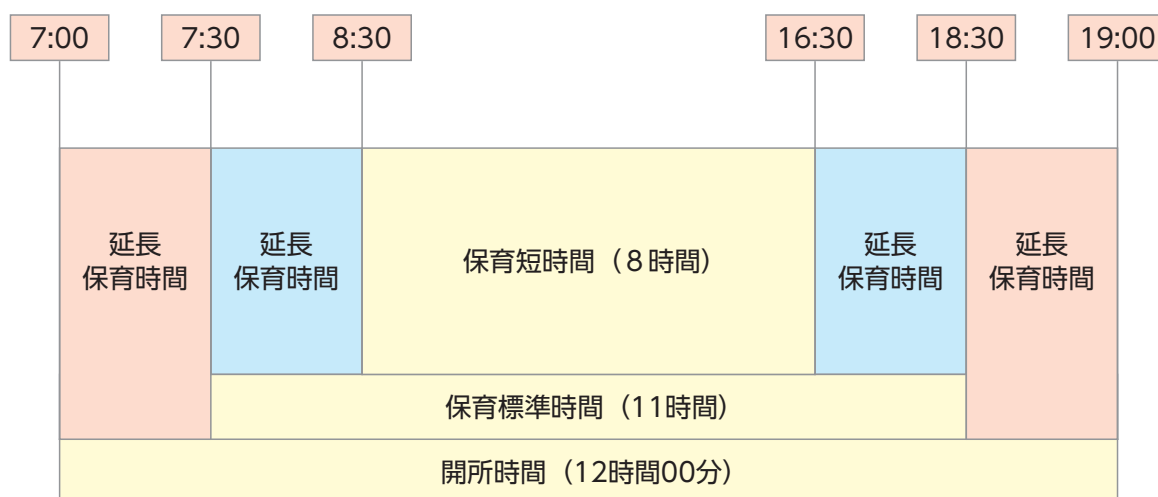
保育標準時間と保育短時間

保育の必要性の認定については、「保育標準時間」（11時間保育）と「保育短時間」（8時間保育）の区分を設定します。

保育時間	就労時間の下限
保育標準時間（11時間保育）	1か月 120時間以上
保育短時間（8時間保育）	1か月 64時間以上 120時間未満

「保育短時間」の利用時間の考え方

「保育短時間」認定のこどもの保育時間（利用時間）については、8時30分～16時30分までといった一律の時間帯を設定することを想定しており、その時間帯以外の利用については「延長保育（時間外保育）」となります。



(1) 教育・保育施設の量の確保

現状と課題

現在、市内には保育園15施設、認定こども園18施設、小規模保育事業所4施設が開設されています。

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始したことを受け、平成30年度から市内全ての幼稚園が認定こども園に移行したため、保育の受け皿が拡大し、1号認定、2号認定及び3号認定のこどもも全てについて利用者数が、利用定員（確保の方策）内に収まっていることから、利用者の量的ニーズには対応できているものと考えられます。

しかしながら、入園手続時期などの理由により、施設によっては利用定員に対して待機児童が発生している状況であるため、今後は、低年齢児の待機児童の解消に向け、既存の保育園と認定こども園に関して、受入れ枠の確保を図っていく必要があります。

(単位：人)

	令和5年度実績	令和6年度（量の見込み）	令和6年度（確保の方策）
1号	1,316	1,265	1,744
2号	1,733	1,920	2,046
3号（0歳）	260	271	307
3号（1・2歳）	966	1,106	1,134

量の見込みと確保の方策

- 出産後早期の職場復帰を希望する保護者が、安心して預けることができるよう、保育園・認定こども園・小規模保育事業所で、必要な0歳児の利用定員の確保を図ります。
- 共働き家庭やひとり親家庭の保護者が、安心して預けることができるよう、保育園・認定こども園・小規模保育事業所で、必要な1～2歳児の利用定員の確保を図ります。
- 保護者の就労の多様化や、子育てに関する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、保育園、認定こども園で、必要な3～5歳児の利用定員の確保を図ります。
- こども・子育て支援事業債を活用した保育園等の子育て関連施設的环境改善として、公立保育園等の施設の改修や、民間保育園等に対する整備補助等を実施しながら、良好な教育・保育環境の充実を図ります。
- 障がい児や医療的ケア児の支援に必要な人員の確保を図ります。



		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み（人）	1,192	188	1,622	255	492	550
	確保の方策（人）	1,450	202	1,748	281	506	598
	特定教育・保育施設 ※1	1,450	202	1,748	260	479	570
	（確認を受けない幼稚園）	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 ※2	0	0	0	21	27	28
	提供体制確保の状況 （確保の方策－量の見込み）	258	14	126	26	14	48
令和8年度	量の見込み（人）	1,114	176	1,521	250	485	542
	確保の方策（人）	1,355	190	1,639	274	498	589
	特定教育・保育施設	1,355	190	1,639	255	472	562
	（確認を受けない幼稚園）	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	19	26	27
	提供体制確保の状況 （確保の方策－量の見込み）	241	14	118	24	13	47
令和9年度	量の見込み（人）	1,041	165	1,422	245	496	555
	確保の方策（人）	1,267	177	1,533	268	510	603
	特定教育・保育施設	1,267	177	1,533	250	483	575
	（確認を受けない幼稚園）	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	18	27	28
	提供体制確保の状況 （確保の方策－量の見込み）	226	12	111	23	14	48
令和10年度	量の見込み（人）	997	157	1,359	241	487	545
	確保の方策（人）	1,213	169	1,456	265	500	591
	特定教育・保育施設	1,213	169	1,456	246	474	564
	（確認を受けない幼稚園）	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	19	26	27
	提供体制確保の状況 （確保の方策－量の見込み）	216	12	97	24	13	46
令和11年度	量の見込み（人）	988	155	1,341	237	476	536
	確保の方策（人）	1,202	167	1,445	261	493	582
	特定教育・保育施設	1,202	167	1,445	242	467	555
	（確認を受けない幼稚園）	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	19	26	27
	提供体制確保の状況 （確保の方策－量の見込み）	214	12	104	24	17	46

※1 特定教育・保育施設：保育園、認定こども園

※2 特定地域型保育事業：小規模保育

(2) 教育・保育の一体的提供と体制の確保

認定こども園の普及に関する基本的な考え方

「保護者が働いているか否かにかかわらず、0歳から就学前の全てのこどもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及する」との国の方針に従い、本市では、平成30年度には全ての幼稚園が認定こども園に移行しました。また、保育園から認定こども園への移行については、事業者の意向を十分に踏まえながら、必要に応じて移行に関する支援を行っています。

施設、事業者等の連携の方策

① 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業者や地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じて保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者は、満3歳以降も適切で質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

② 保育園、認定こども園と小学校の連携

乳幼児期の発達は連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものになることから、幼児期と学童期におけるこどもの育ちの連続性を確保するため、個人情報であることに十分に留意した上で、こどもの発達の過程、健康状況等を記録した情報を共有していきます。また、保育園、認定こども園と小学校の交流や、それぞれの教職員の合同研修を行います。

③ 幼児教育・保育無償化に関する認可外保育施設との連携

令和元年10月1日から実施された“幼児教育・保育無償化”に伴い、「保育の必要性の認定」を受けた認可保育所等を利用できていないこどもについては、認可外保育施設を利用する場合も無償化の対象となっています。このため、施設等利用給付の円滑な実施の確保ができるよう認可外保育施設との連携を強化します。



基本目標3 地域における子育て・子育てへの支援の推進

関連するSDGs



(1) 地域子ども・子育て支援事業の推進

〔「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の方策〕

子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業の各事業について、国から提示された「基本指針」や本市が実施したニーズ調査やこれまでの利用状況などを踏まえて、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「量の見込み」を設定し、その「量の見込み」に対する提供体制の確保とその実施時期（「確保の方策」）を定めつつ、各事業を推進していきます。

① 時間外保育（延長保育）【対象：0～5歳 担当：保育課】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間に、保育園、認定こども園等で保育を実施する事業です。保育標準時間の11時間を超えて保育を利用する場合に該当になります。

現状と課題

現在は計画どおりに実施か所を確保することができており、利用者のニーズに対応できているものと考えられます。引き続き、利用者のニーズに対応できるように提供体制を維持することが必要です。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
標準認定実施施設数（か所）	31	25
短時間認定実施施設数（か所）	37	37
標準認定利用者数（人）	538	646
短時間認定利用者数（人）	731	646

量の見込みと確保の方策

事業の性質上、定員の設定はなく、ニーズに対応しています。今後は、横ばいまたは微減で推移していくことが見込まれますが、利用者数の増加にも対応できるよう、各施設での受け入れ体制の確保に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	974	934	905	877	864
確保の方策					
施設数（か所）	37	37	37	37	37
提供体制（受入れ人数）（人）	974	934	905	877	864
確保の方策－量の見込み	0	0	0	0	0

② 放課後児童健全育成事業（学童保育）【対象：小学1～6年生 担当：子育て総務課】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、放課後に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であり、市内の全小学校区で実施しています。

現状と課題

待機児童の解消及び放課後におけるこどもの安全・安心な居場所の確保に向け、施設の拡充と学校敷地外で開設していたクラブの学校敷地内への移転を行った結果、令和2年度に59か所であった実施か所数が、令和6年度には65か所に増加しました。しかしながら、待機児童の解消にはいたっていないことから、引き続き、待機児童の解消と放課後におけるこどもの安全・安心な居場所を確保しつつ、保育の質の向上に向けた取り組みを実施していくことが必要です。

		令和5年度実績	令和6年度実績
支援単位数（か所）		63	65
（うち余裕教室等での実施か所数）		49	49
登録児童数 （人）	小学1～3年生	1,646	1,608
	小学4～6年生	726	791

※ 各年度5月1日現在

量の見込みと確保の方策

学童保育利用者は年々増加しており、令和6年度においても待機児童の解消には至っておらず、さらに公営学童保育の支援員確保など新たな課題も生じていることから、こどもの安全・安心な居場所の確保に向け、引き続き、小学校の余裕教室等※の新たな確保や、公営学童保育の学童保育実施希望のある民間事業者への新規委託及び新規開設民間学童保育への委託等、さまざまな方策を講じていきます。

また、特色ある学童保育の実施、災害等の緊急時や多様化するニーズに対応するため、民間活力を導入し、適切な学童保育の運営を図ります。

なお、支援が必要とする児童に適切に対応が行えるよう、こども家庭センターと連携するとともに、学童保育支援員の資質向上のための研修を実施します。



	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	2,460	2,550	2,590	2,630	2,680
小学1～3年生	1,610	1,660	1,700	1,720	1,730
小学1年生	580	590	600	600	600
小学2年生	540	570	580	590	590
小学3年生	490	500	520	530	540
小学4～6年生	850	890	890	910	950
小学4年生	400	390	400	420	430
小学5年生	300	300	290	300	320
小学6年生	150	200	200	190	200
確保の方策					
支援単位数（か所）	68	69	70	71	72
（うち余裕教室等※での実施か所数）	51	51	51	51	51
提供体制（利用定員）（人）	2,790	2,830	2,870	2,910	2,950
確保の方策－量の見込み	330	280	280	280	270

※ 余裕教室等：小学校の余裕教室、小学校敷地内専用施設及び小学校隣接施設

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【対象：0～18歳 担当：こども家庭センター】

保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等で一定期間、必要な保護を行う事業です。

現状と課題

保護者の仕事、出産等の都合等での利用もありますが、育児疲れによる利用が大半を占めています。利用者数は、児童数の減少に反して年々増加しており、今後もニーズに対応できるよう、受入先（施設等）の確保に努める必要があります

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
延べ利用者数（人日）	92	94

人日…利用（見込）人数（人）×利用日数（日）

量の見込みと確保の方策

年々利用ニーズが高まっていることから、今後も必要な時に利用できるよう、関係機関と連携を図り、ニーズに応じて利用できるよう受入先の確保に努めていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	96	98	100	102	104
確保の方策					
施設数（か所）	6	6	6	6	6
提供体制（受入れ人数）（人日）	108	108	108	108	108
確保の方策－量の見込み	12	10	8	6	4

④ 地域子育て支援拠点事業【対象：0～5歳 担当：子育て総務課】

地域の身近なところで、気軽に子育て中の親子が集まり、交流できる憩いの場として、子育てについての相談や助言、地域の子育て関連情報の提供、育児講習等の開催など、さまざまな子育て支援を行う事業です。子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。

現状と課題

令和5年度に、民間の「一般型」の拠点施設が2か所開設され、公設の「連携型」を含め市内の地域子育て支援拠点は17か所に達しており、利用者は増加傾向となっています。

しかしながら、国が定めた「地域子育て相談機関設置運営要綱」では、「中学校区に1か所を目安に設定することを原則とする」という設置区域の考え方が示されており、現時点で中学校区を上回る設置数となっていることに加えて、地域によっては施設と施設の距離が近接している状況も見受けられることから、今後、「公共施設のあり方ガイドライン」及び「栃木市公共施設適正配置計画」に定められた施設縮減の取組み方針を踏まえつつ、施設の適正配置に向けた検討を行うことが必要です。

◇地域子育て支援拠点事業の内容及び本市の実施場所

	一般型	連携型
内容	公共施設や保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設（連携施設）に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
公設	地域子育て支援センター 地域子育て支援センターおおひら 地域子育て支援センターふじおか 地域子育て支援センターつが 地域子育て支援センターにしかた 地域子育て支援センターいわふね	子育て支援センターいまいずみ子育てサロン（連携施設：いまいずみ児童館） 子育て支援センターそのべ子育てサロン（連携施設：そのべ児童館） 子育て支援センターてもんのおうち（連携施設：大平児童館）
民間	子育て支援センターゆめふうせん 子育て支援センターふれあいポッケ 子育て支援センターきらり 子育て支援センターたんぽぽ 子育て支援センターエンジェル 子育て支援センターおおひらふじ 子育て支援センターもりのカフェ 子育て支援センターバンビーニ	



	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
実施か所数（か所）	17	17
延べ利用者数（人日）	51,983	52,050
0～2歳	20,183	20,200
3～5歳	5,596	5,600
保護者	26,204	26,250

人日 利用（見込）人数（人）×利用日数（日）

量の見込みと確保の方策

利用者のニーズを把握して、質・量ともに十分な受け皿となるように事業の充実・拡充を図り、乳幼児活動や相談事業、交流・参加型事業の充実など、「地域の子育て支援拠点」としての機能の一層の充実を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	43,000	44,000	45,000	46,000	47,000
0～2歳	18,700	19,100	19,500	20,000	20,500
3～5歳	4,300	4,400	4,500	4,500	4,500
保護者	20,000	20,500	21,000	21,500	22,000
確保の方策					
施設数（か所）	17	17	17	17	17
利用者数（人日）	43,000	44,000	45,000	46,000	47,000
確保の方策—量の見込み	0	0	0	0	0

5 一時預かり事業

（A）認定子ども園在園児を対象とする預かり保育【対象：3～5歳 担当：保育課】

認定子ども園を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、通常の保育時間の前後や、長期休業日に希望する在園児の預かり保育を行うことにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

現状と課題

共働き世帯の増加に伴い第1号認定子どもが減少する傾向があり、利用者のニーズには対応できていないものと考えられますので、引き続き、利用者のニーズに対応できるよう、実施か所を確保していくことが重要です。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
実施か所数（か所）	18	18
延べ利用者数（人日）	31,783	49,715

人日…利用（見込）人数（人）×利用日数（日）

量の見込みと確保の方策

利用実績を踏まえると利用者数の減少が見込まれますが、引き続き事業を実施し、各施設での受け入れ体制の確保に努めていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	54,269	54,206	54,144	54,106	54,094
確保の方策					
施設数（か所）	18	18	18	18	18
提供体制（利用者数）（人日）	54,269	54,206	54,144	54,106	54,094
確保の方策－量の見込み	0	0	0	0	0

⑤ 一時預かり事業

（B）在園児以外を対象とする一時預かり事業 【対象：0～5歳 担当：保育課】

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間保育園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

現在は、概ね計画通りに実施事業所を確保することができており、利用者のニーズへの対応もできているものと考えられます。

利用者の利便性の一層の向上のためには、人員不足により実施できていない施設について、実施に向けた調整を行っていくことが必要です。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
実施か所数（か所）	23	23
延べ利用者数（人日）	5,293	6,135

人日…利用（見込）人数（人）×利用日数（日）

量の見込みと確保の方策

市内の保育園・認定こども園で実施する一時預かり事業を中心的な方策として、必要な事業量の確保を図っていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	6,135	6,135	6,135	6,135	6,135
確保の方策					
施設数（か所）	24	24	24	24	24
提供体制（利用者数）（人日）	6,135	6,135	6,135	6,135	6,135
確保の方策－量の見込み	0	0	0	0	0



⑥ 病児保育事業 【対象：0～8歳〔小学校3年生まで〕 担当：保育課】

病児・病後児・体調不良児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

現状と課題

現在は、概ね計画どおりに実施場所を確保することができており、利用者のニーズへの対応もできているものと考えられます。

しかしながら、利用者の利便性の一層の向上のためには、地域バランスを考慮した施設配置が必要であることから、人員不足や設備的な課題から実施できていない施設への、実施に向けた調整に努めます。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
実施か所数（か所）	3	3
延べ利用者数（人日）	391	400

人日…利用（見込）人数（人）×利用日数（日）

量の見込みと確保の方策

周知活動の効果もあり、利用者数は増加しており、引き続き、関係機関との連携により事業の周知に努めるとともに、必要のある保護者に利用を勧めていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	401	401	401	401	401
確保の方策					
施設数（か所）	5	5	5	5	5
病児・病後児対応型	3	3	3	3	3
体調不良児対応型	2	2	2	2	2
提供体制（利用者数）（人日）	401	401	401	401	401
確保の方策—量の見込み	0	0	0	0	0



7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【対象：乳幼児・小学生 担当：子育て総務課】

保育園や学童保育などの送迎や、保育園の開始前・終了後または学校の放課後、買い物の際におけるこどもの預かり等、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）とを結びつけ、相互援助を行う事業です。

市はアドバイザーとして、その相互援助活動に関する連絡、調整等を行い、地域における子育ての相互援助をするお手伝いをします。

現状と課題

現在、活動のニーズにはおおむね対応できていますが、提供会員の確保が課題となっています。引き続き、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、提供体制の確保に向けた取組を行う必要があります。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
実施か所（か所）	1	1
延べ活動件数（人日）	1,109	1,500
提供会員数（人）	181	186
依頼会員数（人）	595	607
両方会員数（人）	45	46

人日…利用（見込）人数（人）×利用日数（日）

量の見込みと確保の方策

定員の設定はなく、多様なニーズへの対応を図るため、制度のより一層の周知・充実を図りつつ、地域における育児の相互援助活動を推進します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
確保の方策					
実施か所（か所）	1	1	1	1	1
提供体制（活動件数）（人日）	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
確保の方策—量の見込み	0	0	0	0	0



8 利用者支援事業

【対象：こどもの保護者（妊産婦も含む） 担当：保育課・こども家庭センター】

特例型	こども家庭センター型
保育施設の利用を希望する保護者に対して、多様な保育サービスの内容や施設情報を幅広く提供するとともに、個々のニーズに即したきめ細やかな相談・助言、関係機関との連絡調整を専門的に行う「保育支援員」を配置することにより、待機児童の解消に寄与し、子育て支援の充実を図ります。	全ての妊産婦及びこども、子育て家庭を対象に、相談支援等を実施するとともに、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたって個々の家庭に応じて切れ目なく支援する事業です。統括支援員を配置し、母子保健、児童福祉の専門職が連携・協力をしながら一体的支援を行います。

現状と課題

特例型	こども家庭センター型
本市では利用者支援として、保育園の案内パンフレットの発行などにより情報提供を行っており、平成27年度から保育課に「保育支援員」を配置し、教育・保育施設の利用相談や、保護者のための講演会を実施しています。 また、子育て家庭の状況が多様化する中、配慮の必要な家庭の状況に応じた支援が必要となっており、関係機関と連携し対応していくため、教育・保育施設と療育施設の交流会や保育士向けの療育施設の見学会を実施するとともに、教育・保育施設の利用相談の際に関係機関との調整を行うなど、相互の連携を図りながら支援する体制を確保します。	本市では、母子保健事業を含む妊娠前から子育て期を包括的に支援する組織体制強化を図ってきましたが、こども家庭センターの設置に伴い、こども家庭センター型として、全ての妊産婦、こども、子育て家庭への母子保健機能と児童福祉機能の両機能の包括的な支援を切れ目なく実施する体制となっています。 少子化、核家族化が進み、不安や孤立感を抱く妊産婦や子育て家庭が少なくないため、全ての妊産婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、寄り添いながら相談に応じ切れ目のない相談支援体制を確保していきます。

	令和5年度実績	令和6年度実績
提供体制（か所）	2	2

量の見込みと確保の方策

特例型	こども家庭センター型
引き続き保育支援員を配置し、利用者ニーズに応じた利用者支援等の事業を実施していくとともに、関係機関等との連携を図り、子育て家庭の多様な状況に対応した支援体制を整えていきます。	妊娠や出産、子育てに関するさまざまな相談に対応し、妊娠期から子育て期（18歳頃まで）にわたるまでの切れ目のない支援・コーディネートを引き続き実施していきます。 また、事業の一層の周知を図り、活動の充実に努めていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）	2	2	2	2	2
確保の方策					
提供体制（か所）	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保の方策—量の見込み	0	0	0	0	0

⑨ 妊婦健康診査【対象：全ての妊婦 担当：こども家庭センター】

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査、計測、保健指導を実施するとともに、必要に応じて医学的検査を実施する事業です。健康診査費用の助成を行い、健やかな妊娠・出産期を過ごせるよう支援しています。

現状と課題

本市では、妊娠届出や転入手続きを行った妊婦全員に、14回分の妊婦健康診査受診票を配付し、費用の助成を行っています。また、多胎妊娠の場合は単胎妊娠よりも頻回の健康診査が推奨されていることから、令和4年度から5回分の受診票を追加配布し経済的負担軽減を図っています。多くの妊婦は、委託医療機関等で妊婦健診を受診できている現状がありますが、全ての妊婦がきちんと受診できるよう引き続き周知・啓発を行い、安全・安心な出産ができるよう、健康診査の充実と事後支援体制を整備していきます。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
妊娠届出数（件）	716	693
延べ受診者数（人回）	8,226	8,177

人回…利用見込み人数（人）×利用回数（回）

量の見込みと確保の方策

全ての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き医師会、病院協会等と連携し、市の委託医療機関等での受診体制の確保を図ります。

	量の見込み・確保の方策				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊娠届出数（件）	953	942	930	918	908
妊婦健康診査延べ受診者数（人回）	7,446	7,375	7,281	7,222	7,151



10 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【対象：生後4か月までの乳児のいる全ての家庭 担当：こども家庭センター】

乳児（生後4か月まで）のいる全ての家庭に市の保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることによって、子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域の中でこどもが健やかに成長できる環境整備を図ることを目的としています。

現状と課題

出生数の減少により訪問対象乳児数の減少、結果訪問実績も減少していますが、訪問率は年々上昇しています。

核家族が増える中、子育て家庭の背景や課題は多様化しており、身近に協力者がいない家庭も少なくありません。出産後から4か月頃までは、母親の睡眠不足や育児不安、それに伴うストレス等、心身への負担が大きいことから、専門的な知識や技術を要する相談も多くみられます。保健師等専門職が訪問し、母子の健康管理や子育て支援などの幅広い視点で支援を行うことで、負担の軽減だけでなく、こどもの成長を共に喜び見守る伴走者として、今後も全ての家庭への訪問を継続していきます。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
訪問乳児数（人）	683	693

量の見込みと確保の方策

引き続き全ての家庭への訪問を見込んで事業の実施を予定しており、保健師等の配置により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問時の家庭の状況からより専門的な支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、「養育支援訪問事業」をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

	量の見込み・確保の方策				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問乳児数（人）	631	625	617	612	606

11 養育支援訪問事業

【対象：養育支援が特に必要な家庭（妊産婦も含む） 担当：こども家庭センター】

養育支援が特に必要な家庭について、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

要保護児童対策地域協議会、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診事業などで把握した養育支援が必要と思われる家庭に関して、保育士等が家庭訪問をしながら養育に関する相談、指導、助言等の支援を行う事業です。関係機関との連携の強化を図り、支援が必要な家庭の把握に努めることが必要です。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
延べ訪問人数（人日）	256	311

人日…利用（見込）人数（人）×利用日数（日）

量の見込みと確保の方策

要保護児童対策地域協議会や、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努め、養育支援が必要な家庭への訪問につながるよう努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	326	316	306	296	286
確保の方策					
提供体制（人日）	384	384	384	384	384
確保の方策—量の見込み	58	68	78	88	98

12 子育て世帯訪問支援事業

【対象：家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等 担当：こども家庭センター】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・子育て等の支援を行う事業です。（令和7年度開始事業）

量の見込みと確保の方策

児童や保護者又は妊婦からの相談や、関係機関からの情報提供等で把握した家庭を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。関係機関との連携の強化を図り、支援が必要な家庭の把握に努めることが必要です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	120	120	177	172	167
確保の方策					
提供体制（人日）	120	120	192	192	192
確保の方策—量の見込み	0	0	15	20	25

13 児童育成支援拠点事業

【対象：養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等
担当：こども家庭センター】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等のさまざまな支援を行う事業です。

量の見込みと確保の方策

令和9年度を目途に、拠点1か所の開設をめざします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	0	0	12	12	11
確保の方策					
提供体制（人）	0	0	20	20	20
確保の方策—量の見込み	0	0	8	8	9

14 実費徴収に関する補足給付事業

【対象：補足給付が特に必要な家庭（主に低所得世帯） 担当：保育課】

保護者の世帯所得の状況を勘案して、保育園、認定こども園等に保護者が支払うべき副食費・教材費・行事費等の一部を助成する事業です。

現状と課題

本市では生活保護受給世帯を中心とする貧困世帯を対象として、申請があった場合に給付を行っています。これまでは実績が少ないため、施設と連携して事業を周知していく必要があります。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
対象児童数（人）	1	1

量の見込みと確保の方策

保育園・認定こども園等との連携によって対象者を把握し、補足給付を実施していきます。

	量の見込み・確保の方策				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象児童数（人）	1	1	1	1	1

15 妊婦等包括相談支援事業

【対象：全ての妊産婦及びそのパートナー等 担当：こども家庭センター】

妊婦及びそのパートナー等に対して、保健師や助産師等の専門職が面談等により情報提供や相談等を行う事業です。妊娠期から出産、新生児期、乳児期は、こどもの成長発達や家庭の状況、家庭を取りまく地域の背景が大きく変化する時期となります。その各ライフステージにあわせた訪問等での面談により、妊婦等の心身の状況や養育環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行う事業です。

現状と課題

妊娠届出時、妊娠8か月時、出生届出後の生後2週間目全戸電話相談時、乳児家庭全戸訪問時に、保健師や助産師等専門職が全ての妊産婦、子育て家庭に面談等を実施しています。妊娠期の就労状況を配慮しアンケートのオンライン化を取り入れ、全ての対象となる方の状況やニーズを把握し、電話や対面での相談を行っています。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
面談等実施数（回）	—	2,772

量の見込みと確保の方策

全ての妊産婦に対して、妊娠から産後にかけて4回の面談等を見込んでいます。

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（回）	2,524	2,500	2,468	2,448	2,424
確保の方策					
提供体制（回）	2,524	2,500	2,468	2,448	2,424
提供体制—量の見込み	0	0	0	0	0



16 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【対象：0歳6か月児～3歳未満 担当：保育課】



全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労等の要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として実施され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、全国の自治体で実施されるものです。

現状と課題

令和6年度においては、試行的事業として市内10か所の施設で実施しました。地域により利用人数に偏りがあるものの、全体の提供体制としては、受け入れ人数に余裕があると考えられますので、利用者増に向けた更なる制度の周知が必要となります。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
試行的事業提供体制（人日） （乳児等通園支援事業）	—	25

量の見込みと確保の方策

対象児童の推計人口を基に、令和6年度試行的事業の実績やニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。利用を希望する全ての児童が利用できるよう、提供体制を確保していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み（人日）	7	7	7	7	6
	確保の方策					
	提供体制（人日）	7	7	7	7	7
1歳児	量の見込み（人日）	9	9	8	8	7
	確保の方策					
	提供体制（人日）	9	9	9	9	9
2歳児	量の見込み（人日）	9	8	8	7	7
	確保の方策					
	提供体制（人日）	9	9	9	9	9
確保の方策—量の見込み	0歳児	0	0	0	0	1
	1歳児	0	0	1	1	2
	2歳児	0	1	1	2	2

16 産後ケア事業

【対象：出産後1年以内で産後ケアを必要とする者 担当：こども家庭センター】

母子に対して、母親の身体的回復と心理的安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育むとともに、母子の愛着形成を促し母子とその家族が健やかな育児をできるよう支援するものです。産科医療機関や助産所等に宿泊し心身のケアや育児サポートを受ける短期入所型、利用者が産後ケア施設に行き（一日及び半日）ケアを受ける通所型、助産師が利用者宅を訪問し自宅でケアを受ける居宅訪問型の3つのサービスがあります。令和7（2025）年度から子ども・子育て支援法に法定化され、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられます。

現状と課題

本市は、平成30年度から短期入所型、通所型の2つのサービス提供から事業を開始し、令和2年度に居宅訪問型を追加し、在宅での産後ケアが受けられるようになりました。令和3年度には母子保健法に位置付けられ実施が市町村の努力義務化となった背景があります。また、令和5年度から産後ケア利用費用の無料化と、居宅訪問型を市内から県内に広げ里帰り出産の方への利用を拡大するなど、サービスの拡大を図っています。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
産後ケア利用（人日）	397	693

人日…利用（見込）人数（人）×利用日数（日）

量の見込みと確保の方策

引き続き、利用ニーズに対応した提供体制の整備に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	618	612	604	593	588
確保の方策					
提供体制（人日）	618	612	604	593	588
確保の方策—量の見込み	0	0	0	0	0



(2) 地域における子育て支援事業の充実

子育てについての負担感を軽減するため、全ての子育て家庭に役立つ子育て支援サービスや保育サービス、幼児教育の充実を図るとともに、こどもの成長を支援する学習機会の充実を図ります。

具体的な取組

① 地域における子育て支援サービスの充実

事業・取組	内容	指 標			担当課名
		項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	①認定こども園での地域開放事業	認定こども園での地域開放事業の実施	18園	18園	保育課
継続	②地域組織活動への支援	母親クラブ数 会員数	母親クラブ数： 2クラブ会員： 27人	母親クラブ数： 2クラブ会員： 18人	子育て総務課
継続	③子育てに関する男女共同参画意識の普及啓発	子育てに関する男女共同参画意識の普及啓発	広報紙発行学習の機会の提供	広報紙発行学習の機会の提供	人権・男女共同参画課

② 地域における保育サービス、幼児教育の充実

事業・取組	内容	指 標			担当課名
		項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	①公立保育園・認定こども園第三者評価の実施	公立保育園・認定こども園第三者評価の実施	2園	毎年2園または3園 (5年間で全ての公立保育園・認定こども園を実施する)	保育課
継続	②公立保育園・認定こども園のあり方	公立保育園・認定こども園の施設整備等の実施	2園	2園 (栃木市保育所等整備基本方針に基づき実施)	保育課
継続	③民間保育園・認定こども園等の施設整備	民間保育園・認定こども園等の施設整備の実施	1園	毎年1園程度 (民間施設からの申請に基づき実施)	保育課
拡充	④保育園・認定こども園等地域活動事業	異年齢児交流の実施	23園	37園	保育課

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
拡充	⑤保育の質の向上	こどもの発達に即した保育の質を確保するため、保育園職員に対する研修内容の充実に努めます。	市内保育施設を対象とした職員研修の充実	・食育研修会参加者133人 ・衛生管理研修会参加者46人 ・食物アレルギー研修会(開催なし)	・保育所保育指針研修会参加者200人 ・虐待防止研修会参加者400人 ・食育研修会参加者40人 ・衛生管理研修会参加者50人 ・食物アレルギー研修会参加者170人	保育課
継続	⑥保育支援事業研修会の実施	支援児保育に関する研修内容の充実に努めます。	保育支援事業研修会の実施	・支援児担当研修会参加者数延べ56人	・支援児担当研修会参加者数延べ40人	保育課
継続	⑦保護者との連携	保護者会などを活用して保護者との意見交換を積極的に行い、園と家庭とが協働しての保育の実施に努めます。	保護者との連携	・保育参観 ・送迎時の連絡 ・子育て等相談	・保育参観 ・送迎時の連絡 ・子育て等相談	保育課
継続	⑧高齢者とこどもの交流の推進	保育園等で地域の高齢者を招待した交流や、福祉施設の高齢者と幼児の交流を実施します。	高齢者とこどもの交流の実施	32園	34園	保育課
拡充	⑨幼児教育・保育についての情報提供	入園案内や各保育園・認定こども園等のホームページ等による情報提供を実施します。	幼児教育・保育についての情報提供	入園案内等日本語のみ	入園案内等2か国語(英語、スペイン語など)	保育課
拡充	⑩休日保育の実施	保護者が就労等により休日に保育ができない場合に、児童を保育します。	休日保育の実施	1園	3園	保育課
継続	⑪幼保小連絡協議会の開催	保育園、認定こども園、小学校が連携し、幼児・児童の教育効果をより一層高めることを目的とし、相互職場交流研修等を開催します。	交流研修等の実施	・全体研修会年間：2回 ・教職員相互職場交流研修：参加者52人	・全体研修会年間：2回	保育課 学校 教育課
継続	⑫おやこ保育園の実施	未就園児の親子を対象に、地域子育て支援拠点事業を「保育園」形式で実施し、保育士がこどもたちと遊び、保護者の悩みや相談に応じます。	おやこ保育園の実施	年間20回開催	年間20回開催	保育課
継続	⑬幼児教育障がい児等支援事業	教育・保育施設に就園する障がい児等の教育を充実させるため、障がい児等を受け入れる園に対し、担当する職員に要する経費を助成します。	幼児教育障がい児等支援事業の実施	・幼稚園等療育支援補助事業実施：17園	・幼稚園等療育支援補助事業実施：17園 ・障がい児等保育支援事業実施：5園	保育課

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	⑭幼児教育振興助成事業	幼児教育振興の促進を図るため、私立認定こども園の教育の充実や施設の整備、預かり保育等の子育て支援事業の実施、賠償責任保険等への加入に要する経費を助成します。	幼児教育振興助成事業の実施	・幼稚園等教育助成補助事業実施：16園 ・幼稚園等子育て支援事業費補助事業実施：16園 ・幼稚園等児童災害補償加入費補助事業実施：26園	・幼稚園等教育助成補助事業実施：16園 ・幼稚園等子育て支援事業費補助事業実施：16園 ・幼稚園等児童災害補償加入費補助事業実施：27園	保育課

③ 地域における学習機会の充実

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
新規	①少年少女学級	公民館で、小学生等を対象に体験活動を中心とした講座を行います。	少年少女学級の開催数	89回	90回	地域政策課 大平地域づくり推進課 藤岡地域づくり推進課 都賀地域づくり推進課 西方地域づくり推進課 岩舟地域づくり推進課
新規	②家庭教育学級（ハッピー子育て講座）の推進	家庭での教育力の向上をめざし、子育てに役立つ学習の機会を、学校・保育園・認定こども園等で保護者や教職員等を対象に提供します。	家庭教育学級（ハッピー子育て講座）の推進	実施	事業の継続的な実施	生涯学習課
継続	③青少年育成事業	小学生を対象に、科学する心を育むための体験を中心とした講座を開催します。	「サイエンススクール」の開催回数	6回	8回	生涯学習課

基本目標4 学童期・思春期の保健対策の推進

関連するSDGs



(1) 学童期・思春期の心身の健康づくり

現状と課題

学童期・思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、体や心の健康問題が生涯の健康に大きな影響を及ぼす、といわれています。

昨今、心身の問題は、喫煙・飲酒・薬物乱用、肥満や過剰なダイエット等の健康問題、いじめ、不登校等の心の問題など、多様化・深刻化しています。

施策の方向性

心の健康や命の大切さについての普及啓発活動や、喫煙・薬物の害に関すること、生活習慣病予防のための健康教育を実施するとともに、学校の授業等でも関係機関との連携を図りながら心身の健康づくりに取り組みます。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	①生活習慣病予防教室	生活習慣病予防についての「健康教室」を開催し、また、学校の授業で取り組みます。	児童・生徒における痩身傾向児の割合【16歳女子】	2.25%	1.0% 以下	保健給食課
			児童・生徒における肥満傾向児の割合【10歳男女】	15.42%	7.0% 以下	
			むし歯の人の割合【小学生】	41.0% 〈栃木県〉 (R 5学校保健統計調査)	全国値以下	
継続	②薬物乱用防止教室	薬物乱用の防止に関する「健康教室」を開催し、また、学校の授業で取り組みます。	薬物乱用防止教室の開催率 (対象：全小中学校)	95.2%	開催率の維持	保健給食課
継続	③がん教育	がんに関する「健康教室」を開催し、また、学校の授業で取り組みます。	がん教室の開催率 (対象：全小中学校)	47.0%	50.0%	保健給食課
継続	④結核健診	結核の早期発見・早期治療の機会を確保し、地域と連携のうえ結核健診を行います。	健診受診率 (対象：全教職員・全小中学生)	・教職員：4.8% (全教職員数：1,176人) ・小中学生：99.9% (全小中学生数：10,825人)	健診受診率の維持	保健給食課
継続	⑤腎臓検診	腎臓病を早期に発見し、適切な治療と管理を受けてできる限り充実した学校生活を送れるように、腎臓検診を行います。	検診受診率 (対象：全小中学生)	98.5% (全小中学生数：10,826人)	検診受診率の維持	保健給食課

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	⑥心臓 検診	心疾患を早期に発見し、適切な指導や治療によって学校生活だけでなく生涯についてできる限り健康な生活を送れるように、心臓検診を行います。	検診受診率 (対象：小学1・4年生及び中学1年生)	・小学1・4年生：100% (小学1・4年生：2,345人) ・中学1年生：100% (中学1年生：1,218人)	検 診 受 診 率の維持	保健 給食課
継続	⑦食に関する指導	児童生徒への食に関する指導の充実を図り、豊かな心と健やかな体の育成をめざします。	児童生徒に対する食に関する指導の回数 (対象：全小中学校)	7,664回	指 導 の 回 数の維持 (7,016回)	保健 給食課
継続	⑧食物アレルギー対応	学校、保護者が一体となって、対象児童生徒はもちろん、学校給食に関わる全員が心身ともに健康で安全な学校生活を送り、生涯にわたり健康な生活を営めるようにします。	「学校生活管理指導表」の提出率 (対象：食物アレルギー対応をしている児童生徒)	100% (対象児童生徒数：155人)	提 出 率 100%	保健 給食課
継続	⑨こころの健康づくり対策	10代の自殺を予防するため、うつや自殺予防に関する正しい知識の普及啓発と相談機関の周知を図ります。	自殺予防街頭キャンペーンの実施	実施：2回	実施：2回	健康 増進課
			チラシ (相談窓口一覧等)の設置箇所	130か所	60か所	健康 増進課

(2) 思春期における正しい性知識の普及

現状と課題

性の低年齢化が進む現在、性に関する心身の被害や望まない妊娠、性感染症の危険性にさらされる状況があります。

施策の方向性

思春期のこどもが、自分の身体を大切にしたいと思い、望まない妊娠や性感染症の予防について考えることができるよう、正しい知識の普及啓発に努めます。

具体的な取組

① 地域における子育て支援サービスの充実

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
新規	①思春期保健	市内小中学校への母子保健教材の貸し出しや授業協力を行います。	母子保健教材の貸し出し	10校	希望校に実施	こども 家庭 センター
			授業協力	9校	希望校に実施	
継続	②栃木市家庭教育支援事業	小中学生の保護者を対象に「ハッピー子育て講座」「家庭教育講演会」を実施し、思春期における正しい性知識の理解や家庭における教育力の向上をめざします。	思春期をテーマにした講座の実施件数	1件	3件	生涯 学習課

基本目標5 特別な配慮を必要とする子どもや家庭へのきめ細やかな支援の推進

関連するSDGs



(1) 障がい児への支援の推進

現状と課題

全ての子育て家庭が、穏やかで安定した暮らしの中で子育てしていくことが可能となるよう、社会的な支援体制を充実させる必要があります。本市では、『栃木市障がい福祉プラン』に基づき、乳幼児健康診査と保健指導などでの障がいの早期発見・早期療育支援に努めるとともに、小中学校での「特別支援教育」を推進するため、特別支援教育支援員を配置してサポートを行うなどの障がい児支援施策を展開しています。

障がいや発達につき特別な配慮・支援を必要とする子どもが、身近な地域で安心して生活を送るために、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援の体制整備が必要となっています。

施策の方向性

「自立と社会参加」を支援・促進するため、発達段階や障がいの程度に応じた療育・教育の環境を確保するとともに、関係機関との連携により早期発見、早期療育に取り組みます。

また、学校や関係機関が連携を図りながら、相談体制やケアマネジメントによるサービス、情報提供の充実に努めるとともに、障がい児を育てる保護者や家庭の負担の軽減を図ります。

さらに、医療的ケア児、聴覚障がい児など、専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のため、医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制を構築し、地域のこどもの健やかな成育を図ります。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	①障がい児補装具の交付	障がい児の失われた身体機能を補うため、補聴器・義足・車いす等の補装具を交付します。	障がい児の補装具交付の実施	31件	支給体制の維持(見直し予定)	障がい福祉課
継続	②障がい児日常生活用具の給付	在宅の重度の障がい児に、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。	重度の障がい児の日常生活用具給付の実施	300件	支給体制の維持(見直し予定)	障がい福祉課
継続	③障がい児通所支援 A 児童発達支援 B 医療型児童発達支援 C 放課後等デイサービス	障がい児に、通園による日常生活における基本動作の指導と集団生活への適応訓練を実施します。	障がい児通所支援の実施	A: 293人 B: 1人 C: 344人	支援体制の維持	障がい福祉課

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5 実績値	R11目標値	
継続	④保育所等 訪問支援	障がい児が障がい児以外の 児童との集団生活に適応す ることができるよう訪問先の 保育園や学校の支援者に支 援方法について助言指導等 を行います。	障がい福祉 サービスの 実施	61人	支援体制の維持	障がい 福祉課
継続	⑤障がい福祉 サービス A 短期入所 B 日中一時 支援	保護者の疾病等の理由によ り一時的に家庭で障がい児 を介護できないとき、入所施 設および通所施設で一時的 に預かる事業を実施します。	障がい福祉 サービスの 実施	A: 33人 B: 132人	支援体制の維持	障がい 福祉課
継続	⑥専門相談 事業	医師、臨床心理士等による 相談を実施し、発達や心の 問題について専門的なアセ スメントを行い、家族や教育・ 支援機関がこどもに適切な 関わりや支援を継続できるよ う、サポートしていきます。	相談の 実施件数	面接相談： 385件 知能検査： 16件 言語検査： 59件	相談体制の維持	こども 家庭 センター
継続	⑦園・学校・ 学童巡回 相談	発達や心の問題に関する相 談を受け、保育園、幼稚園、 小・中学校等への巡回を実 施し、医師や臨床心理士等 の専門的評価に基づく助言 を行います。	巡回相談の 実施回数	79回	相談体制の維持	こども 家庭 センター
継続	⑧未就学児こ とばの教室	言語発達に課題を持つ未就 学児童を対象にことばの指 導を行います。	相談、指導の 実施	未就学児 ことばの 教室延べ 人数： 1,298人	相談体制の維持	こども 家庭 センター
継続	⑨学校支援 員派遣事 業	各小中学校に学校支援員を 配置し、個別の支援を必要と する児童生徒を支援します。	学校支援員派 遣事業の実施	支援員数： 61人	支援体制の維持	学校 教育課
継続	⑩タクシー利 用券交付	障がい児のタクシー利用の 際の費用を一部助成します。	タクシー利用 券交付の実施	13人	支給体制の維持	障がい 福祉課
継続	⑪特別児童扶 養手当の 支給	精神または身体に障がいの ある20歳未満の児童を養育し ている方へ、手当を支給しま す。	特別児童扶養 手当支給の 実施	266人	支給体制の維持	障がい 福祉課
継続	⑫障がい児 福祉手当 の支給	常時介護を必要とする在宅 の重度障がい児へ手当を支 給します。	障がい児福祉 手当支給の 実施	58人	支給体制の維持	障がい 福祉課
継続	⑬重度障がい 児支援手 当の支給	心身に重度の障がいのある20 歳未満の児童を扶養している 保護者へ、手当を支給しま す。	重度障がい児 支援手当 支給の実施	126人	※令和8年度以降 事業廃止を予定	障がい 福祉課
継続	⑭特定疾患 者介護手 当の支給	原因不明や治療方法の確立 していない難病にかかってい る方またはその介護者へ手 当を支給します。	特定疾患者介 護手当支給の 実施	211人 (20歳 未満)	支給体制の維持 (見直し予定)	障がい 福祉課

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	⑮重度心身障がい者医療費助成	重度心身障がい者の方が医療保険により受診した場合の医療費の自己負担分を助成します。	重度心身障がい者医療費助成の実施	対象者：40人 ※20歳未満中学生まではこども医療費助成が対象	支給体制の維持	保険年金課
継続	⑯特別支援教育就学奨励費補助事業	市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて、必要な学用品費等の費用を補助します。	特別支援教育就学奨励費補助の実施	236人 補助額：8,901千円	支援体制の維持	教育総務課
拡充	⑰自立支援医療費事業費（育成医療）	障がい児支援・医療的ケア児等への支援として、放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある児童（18歳未満）で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる児童に、生活の能力を得るために必要な「自立支援医療費」の支給を行います。	自立支援医療費（育成医療）給付の実施	対象者：14人 給付額：696千円	支援体制の維持・充実	障がい福祉課

（2）外国にルーツを持つ幼児への支援の推進

現状と課題

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人の幼児、両親が国際結婚の幼児など、いわゆる「外国にルーツを持つ（外国につながる）幼児」が増加しています。

施策の方向性

就園に必要な手続き・園児募集の状況等の外国語による案内など、就園や事業の利用に関する情報へのアクセスの向上に努めます。

また、日本語でのコミュニケーションが困難な家庭の支援体制の充実が必要になることから、通訳派遣等の外国語対応支援など、外国につながるこどもを受け入れる教育・保育施設等の事業者を支援していきます。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
拡充	①外国につながる幼児への入園案内	外国語による入園案内等を作成し、外国人の幼児等の入園手続きへの支援を行います。	外国語による入園案内等の作成	日本語のみ	2か国語（英語、スペイン語など）	保育課
継続	②保育体制強化事業	保育所等が通訳等を活用する場合に要する経費を助成します。	保育体制強化事業の実施	0園	1園程度（民間施設からの申請に基づき実施）	保育課

(3) こどもの貧困対策の推進

現状と課題

一般的に「貧困」といった場合には、食べる物に困り、衣服や住む所も満足でない状態を想像しますが、厚生労働省で実施される「国民生活基礎調査」では、衣食住で困窮を極めるまでには至らないものの、こどもの成長や学習に必要な物が不足したり、社会的・文化的な経験の機会が十分でなかったりといった「相対的貧困」を貧困として捉えています。

施策の方向性

本市における「こどもの貧困」については、家庭における経済的な問題だけでなく、保護者の養育力・教育力不足や配偶者暴力等を要因として、生活習慣の乱れ、不健康や不衛生、学力不足、虐待（ネグレクト）などの困難な問題に直面しているこどもたちの状況を「貧困」と定義し、それは家族や本人の努力だけでは改善が難しいことから、市の関係部局や児童相談所、社会福祉協議会、学校、地域市民などと連携・協力して貧困対策の取組を推進します。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
新規	①生活困窮者子どもの学習・生活支援事業	社会福祉協議会に委託し、生活困窮世帯や学習環境に課題のある世帯の小学5、6年生及び中学生を対象に、学習の場を提供するとともに、継続的な学習支援を行い、学力の向上を支援する。	学習支援「とちぎし学び～や」の実施	参加者数：103人	参加者数：120人	福祉総務課
継続	②支援を必要とする家庭の早期発見への取組	妊娠期・乳幼児期の面談等において貧困リスクの高い家庭の早期発見に取り組めます。	妊娠届出時や乳幼児健診での面談の実施	100%	100%	こども家庭センター
継続	③子育ての経済的負担の軽減	さまざまな事情により貧困の状況にある世帯の生活を下支えするために、生活保護や減免等の支援サービスのほか、必要に応じて情報の提供を行ない、経済的な支援に努めます。	18歳未満のこどもがいる生活保護受給世帯保育料の減免	生活保護受給世帯数：37世帯（R6.3.3現在） 保育料の減免：63件	支援体制の維持 保育料の減免：63件	福祉総務課 保育課
新規	④生活困窮者自立支援事業	様々な要因によって経済的に困窮し生活の維持が困難な方に対して、経済的自立や日常生活の自立、社会的自立のための様々な支援を早期的、包括的に行います。	自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援、住居確保給付金、（子どもの学習支援（学び～や））等の包括的支援	相談支援の実施	相談支援体制の維持	福祉総務課

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	⑤こども食堂運営補助事業	こどもに対して、無料または低料金により、食事と居場所を提供するこども食堂に対し、開設運営の補助等の支援を行い、こどもの居場所づくりを支援します。	こども食堂開設等補助数	6件	支援体制の維持	こども家庭センター



「こども食堂」とは？

- こども食堂は、こどもが一人でも行ける無料または低額の食堂で、こどもへの食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしています。
- こども食堂は、民間発の自主的・自発的な取り組みですが、その数は全国で10,000か所を越えており、栃木市にも開設されています。

(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

近年、離婚の増加等に伴い母子家庭や父子家庭のひとり親家庭等が増加傾向にあります。特に母子家庭については、子育てをする上で経済的に不安定な状態であり、身近に相談相手がいらないなど、家庭生活でも多くの問題を抱えている場合があります。

本市では、現在、ひとり親家庭等のこどもの健全な育成を図るため、きめ細やかな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた経済的支援を中心に行っていますが、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、相談体制の確立を含めた総合的な対策を、適切に実施していくことが必要です。

施策の方向性

親子の暮らしの安定のため、就労相談や給付金・貸付等の各種事業を活用した経済支援を行うとともに、ひとり親家庭とその世帯のこどもたちが孤立することなく生活できるよう、自立に向けた支援を行います。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	①ひとり親家庭等に対する相談事業	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等への訪問等を通して、個々の家庭の状況に応じた必要な情報の提供や各種制度・施策の紹介・活用、相談を実施します。	ひとり親家庭等に対する相談の実施	相談延べ件数：2,291件	支援体制の維持	こども家庭センター

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	②市営住宅への優先入居	ひとり親家庭の安定した生活基盤を確保し、生活の自立を支援するため、市営住宅への優先入居を実施します。	優先入居の実施	0件	支援体制の維持	建築住宅課
継続	③母子・父子自立支援プログラムの策定	母子、父子家庭の自立した生活のための母子・父子自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等関係機関と連携しながら、就労相談を実施します。	母子・父子自立支援プログラムの策定・就労相談の実施	6件	支援体制の維持	こども家庭センター
継続	④母子・父子家庭教育訓練給付金の支給	雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していないひとり親家庭の親が、指定教育講座を受講し修了した場合に、経費の一部を支給します。	母子・父子家庭教育訓練給付金の支給の実施	0件	支援体制の維持	こども家庭センター
継続	⑤母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため養成機関等で修業する場合に、修業期間の生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にするため、給付金を支給します。	母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の実施	支給件数：10件 支給額：1,000千円	支援体制の維持	こども家庭センター
継続	⑥母子・父子寡婦福祉資金の貸付申請の受理等	経済的な自立や児童の修学などで資金が必要となったときに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付の申請の受理等を行います。	母子・父子寡婦福祉資金の貸付の申請の受理等の実施	修学資金：2件 就学支度資金：2件	支援体制の維持	こども家庭センター
新規	⑦ひとり親家庭養育費確保支援事業	ひとり親家庭の親が養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費の取り決めに係る費用の一部を補助します。	ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金支給の実施	公正証書等作成費用補助：6件 養育費保証契約補助：0件	支援体制の維持	こども家庭センター
新規	⑧児童扶養手当受給者の就労支援	未就労にある児童扶養手当受給者に対し、現況届申請期間中にハローワークの出張就労相談を実施します。	ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金支給の実施	実施日数：2日	実施日数：2日	子育て総務課

(5) 各種相談機関の機能の充実

現状と課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てが孤立化し、負担感が増えています。また、少子化の進行により、こども同士はもちろんのこと、子育て世代の保護者の交流の機会も少なくなっています。

そこで、地域で気軽に相談できるような支援体制の充実が必要です。対面式の面接を望む意見が多いことから、個々のケースに適した個別相談・訪問相談ができるような体制づくりが必要になります。

施策の方向性

専門的な相談に加え、身近な場所で子どもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話をできたりする、保護者がほっとできる場を提供します。

また、地域で、子育てに関する不安の軽減やストレスの解消につながるような、保護者のリフレッシュを目的とした事業を実施し、精神的な疾病になることを予防していきます。

障がい児支援では、児童発達支援センターの設置を推進して、療育指導、専門機能を生かした障がい児等への相談、保育園や小学校等への助言などの支援機能の充実を図ります。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	①家庭児童相談室	家庭相談員が、子ども(0歳～17歳)とその家族の様々な悩みについて相談を受け、児童虐待の早期発見未然防止を図ります。	家庭児童相談の実施	延べ相談件数：5,520件	相談体制の維持	こども家庭センター
継続	②女性相談(ドメスティック・バイオレンス相談)	女性相談支援員が、日常生活上の問題や離婚、配偶者からの暴力、就労など女性の様々な悩み事について相談を実施します。	女性相談の実施	延べ相談件数：830件	相談体制の維持	こども家庭センター
継続	③こどもサポートクラブ	こどもサポーターの協力のもと、地域での仲間づくりや社会性の伸長を目的としたクラブ活動を行います。児童をサポートするために臨床心理士等も参加します。	申込制によるクラブ活動への参加人数	延べ参加人数：125人	延べ参加人数：700人	こども家庭センター
継続	④啓発活動・研修事業	全てのこどもが地域の中で豊かに暮らせるよう、保護者や支援者のために情報提供や研修事業を行います。	情報提供や研修事業の実施	・講演会講師遣：2回 ・支援者研修：4回 ・保護者研修：3回	啓発活動・研修事業の継続	こども家庭センター
継続	⑤青少年相談	青少年とその家族に対し、非行問題・いじめ・不登校などについて相談を実施します。	青少年相談の実施	青少年相談員：2名	相談体制の維持	生涯学習課
継続	⑥相談しやすい支援体制づくり	こどもの貧困は多面的・複合的な要素を持っているため、教育と福祉、保健医療が一体となり、早期解決に努めます。	18歳未満のこどもがいる家庭の相談機関での相談対応	実施	相談体制の維持	地域包括ケア推進課 健康増進課 子育て総務課 こども家庭センター 保育課 学校教育課 福祉総務課
継続	⑦障害者相談支援	施設の専門性を活用し、障がい児やその家族等への相談、保育所等への助言等を行います。	児童発達支援センターの設置	1か所	2か所	障がい福祉課

(6) 経済的支援対策の充実

現状と課題

保護者は、妊娠・出産期からこどもの日々の成長を見守ることで、こどもを持つこの上ない喜びを感じている反面、こどもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安も強く感じています。本市では、児童手当の支給をはじめ、幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する3歳から5歳までのこどもたちの利用料の無償化や小中学校就学にあたっての援助、医療費の一部助成などを実施しています。

今後も、厳しい財政状況の中にあって、安心してこどもを産み育てることのできる官民連携した環境づくりに向けた経済的支援を、いかに効果的に実施していけるかが課題となります。

施策の方向性

少子化への対応や児童の健全な育成のため、適正な経済的支援を継続します。

令和元年10月から、いわゆる“幼児教育・保育の無償化”が開始されており、保護者等への制度に関する適切な情報提供に努めていきます。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
拡充	①児童手当の支給	高校生年代までのこどもを養育している保護者等に、児童手当を支給します。	児 童 手 当 の支給	受給者：9,266人 支給額：1,963,060千円	対象者への支給	子育て総務課
継続	②赤ちゃん誕生祝金	第2子以降のお子さんが誕生した家庭に、赤ちゃん誕生祝金を支給します。	祝金の支給	件数：365件 支給額：4,940千円	制度の継続	子育て総務課
新規	③すくすく子育て応援事業	出生時と概ね生後4か月に紙おむつ等を支給することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子育ての孤立化等による子育て不安や悩みを抱える子育て世帯に、早期に必要な支援を行います。	紙おむつとおしりふきの支給率	72%	100%	子育て総務課
拡充	④児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていないこどもを養育している家庭等の生活の安定と自立促進のため、保護者に手当を支給します。	児童扶養手当の支給	受給者：808人 支給額：17,070千円	対象者への支給	子育て総務課
継続	⑤遺児手当の支給	父母の一方または両方が死亡した義務教育終了前のこどもの健全育成のため、遺児手当を支給します。	遺児手当の支給	受給者：31人 支給額：1,539千円	対象者への支給	子育て総務課
継続	⑥ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭と父母のいないこどもに、医療費の自己負担分を助成します。	ひとり親家庭医療費助成の実施	対象者：869人 支給額：28,781千円	制度の継続	保険年金課

事業・取組		内容	指 標			担当 課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	⑦就学支援 (母子父子 寡婦福祉資 金の貸付の 申請の 受理等)	ひとり親家庭等を対象 に、こどもの教育に関す る資金貸付の申請の受 理等を行います。	母子父子寡 婦福祉資金 貸付の申請 の受理等の 実施	修学資金：2件 就学支度資金： 2件	制度の継続	こども 家庭 センター
継続	⑧幼児教育・ 保育の 無償化	3～5歳までの全てのこどもと0 ～2歳までの住民税非課税世帯 のこどもについての幼稚園、保 育園、認定こども園等の利用 者負担額を無償にします。また、 幼稚園、認定こども園等の在 園児で「保育の必要性の認定」 を受けた人が利用する預かり保 育や「保育の必要性の認定」 を受けた「認可保育所等を利用 できていない者」が利用す る認可外保育施設等の利用料 も無償化の対象とします。	幼児教育・保 育無償化の 実施	認定こども園： 18園 保育園：10園 小規模保育施設： 2園 認可外保育施設： 18園 (特定子ども・子育て 支援施設等確認 申請書の届出数)	認定こども園： 18園 保育園：10園 小規模保育施設： 2園 認可外保育施設： 18園 (特定子ども・子育て 支援施設等確認 申請書の届出数)	保育課
継続	⑨副食費の 免除	市民税所得割合算額 77,200円未満の世帯の 副食費及び第3子以降の 全所得階層の副食費を 免除します。	副食費免除 の実施	実施なし	8人	保育課
拡充	⑩第2子以降 保育料免除 事業	こどもを2人以上養育する 保護者に、第2子の保育 料、第3子以降の保育料 及び副食費を免除します。	第2子以降保 育料免除の 実施	一 ※令和6年9月 から実施	対象者からの申 請に基づき適正 に決定する	保育課
継続	⑪就学援助 事業	経済的理由により就学困 難な小中学校の児童生 徒に、学用品費、学校 給食費、医療費等の費 用を援助します。	就学援助の 実施	援助対象：898 人 補助額： 71,931千円	支援体制の維 持	教育 総務課
継続	⑫遠距離通学 児童生徒通 学費補助 事業	保護者の経済的な負担 軽減を図ります。	遠距離通学 児童生徒通 学費補助の 実施	5人 補助額：29千円	支援体制の維 持	教育 総務課
継続	⑬奨学金制度	経済的理由により修学困 難な方に、高等学校、専 修学校高等課程・専門課 程、短期大学、大学の修 学に関する奨学金を貸付 又は給付します（給付は、 高等教育（大学等）のみ）。	奨学金制度 の実施	貸付：30人 ：7,800千円 給付：3人 ：1,080千円	支援体制の維 持	教育 総務課
継続	⑭学資金融資	私立高等学校・私立短期 大学・私立大学に入学 する際の、入学資金融資 をあっせんします。	入学資金融 資の実施	1人 融資決定額： 840千円	支援体制の維 持	教育 総務課

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	⑮通学者定期券等購入費補助事業	東武鉄道で東京圏へ通学する学生（大学・短期大学・専修学校）に、通学用定期券等の購入費用を補助します。	通学者定期券等購入費補助金の交付の実施	対象者：197人	支援体制の維持	地域政策課
継続	⑯妊産婦医療費助成	妊産婦の医療費の自己負担分を助成します。	妊産婦医療費助成の実施	対象者：1,207人 支給額：25,279千円	支援体制の維持	保険年金課
継続	⑰不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外治療費の一部を助成します。	不妊治療費助成の実施	助成件数：39件	支援体制の維持	保険年金課
継続	⑱不育症治療費助成事業	不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外治療費の一部を助成します。	不育症治療費助成の実施	助成件数：1件	支援体制の維持	保険年金課
拡充	⑲こども医療費助成	こどもの医療費の自己負担分を助成します。	こども医療費助成の実施	対象者：21,605人 支給額：68,609千円	支援体制の維持	保険年金課
拡充	⑳出産育児一時金	栃木市国民健康保険の被保険者の方が出産したときに、出産育児一時金を支給します。	出産育児一時金の支給	支給件数：60人 支給額：29,550千円	支援体制の維持	保険年金課



働き方

関連するSDGs



基本目標6 仕事と子育ての両立の推進

(1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し

現状と課題

妊娠や出産を機に仕事を断念する女性は、依然として少なくはありません。結婚、出産しても働き続けることができ、職業生活と家庭生活を両立していくために、従来の仕事優先であった働き方を見直す（「ワーク・ライフ・バランス」）とともに、女性に集中しがちな育児や家事の負担を、家族で協力して対応していく体制づくりや、職場での理解と協力などが必要となっています。

近年、国レベルで「働き方改革」が推進されており、今後、働く人の置かれた事情に応じて多様な働き方を選択できる社会を実現することで、「成長と分配」の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにしていくことをめざしております。

男女ともにワーク・ライフ・バランスの取れた環境整備を実現するため、働き方改革や男女雇用機会均等法、育児休業法等の普及を図るとともに、事業所への意識啓発に努める必要があります。

施策の方向性

全ての人が、仕事と家庭生活のバランスの取れる多様な働き方を選択できるよう、事業者や労働者を対象に、職場意識や男女の役割分担意識の改善を図る広報や情報提供を進めるとともに、男性の育児参加促進などについて啓発を行っていきます。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	①働き方の見直し等の広報・啓発	労働者、事業主、地域住民等の意識を変えていくため、男女共同参画広報紙の発行等により、働き方の見直しについての広報・啓発を実施します。	働き方の見直しについての啓発活動	広報紙の発行：年1回 講演会の実施	広報紙の発行：年1回 講演会の実施	人権・男女共同参画課 商工振興課
継続	②企業への意識啓発	国・県等により実施されている仕事と家庭の両立を支援するさまざまな制度の効果的な活用を図り、情報提供や広報・啓発活動を実施します。	企業への意識啓発	パンフレット配布、ホームページでの情報提供	パンフレット配布、広報紙、ホームページでの情報提供	商工振興課

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	③「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」事業	県による、従業員の仕事と家庭の両立を応援するために、企業や事業所がこれから取り組もうとする内容を宣言する事業を推進します。	「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」事業の実施	ホームページでの情報提供	ホームページでの情報提供	商工振興課
継続	④労働者への意識啓発	仕事と家庭の両立を支援するための情報提供や広報・啓発活動を実施します。	労働者への意識啓発	パンフレット配布、ホームページでの情報提供	パンフレット配布、ホームページでの情報提供	商工振興課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

女性の結婚や出産をめぐる環境は十分に整っているとは言えず、結婚、出産しても働き続け、職業生活と家庭生活を両立していくことができるようにするために、従来の仕事優先であった働き方を見直すとともに、女性に集中しがちな育児や家事の負担を家族で協力して対応していく体制づくりや、職場での理解と協力などが重要になっています。育児や家事、行事参加のための休暇取得、定時帰宅、早退などを、子育て家庭の労働者が気後れすることなく実行できる環境・雰囲気づくりが求められており、そのための法・制度の整備や職場・家庭の理解と協力のための啓発が必要です。

本市では、令和5年3月に「とちぎ市男女共同参画プラン（第3期計画）」（栃木市職業生活における女性活躍推進計画を含む）を策定し、女性の活躍推進、男女共同参画社会の実現をめざし、各種講座やセミナーの開催、多様な働き方に関する広報・啓発活動を実施しています。また、男性の育児参加を促進するため、両親教室なども行っています。今後も、働き方の見直しについて企業等への啓発活動、男性の育児参加などを進めていく必要があります。

施策の方向性

仕事と子育てが両立できる職場の環境づくりを促進するため、企業等への情報提供、普及啓発等に努める一方で、出産、子育てのために退職した女性の再就職の支援に努めます。

また、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発に努めるとともに、子育てに対する地域の意識の向上を図ります。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	①とちぎ市男女共生大学	男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にするため、固定的な性別役割分担意識の解消・仕事と家庭の両立の推進に関する講座等、様々な講座を実施します。	開催回数 受講者数	開催：5回 受講者数：138人	開催：7回 受講者数：280人	人権・男女共同参画課

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
新規	②男女共同参画推進事業者表彰事業	市内事業者と市民の男女共同参画への意識を高め、本市の男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に積極的な事業者を表彰し、その取組を広く周知します。	事業者の取組の周知	HP等での取組の情報提供	HP等での取組の情報提供	人権・男女共同参画課
継続	③企業における両立支援の啓発	仕事と子育てが両立できる職場環境整備を促進するため、企業への情報提供や広報・啓発活動を実施します。	企業における両立支援の啓発	国、県が実施するセミナー・支援策等を、広報紙、ホームページでの情報提供	国、県が主催するセミナー等の広報紙、HPでの情報提供	商工振興課
継続	④栃木市就業安定対策協議会	市内企業と関連団体の代表者で組織し、安定した就労の促進と職場内での人権問題の早期解決を目的として、情報提供・各種事業・啓発活動を実施します。	栃木市就業安定対策協議会の実施	年1回の実施	年1回の実施	商工振興課
継続	⑤子育て応援企業登録制度の推進	子育て支援の取組みを実施、または実施しようとする企業を市に登録し、PR等の支援をします。	登録企業数	74企業	150企業	子育て総務課
継続	⑥育児休業制度の周知	育児休業制度の周知と、育児休業等を理由とする不利益取り扱いを未然に防止するための広報・啓発を実施します。	育児休業制度の広報・啓発活動の実施	リーフレット等の配布、ホームページでの情報提供	リーフレット等の配布、ホームページでの情報提供	商工振興課
継続	⑦ハロー・ワーク（公共職業安定所）	就職を希望する人への情報提供・職業相談・職業紹介・講座やセミナー開催を実施し、仕事探しや就職準備のバックアップをします。	情報提供の実施	市内1か所毎週発行している「ハローワークとちぎ」求人情報を窓口に設置・ホームページに掲載	市内1か所求人情報の窓口設置・ホームページ掲載の実施	商工振興課
継続	⑧ジョブモールとちぎ	さまざまな求職者に対し、栃木労働局と連携して総合的な相談やキャリアカウンセリング、職業相談から職場定着までワンストップで支援します。	情報提供の実施	宇都宮市1か所本市を会場とした「ジョブモール巡回セミナー」を1回実施。	宇都宮市1か所支援機関についての情報提供の実施	商工振興課
継続	⑨パルティ（とちぎ男女共同参画センター）	就職に悩む女性を対象に、キャリアアドバイザーによる相談・セミナーの開催・情報提供等を行います。	情報提供の実施	宇都宮市1か所支援機関についての情報提供の実施	宇都宮市1か所支援機関についての情報提供の実施	商工振興課 人権・男女共同参画課

結 婚

関連するSDGs



基本目標7 結婚を希望する若者への支援の推進

(1) 出会いの場や機会の提供等

現状と課題

『第2期栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定した際のアンケート調査の中で、独身の方への質問として「結婚願望」について質問したところ、80.7%の方が結婚を望んでいることが分かりました。さらに、結婚しない理由もきいたところ、38.6%の方が、結婚する意志はあるものの「そう思える異性と出会っていない」という結果が出ました。

結婚は本人の自由な意思決定に基づくものであって、多様な価値観・考え方を尊重することを前提としていますが、結婚の意志・希望を持っている方については、その願いをかなえるべく、出会いの場を創出し、結婚へのきっかけづくりの支援を行っていくことが重要になると考えられます。

また、結婚を希望する方への支援のほか、仕事と結婚・子育てとの両立支援や、ライフプランについて考える機会の提供、結婚に伴う新生活を経済的に支援する取組も重要です。

施策の方向性

結婚の希望を持っている男女がその願いをかなえられるよう、イベントを開催し出会いの場を創出して結婚へのきっかけづくりとなるような支援を行い、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくりや機運の醸成を図ります。

また、これらの取組に加え、結婚に伴う新生活へのスタートアップ支援を推進します。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
新規	①婚活イベント実施事業	出会いの機会が少ない独身の男女を対象に、イベントを開催し、出会いの場を創出します。	参加者数	—	80人	総合政策課
継続	②結婚新生活支援補助事業	新婚夫婦が生活を開始するための新居の購入・賃借費用、引越費用を補助します。(所得・年齢に一定の要件があります。)	結婚新生活支援補助金の交付の実施	63件	支援体制の維持	地域政策課

全ライフステージ

関連するSDGs



基本目標8 こども・若者たちの権利の尊重

(1) こどもの権利についての意識の啓発

現状と課題

子どもの権利条約では、児童を守られる対象ではなく、権利の主体であると明確にし、全ての児童がもつ基本的人権を定めています。こどもは、一人ひとりが独立した人格を持ち、その尊厳が尊重されるべき存在であり、その心と体が大切にされ、生命や健康、安全が守られなければならないことから、こどもの権利について広く市民が理解できるよう周知・啓発に関する取組を推進する必要があります。

また、この条約の中でも特に重要で各条文にまたがるいわゆる4原則がありますが、意見表明は、差別の禁止、生命・生存の権利、最善の利益と並ぶ原則のひとつです。こうした考え方を踏まえ、こども基本法において、これまでおとなが中心になってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、こども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして、こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、こども・若者の意見を聴き、政策に反映させることが求められています。若者世代と市長との意見交換会など、こども・若者の意見を聴く取組を通じて、こども・若者に関わる様々な場において、こども・若者の意見を尊重する意識の醸成を図る必要があります。

施策の方向性

こども・若者と対等な目線に立って、こども・若者ととともに社会をつくるため、こども・若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べるができる場や機会をつくるとともに、こども・若者が意見を持ち、それを言えるようにするための様々な支援を行いながら、実効性のある社会参画・意見反映を進めます。そして、その意見をこども施策に反映し、どのように反映されたかをフィードバックし、社会全体に広く発信することにより、こども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画に繋がる好循環を作っていきます。

こどもの権利の理解の促進やこどもが自分たちの権利について自分事として考えることができるように、保護者向けのリーフレットの作成等により、家庭の中でこどもの人権について考える機会を確保します。また、教育現場においても、こどもたちに、こどもの権利について学習する機会を設け、さらに、ホームページ等による広く市民に向けた広報・啓発を通じて、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

なお、本来は、おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者であるヤングケアラーは、子ども・若者育成支援推進法において、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。ヤングケアラーは、ケアが日常化することで、学業や友人関係等に支障が出てしまう等、個人の権利に重大な侵害が生じているにも関わらず、問題が顕在化しづらいことから、ヤングケアラーの相談支援を行うため、専門コーディネーターを設置するとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携し、情報を共有しながら、必要な支援につなげていきます。このような取組により、ヤングケアラーが「自分は一人じゃない」「誰かに頼ってもいいんだ」と思える、「こどもがこどもでいられる街」をめざします。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
新規	①こども・若者の意見の反映	こども・若者の意見を市のこども施策に反映させるため、こども・若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を表明できる場や機会を創出します。	こども・若者の意見の反映	年1回の実施	年1回の実施	子育て総務課
新規	②こどもまんなか宣言に基づく取組の推進	SNS等を活用し、「こどもまんなか」社会に向けた取組や情報を、「#こどもまんなかやってみた」として発信し、市民・団体等の協働による取組が広く展開されるよう周知・啓発を行います。	「こどもまんなか」社会に向けた取組や情報の発信件数	—	20件	子育て総務課 こども家庭センター 保育課
新規	③こども基本法や子どもの権利条約の周知とこどもの権利に関する意識の向上	こどもの権利について、広く市民や事業者への周知・啓発活動を行い正しい理解につなげます。	SNS・HP等を活用した周知啓発	—	SNS・HP等を活用した周知啓発	子育て総務課
		保護者向けに人権教育啓発に係るリーフレットを作成し、家庭の中でこどもの権利や人権について考える機会を確保します。 また、教育現場において、こどもの権利について学習する機会を設けます。	・リーフレットによる周知啓発 ・教育現場における学習する機会の確保	・リーフレットによる周知啓発 ・教育現場における学習する機会の確保	・リーフレットによる周知啓発 ・教育現場における学習する機会の確保	学校教育課
新規	④ヤングケアラーに関する相談支援	ヤングケアラーの相談支援を行うため、専門コーディネーターを設置します。	ヤングケアラーコーディネーターの設置	1名	支援体制の維持・充実	こども家庭センター



「こどもまんなか応援サポーター」とは？

- こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組んでいただける個人、団体・企業、自治体等を、「こどもまんなか応援サポーター」と呼んでいます。
- こども・若者に意見を聴き尊重したうえで何ができるのか、その答えはさまざまで、正解はありません。それぞれにできる、こどもまんなかに向けたアクションをぜひお願いします。



「栃木市長」「とち介」がこどもまんなか応援サポーターに就任しました

- これまで、本市では、全てのこどもが健やかに誰ひとり取り残すことなく、妊娠・出産から切れ目のない子育て支援を推進し、“子育てするなら栃木市へ”をモットーに展開してまいりました。さらに、次代を担うこどもの意見を聴き、こどもの利益は何かを優先に考え、実践していきこうという「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、行政のみならず、社会資源を掘り起こし、個人・団体等、地域、社会での子育てを応援する気運の醸成を高めていただくきっかけづくりとなるべく、「こどもまんなか」社会に向けて、「こどもまんなか応援サポーター」を宣言しました。
- 令和6年3月に「こどもまんなか」の趣旨に賛同し活動するため、栃木市長と、こどもへの活動を認められ、“ゆるキャラ for チルドレン2016”のグランプリとなった、市の公認キャラクター“とち介”が「こどもまんなか応援サポーター」に就任しました。



「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか？

- 皆さんは、自分自身がヤングケアラーであることを認識していない、あるいは、周囲に相談できないこどもが多くいることを知っていますか？家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者をヤングケアラーといいます。
- 家族の世話や介護が生活の中心となり、「学校にいけない」「自分の時間がとれない」など、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間を奪われたり、ケアに伴い負担が重い状態になったりすることで、こどもの権利が侵害されている恐れがあります。
- 皆さんの目で気づいたこと、家族のこと、自分のことで悩んだら、ご相談ください。

こども家庭センター 0282-25-5149

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



食料を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性疾患のある家族の世話をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / Illustration / Sumi Shiga

(2) 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

こどもの命が奪われるなど、深刻な児童虐待が後を絶たず、児童虐待に対する社会的な関心が高まっています。児童虐待の相談・通告の件数は増加傾向にあり、家庭相談員が関わる支援件数も同様に増加しています。また、育児の方法やこどもとの接し方が分からないと悩む保護者の数も多くなってきています。

近年、こどもの人権・人格を尊重する意識が、保護者や保育に携わる者だけでなく、広く一般においても高まってきています。かつては特段問題とは認識されていなかった行為や言動に対しても、より高度な配慮が求められるようになってきています。

施策の方向性

虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けたこどもの保護・自立支援までの、切れ目のない総合的な支援の体制を確立します。発生予防や早期発見については、地域による見守りの積極的な働きかけを行い、また、養育支援の必要なこども、保護者、妊産婦については、各機関の機能に応じた役割分担を行いながら、連携して支援を行います。

なお、虐待はこどもに対する最大の人権侵害であることから、保育園、認定こども園等においても、小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境を確保するため、教育・保育の質の向上のための取組や、保育士等の人材育成・確保が必要です。こどもの人権に対する意識を高める研修を通じて、従事するの職員への意識啓発及び専門性の向上を支援し、安全・安心な教育・保育の実現を図ります。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	①栃木市要保護児童対策地域協議会	多くの機関が情報を共有し共通理解を図りながら、連携を強化し、要保護児童等の支援方針を決定します。	栃木市要保護児童対策地域協議会の実施	代表者会議：1回 実務者会議：4回 個別ケース検討会議：76回	支援体制の維持	こども家庭センター
継続	②こどもの居場所事業	育児放棄（ネグレクト）等の支援が必要な児童に対し、放課後や長期休業期間などにおける居場所の提供と、食事、入浴、洗濯、学習、送迎支援、保護者の子育て相談の対応を行います。	こどもの居場所の受け入れ人数	こどもの居場所受け入れ人数：16人	支援体制の維持	こども家庭センター
継続	③オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン講演会	児童虐待防止、ヤングケアラー等の講演会を実施し、市民、関係機関等への普及啓発を行います。	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン講演会の実施	1回	1回	こども家庭センター

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
新規	④幼児教育・保育の質の確保	こどもの人権・人格を尊重する研修を実施し、保育施設職員の意識啓発を行う。	市内保育施設の職員を対象とした研修の実施	—	参加者400人	保育課



オレンジリボン運動

- 「オレンジリボン運動」は、児童虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける栃木県小山市発祥の市民運動です。
- 毎年11月を「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」とし、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動に集中的に取り組んでいます。なお、この取組は、11月の「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして実施します。



資料：こども家庭庁「子ども虐待防止 オレンジリボン運動」



児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）

- 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は、虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
- 児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください。
あなたの1本の電話で救われるこどもがいます。
 - ・お住まいの地域の児童相談所につながります。
 - ・通告・相談は匿名で行うことも可能です。
 - ・通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。

資料：こども家庭庁「189（いちはやく）」



(3) いじめ対策・不登校対応の充実

現状と課題

現代社会の中でいじめは、学校や職場等で起こり得る大きな問題となっており、さまざまな対策や対応が求められています。個人で解決することは難しく、組織的な対応を必要とすることから、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が制定され、同年9月に施行されました。この法律の内容を踏まえ、いじめ問題への対応は、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、地域や家庭、関係諸機関との連携等、組織的な対応が必要不可欠です。

また、不登校については、多様な要因や背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を問題行動と判断してはなりません。不登校の要因は、特定するのが難しい場合が多く、複合的な要因が絡み合っており、1つに絞ることができないケースも多くみられますが、政府により「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」が定められており、このプランに基づきつつ不登校児童生徒への支援のさまざまな対応が進められています。

なお、不登校は、ひきこもりにつながるケースもあることから、将来を見据え、家族を含めた対応を推進していくことも必要です。

施策の方向性

いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動できるような児童生徒の育成に努めるとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、また、不登校児童生徒の社会的自立支援などに向け、個々の状況に応じた支援が行われるよう支援体制の充実に努めます。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	①いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組の促進	全ての児童生徒がいじめのない健やかな学校生活を送るために、市内の小・中学校の代表児童生徒によるいじめ問題に対する意見交換を通して、いじめ防止に向けた意識向上を図ります。	“あったか栃木” いじめ防止こどもフォーラムの開催	“あったか栃木” いじめ防止こどもフォーラムの開催	継続的な実施	学校教育課
継続	②いじめ問題対策連絡協議会	学校及び関係機関等とのいじめ問題に係る連携体制を構築することを目的に実施します。	いじめ問題対策連絡協議会の実施	2回実施	継続的な実施	学校教育課
継続	③人権教育実践校の指定	児童生徒一人ひとりが、人権の大切さに気付き、差別のない望ましい人間関係を確立しようとする態度を育てるために、人権教育実践校を指定し、研究の成果を市内小・中学校に普及し、各校の人権教育の充実に図ります。	人権教育実践校を指定	寺尾ブロックに2年間(R4・R5)人権教育実践校に指定	継続的な実施	学校教育課

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	④児童生徒支援チームによる学校巡回訪問	児童生徒の悩みや学校の要望に迅速に対応できるよう、各校が抱える課題を早期に把握し、教職員の指導力向上及び校内支援体制の充実に資するため、市内全小・中学校を巡回します。	児童生徒支援チームによる学校巡回訪問の実施	実施	継続的な実施	学校教育課
新規	⑤相談窓口“あったか電話”	臨床心理士等による小学生や中学生、保護者の皆さんの学校生活等に係る相談を実施します。	相談窓口“あったか電話”の実施	実施	相談体制の維持	学校教育課
継続	⑥ひきこもり支援	ひきこもり状態の方を早期に適切な支援に結び付けます。	個別相談会及びひきこもり家族会の開催	個別相談会：12回 ひきこもり家族会：3回	個別相談会：12回 ひきこもり家族会：3回	障がい福祉課



“あったか”電話相談

- 栃木市の学校に通う児童・生徒や保護者の皆さんの心配事の相談を、臨床心理士等がお受けいたします。気がかりなこと・お悩みのことをどうぞご相談ください。
- 電話での相談や、相談室でお話をじっくりうかがいます。こころの元気を取り戻すために、一緒に考えていきましょう。

～たとえばこんな悩みや症状はありませんか？～

- ・元気がない日が続いている
- ・疲れやすく、食欲がない、眠れない
- ・頭痛や腹痛が頻繁に起こる
- ・何事にもやる気が出ない
- ・いじめられているかもしれない
- ・家族との会話が減った
- ・気になる行動がある
- ・友達とうまく付き合えない
- ・学校へ行きたくない
- ・その他、気になることがある

◆相談日：月曜日～金曜日 8：00～17：15（祝日を除きます。）

◆相談方法：①電話による相談：栃木市“あったか”電話

②相談室での相談：1回50分（予約をお願いします。）

◆お問合せ：栃木市万町9番25号 栃木市教育委員会内（本庁舎4階）

栃木市“あったか”電話（相談受付電話番号） ☎ 0282-21-2478



24時間子供 SOS ダイヤル

- こどもたちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめやその他のSOSをより簡単に相談することができるダイヤルです。

☎ 0120-0-78310 なやみいおう

- 不安や悩みがあるときは、一人で悩まず、いつでもすぐ相談してください。
- 電話で相談できる窓口のほかにも、SNSで相談できる窓口や児童生徒本人が相談できる窓口、保護者が相談できる窓口があります。詳しくは、文部科学省子供のSNSの相談窓口をご覧ください。

資料：文部科学省

基本目標9 こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

関連するSDGs



(1) こどもの事故防止対策の推進

現状と課題

近年、認定こども園の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案も発生したことを踏まえ、保育園等において、安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）の策定が必須となったことから、安全計画の策定により、児童の安全確保に関する取組、職員及び保護者へ周知、安全計画に定める研修や訓練の定期的な実施より、こどもの事故防止を図っていく必要があります。

施策の方向性

乳幼児の事故としては、窒息・誤えん・溺水・交通事故等が多く、それらの大部分は、保護者がこどもの発達段階に応じた事故について知り、的確な事故防止の対応をすることで予防ができます。こどもの生命を守り、健やかな成長を促進するため、事故防止策や事故発生時の適切な対応策についての普及啓発の強化に努めます。

また、保育園や学童保育、児童館、学校等において、安全計画を策定し、計画に基づく安全確保に係る取組等を行うことにより、こどもの事故防止を図ります。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
新規	①安全計画の策定	保育園や学童保育、児童館、学校等の施設において、安全計画の策定及び計画に基づく取組等の実施によりこどもの安全確保を図ります。	安全計画の策定及び計画に基づく取組等の実施率	100%	100%	子育て総務課 保育課 学校教育課
継続	②事故防止に関する冊子・パンフレットの配布	こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健診時に事故防止に関する冊子やパンフレットの配布を行い、こどもの事故予防を図ります。	・こんにちは赤ちゃん訪問時の救急ガイドブックの配付 ・乳幼児健診事故防止パンフレットの配布	100%	100%	こども家庭センター
継続	③事故防止対策の推進	浴室のドアに、こどもが一人で開けることができないような工夫がされている家庭の割合を把握します。	1歳6か月児健康診査時に家庭で浴室のドアに、こどもが一人で開けることができないような工夫がされている家庭の割合	63.2%	増加	こども家庭センター

(2) 小児医療・感染症対策の充実

現状と課題

少子化が急速に進むなか、こどもの健やかな成長を支援するとともに、安心してこどもを産み、健やかに育てることのできる環境づくりを進めるためには、小児医療体制の確立が欠くことのできないものとなります。こどもには、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。昨今では、様々な感染症が流行する機会も多いため家庭内や集団生活、地域の中で人から人への感染するリスクを抑えることが重要です。

また、核家族化や共働き家庭の増加などを背景として、育児に携わる若い世代の不安が増大することにより、小児科医の常駐する大学病院等への受診志向が強い傾向にあります。

これらに対応するため、早期から感染予防対策に取り組むとともに、休日や夜間の救急医療の整備・充実が必要になります。関係機関との連携による小児救急医療体制の充実を図るとともに、緊急時の対処法やけが・病気の防止に関する啓発と情報提供について、今後もより一層の充実に努めます。

施策の方向性

安心してこどもを産み育て、こどもの健やかな成長を支援することができるよう、感染拡大を防ぐためにワクチン接種などの予防対策の推進に積極的に取り組みます。

また、小児医療の充実を図るため、休日・夜間の小児救急医療体制の確保を図りつつ、引き続き、関係機関との連携を密にし、小児救急医療事業の円滑な運営を推進していきます

さらに、救急医療が適切に利用されるよう、保護者に、かかりつけ医の必要性等の周知・啓発を行っていきます。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5 実績値	R11目標値	
継続	①初期救急・二次救急の充実	通常では医療機関にかかりにくい休日や夜間の時間帯に、急な病気や怪我でも安心して受けられる救急医療体制を継続的に確保します。	初期救急及び小児二次救急医療体制の維持	・栃木地区急患センター小児患者：1,719人 ・小児二次救急医療（獨協医科大学病院）小児患者：1,658人	医療体制の維持	健康増進課
継続	②小児救急電話の普及	小児救急電話相談（#8000）を知っている親の割合を把握します。	小児救急電話相談を知っている親の割合	93.7%	増加	こども家庭センター
		小児救急電話相談（#8000）の普及啓発を行い、救急車の適正利用を推進します。	広報とちぎへの掲載回数	12回	12回	健康増進課

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	③かかりつけ 医の普及・ 定着	こどものかかりつけ医を持つ親の割合を把握します。	こどものかかりつけ医を持つ親の割合	90.0%	増加	こども 家庭 センター
		こどものかかりつけ歯科医を持つ親の割合を把握します。	こどものかかりつけ歯科医を持つ親の割合	44.4%	増加	
継続	④予防接種の 推進	適切な時期に必要な予防接種が受けられるよう、啓発と未接種者への勧奨を行い、接種率の向上に努めます。②1歳6か月児健康診査時に五種混合、麻しん・風しんの予防接種状況を確認します。	予防接種率 ①五種混合（初回3回） ②麻しん・風しんI期	①109.4% ②95.8%	①100% ②100%	健康 増進課



基本目標10 こども・子育てにやさしいまちづくり

関連するSDGs



(1) 良好な居住環境の確保

現状と課題

地域の中で安全・安心で快適な住生活を営めることは、全ての子育て世帯の願いです。こどもが健やかに成長するためには、生活の基盤となる居住環境の整備と、快適に生活できるまちづくりが非常に重要になります。

また、子育て世帯の多様なニーズに対応した住宅の供給の促進が必要であり、広くゆとりのある住宅の確保に資する情報の提供等に取り組んでいくことが必要になっています。

施策の方向性

適切な市営住宅の維持・管理に努めるとともに、子育て世帯、若年世帯向けの住宅供給情報提供と住宅取得補助を図ります。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	①特定公共賃貸住宅の提供	市営住宅の一部を「特定公共賃貸住宅」（公営住宅の入居収入基準を超える中堅所得世帯を対象とした住宅）とすることで、子育て家庭の良質な住宅確保を推進します。	特定公共賃貸住宅の提供の実施	平柳特定公共賃貸住宅：16戸 川原田特定公共賃貸住宅：14戸	平柳特定公共賃貸住宅：16戸 川原田特定公共賃貸住宅：14戸	建築住宅課
継続	②市営住宅の充実と情報提供	子育て世帯が安心して生活できるよう、市営住宅の充実とその情報提供を実施します。	情報提供の実施	市営住宅：825戸	市営住宅：759戸	建築住宅課



(2) 安心して外出できる環境の整備

現状と課題

子どもや子ども連れの人にとって快適なまちは、全ての人に快適なまちです。本市では、まちづくり全般について、子どもや子育て家庭が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、子どもや子育て当事者の目線、住宅を起点とした近隣地域といった、「こどもまんなか」の視点に立った生活空間を形成するための取組を推進する必要があります。

遊びや体験活動は、健やかな成長の原点です。そこで、子どもの遊び場や親同士、地域住民との交流の場の確保など、子ども・子育て支援環境の充実に向けた取組を推進するため、既存の子育て関連施設などの公共施設の維持・充実を図るとともに、子どもや子育て家庭など全ての人にやさしい都市施設（道路・公園）の整備が求められています。

施策の方向性

子どもや子育て家庭の目線に立ったこどもまんなかまちづくりを推進するため、子ども・子育て環境の充実に向けて、引き続き、子育て支援施設や都市施設（道路・公園など）のバリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備を行いつつ、子育て相談室やあそびの広場などの機能強化や児童館・保育園などの子育て関連施設の環境改善に向けた取組を官民連携して進めます。

なお、施設整備・環境改善にあたっては、令和6年度に創設された「子ども・子育て支援事業債」の活用を検討し、子ども・子育て支援機能強化に関する施設整備や、子育て関連施設の環境（ハード面）改善を速やかに実施できるように努めます。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	①道路・公園のバリアフリー化の推進	子どもをはじめ誰もが安心して外出できるよう、段差解消や幅員の確保など安全・快適で歩きやすい道路の整備や、公園のバリアフリー化を実施します。	道路・公園のバリアフリー化の実施	・市道11156号線の道路の拡幅と歩道の整備 ・新栃木駅東口駅前広場への上屋（シェルター）の設置	増加	道路河川整備課 道路河川維持課 公園緑地課
継続	②赤ちゃんの駅の登録	授乳・オムツ替えのできる施設を登録し、ホームページ等で利用できる施設を周知します。	登録数	79か所 ・ホームページに掲載	110か所	子育て総務課
新規	③子どもや子育て家庭にやさしい子ども・子育て支援機能強化の施設整備	子育て支援施設などの公共施設について、子ども・子育て支援機能の強化を図るため、子育て相談室やあそびの広場、科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー、子育て親子の交流の場などを整備し、既存子育て支援施設の機能強化を図ります。	子ども・子育て支援機能強化に関する施設整備	—	こども・子育て支援機能の強化	子育て総務課 こども家庭センター 保育課

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
新規	④こどもや子育て家庭にやさしい子育て支援施設の整備と環境改善	児童センター・児童館、地域子育て支援センター、保育園・認定こども園などの子育て支援施設について、こどもや子育て家庭が安心して利用できる環境を整備するため、空調、遊具の設置や園庭の整備（芝生化）、トイレの洋式化等を推進します。	子育て支援施設の整備・環境改善	—	子育て支援施設の整備と環境改善	子育て総務課 こども家庭センター 保育課
継続	⑤公園・広場の整備と環境改善	身近な公園・広場について、こどもが安全に遊べるよう、広場の遊具の新設や改修等を行うとともに、施設の定期的な点検・清掃・修繕・改修等により、快適に利用できる環境の維持・充実を図ります。	遊具や園路などの公園施設の整備・維持管理・安全点検の実施	324公園	公園機能の維持・充実	公園緑地課



赤ちゃんの駅とは？

- 「赤ちゃんの駅」とは、誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称のことで、赤ちゃんや小さなお子さんを連れて外出する保護者の方が、気軽に立ち寄り、無料でおむつ替えや授乳を行うことのできる場所のことです。
※市内の施設には目印となるステッカーやのぼり旗を掲示しています。
- 栃木市では、多様な事業者等の協力をいただきながら、「赤ちゃんの駅」の設置を進めており、乳幼児の保護者が安心して外出できる環境づくりを進めています。



(3) こども・若者の居場所づくりの推進

現状と課題

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっていると同時に、児童虐待の相談件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増しており、安心して過ごせる居場所がなく、孤立してしまうこどもも少なくありません。

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる心地よい多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりの実現が重要な課題となっています。

こども・若者にとって、過ごす場所・時間・人との関係性全てが居場所になり、それは物理的な「場所」だけではなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった形態をとり得るものであり、居場所への多様なニーズが求められています。

施策の方向性

こどもや若者が安全・安心に利用できる心落ち着く場や交流・コミュニケーションの場を確保するため、こども・若者が気軽に利用できる場所や機会の創設を推進するとともに、児童館や公民館など公共施設等で行われるイベントの充実や支援体制を強化するとともに、スポーツなど身体を動かせることのできる場所や文化・芸術に触れることのできる場所、友人と語り合える場所の提供を行うことにより、こども・若者が「居たい」「行きたい」「やってみたい」と思う居場所づくりを進めます。

若者の居場所づくりとしては、学校でもない家でもない、「第3の居場所」づくりの推進のため、公共施設などの既存の地域資源を活用しながら、勉強や読書ができ、リラックスできる空間のフリースペースを確保し、中高生や大学生、若者等幅広い年齢層の受入れ環境を整備します。また、若者を対象とした教養、趣味及び自己啓発に関する講座等の開催や憩い又は集会のための場所の提供を行うとともに、民間事業者との連携した、若者向けのイベントやプログラムの検討を進めます。

なお、こどもの居場所づくりを進めるにあたっては、こどもや若者たちの声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこどもや若者の視点に立ち、こどもや若者とともに居場所づくりを進めるとともに、居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組みます。

また、居場所とはこどもや若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となっていくものであるため、両者には隔たりが生じることがあり、こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の視点に立ち、こどもや若者の声を聴きながら居場所づくりを進めます。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
拡充	①児童館事業	遊びの拠点や居場所としてこどもを真ん中にとらえ、日常生活を支援し、健康を増進や情操を育むとともに、各種行事を通して地域との交流を図り、親子が自由に利用できる場の提供をします。	児童の安全・安心な居場所づくりの推進	児童館6か所 (公立5か所) (私立1か所) 利用者： 76,575人	児童館6か所 (公立5か所) (私立1か所) 利用者： 78,000人	子育て総務課
新規	②隣保館開放事業	夏休み期間中や放課後に、自習や遊びの場として、多目的ホールやロビーを開放します。	こどもの隣保館利用人数	69人	500人	人権・男女共同参画課
拡充	③とちぎ高校生蔵部の支援	まちづくりに興味のある高校生が、平日の放課後や休日にさまざまな体験や交流をできる居場所づくりに努めます。	とちぎ高校生蔵部の支援	実施	支援の維持	生涯学習課



「じどうかん^ど Do まんなか」シンボルマーク

- このシンボルマークは、児童館がこどもをまんなかに捉えた施設であることを社会にあらためてPRをするためのもので、全国の児童館が幅広い年齢層のこどもとともに「行動 (Do) し、こどもを「ど (Do)」まんなかにした実践をより進めようとする思いを図案化したものです。



(4) こどもたちの安全の確保

現状と課題

こどもが被害者となる事件や事故が多発して、こどもの安全の確保が重要課題となっており、地域防犯活動の中で学校、幼稚園、保育園、自治会、民生児童委員、家庭、警察署との連携の強化や事件、事故、不審者などの情報の共有化が求められています。また、本市では、交通事故を未然に防ぐために、交通安全標識の設置や歩道の整備など道路環境の整備を進めるとともに、こどもや保護者を対象とする交通安全教育や交通指導員による立哨指導も実施しています。

今後も、交通法規の遵守を徹底するための啓発と、こどもの視点に立った交通危険箇所の把握、改善が必要です。

施策の方向性

こどもが巻き込まれる事件や事故をなくすため、自治会、地域住民、警察署をはじめとする関係機関、団体と連携して地域ぐるみの防犯意識の向上を図ります。

また、こどもの安全を確保するため、通学路などにおけるこどもの視点に立った交通安全対策に努め、こどもを対象にした交通安全教育を積極的に実施するとともに、犯罪防止や交通安全確保のため、自治会と連携して防犯灯を設置します。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	①交通指導員活動	児童の通学路における交通安全の確保や、各種行事開催時の整理誘導、交通安全に関する広報活動を実施します。	交通安全の確保等の実施	委嘱：61人	委嘱：61人	交通防犯課
継続	②交通安全教育等実施	交通事故を防止するために、幼稚園・小学校のみならず自治会・老人会等も対象に、交通教育指導員による体験・実践型の交通安全教育や交通安全教室を実施します。	開催回数 参加者数	39回 2,197人	50回 2,800人	交通防犯課
継続	③交通安全運動の実施	市民一人ひとりが交通ルールを順守し、交通マナーの一層の向上を図り、交通事故防止を推進するため、交通安全運動を実施します。	交通安全運動の実施	3回	3回	交通防犯課
継続	④通学路の安全点検	通学路における児童の安全を確保するため、学校、警察、道路管理者、地域が一体となり、危険箇所の抽出、点検、整備等の対策を推進します。	通学路の安全点検の実施	実施	事業の継続的な実施	学校教育課 道路河川整備課 道路河川維持課 交通防犯課 各地域づくり推進課

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	⑤栃木地区防犯協会活動	栃木警察署管内1市1町で組織され、犯罪のない、明るい社会の実現のための事業と市民への防犯意識の広報・啓発を実施します。	防犯ポスター及び地域安全マップ作品応募者数	467人	500人	交通防犯課
継続	⑥防犯灯の整備	市民の安全と犯罪の防止を図るため、自治会と連携しながら、必要な場所に防犯灯の整備をします。	設置数	設置：15,384灯	設置：15,900灯	交通防犯課
継続	⑦防犯カメラの設置	栃木駅とその周辺での犯罪の予防等を図り、市民等の安全と安心を確保するため、防犯カメラの設置運用を行います。	設置数	25台	26台	交通防犯課
継続	⑧不審者情報配信システムの広報	栃木警察署によりこどもを犯罪から守るための、携帯電話やパソコンのメール機能を利用した不審者情報に関するメール配信します。	不審者情報配信システムの広報活動	ホームページ等での広報	ホームページ等での広報	交通防犯課
継続	⑨安全な公園環境の確保	公園内の見通しを確保し、利用者の安全と犯罪の防止を図るため、適正な樹木管理を行います。	安全な公園環境の確保	324公園	事業の継続的な実施	公園緑地課
継続	⑩こどもに関連ある施設の安全対策	保育園・認定こども園、児童館、学校、学童保育の安全対策として、防犯カメラや電子錠、110番非常通報システム等の施設の特性に応じた対策を実施します。	こどもに関連ある施設の安全対策の実施済みの施設数	・保育園・認定こども園10園中10園(110番非常通報システム設置園) ・児童館5館中5館(防犯カメラ設置館) ・学童保育23施設中2施設(110番非常通報システム設置移設) ・中学校42校中19校(防犯カメラ設置校)	未整備となっている既存施設への整備促進	子育て総務課 保育課 学校施設課
継続	⑪防犯指導の実施	こどもの安全対策として、警察や学校・関係機関や団体と連携し、こどもへの防犯指導等を実施します。	防犯指導の実施	登下校の危険に対する対処法の指導強化	登下校の危険に対する対処法に係る指導の充実	学校教育課

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
継続	⑫防犯ブザーの配布	子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯ブザーを配布します。	配布数	対象： 小学1年生	対象： 小学1年生	学校教育課
継続	⑬こども110番の家等の活用	子どもたちが身の危険を感じた場合に駆け込む緊急時の避難場所である「こども110番の家」や「SOS みんなの家」、「キッズステーション」の普及支援を実施します。	設置場所等の広報活動	・こども110番プレート配布 ・商店会連合会 SOS みんなの家事業の支援	・こども110番プレート配布 ・商店会連合会 SOS みんなの家事業の支援	交通防犯課 商工振興課 学校教育課
新規	⑭青少年育成センター事業	少年補導員等による補導活動、有害広告物の撤去活動、立ち入り調査による有害図書・DVD等の確認指導を実施します。	有害環境浄化活動の実施	・補導活動実施数：年191件 ・有害広告物除却活動：年1回 ・有害図書等立入調査：年2回	・補導活動実施数：年180件 ・有害広告物除却活動：年1回 ・有害図書等立入調査：年2回	生涯学習課
継続	⑮情報教育の実施	主体的に情報を選択、活用できる能力、情報処理能力、スマホ・SNS等に関する情報モラル等の情報活用能力を育てる情報教育を実施するため、担当者・指導者への研修会を実施します。	研修会回数	担当者対象研修会：年1回 ※また、各校2回ずつ訪問し（延べ84回）、教職員のICT活用指導力を高めるための研修会を実施した。	担当者対象研修会：年1回	学校教育課
継続	⑯社会を明るくする運動	保護司会・更生保護女性会が中心となり、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築くため、強調月間である7月を中心として、市内イベント会場等での街頭啓発活動等を実施します。	社会を明るくする運動の実施	年1回	年1回	福祉総務課

(5) こども政策 DX の推進

現状と課題

制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップで行うことができる窓口の整備をはじめ、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て世代の利便性向上や子育て関連事業者、地方公共団体等の手続・事務負担の軽減が重要になります。

また、こども・若者や子育て世代に必要な情報や支援が届くよう、若い世代にとってなじみやすい SNS や子育てアプリ等を活用したプッシュ型の情報発信が必要になっております。

施策の方向性

子育てをより楽しく、安心、便利なものにする事で、こどもまんなか社会を実現するためには、第一に、こどもや子育て家庭が必要な情報に素早く、簡単にアクセスでき、様々な行政手続きをストレスなく行うことができる環境を整備することが重要です。そのため、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、こどもや子育てに関する行政手続のオンライン化の拡充により、申請や問い合わせの手間を削減し、業務の効率化を図るとともに、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や仕組みの構築に努めます。

また、デジタル技術を活用し、保育園や学童保育、母子保健などのこどもに携わる教育・保育、子育て支援の現場の事務負担を軽減し、こどもや子育て家庭への支援にかかる時間やエネルギーをできるだけこども政策の質の向上に振り向けていくための取組を推進します。

具体的な取組

事業・取組		内容	指 標			担当課名
			項目	R 5実績値	R11目標値	
新規	①行政手続の簡素化・オンライン化の拡充	子育てに関する行政手続きの簡素化・オンライン化の拡充により、利便性向上を図ります。	オンライン申請が可能な手続件数	3件	6件	子育て総務課
拡充	②子育て情報の発信	子育てに関する情報をリーフレットの発行や X、公式ラインなどの SNS、子育てアプリ等を活用し、子育て家庭により分かりやすい発信に努めます。	子育て情報の発信	・子育てガイドブックの発行 ・すくすくナビ（アプリ）や SNS 等を活用した情報発信	情報発信の充実	子育て総務課 こども家庭センター 保育課

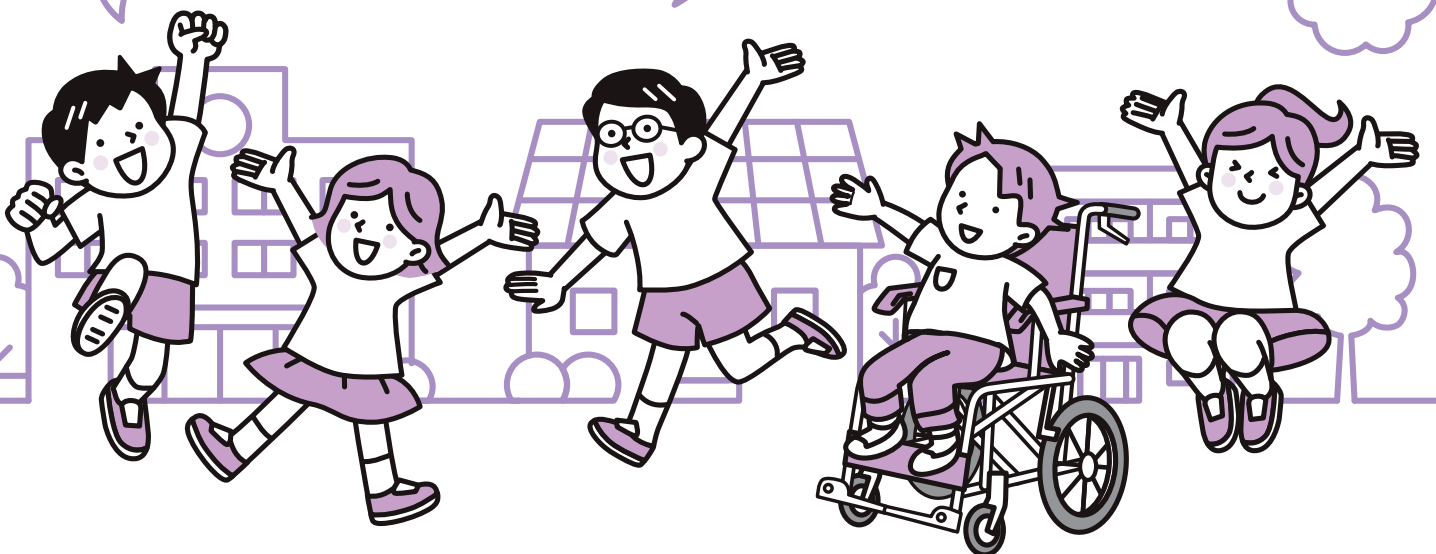
第 5 章

施策の推進体制

第5章には、こんなことが書いてあるよ！

- 1 計画推進におけるそれぞれの役割
- 2 計画推進の体制
- 3 計画の評価

第5章には
どんなことが
書いてあるの？



1

計画推進におけるそれぞれの役割

この計画を着実に推進していくためには、行政からの一方的なサービスの提供のみでは困難であり、各主体からの意見を施策に反映しながら、それぞれの役割を果たしつつ、協力・協働しながら、多様化したニーズにきめ細やかに対応していくことが必要です。

また、家庭が子育てについての第一義的責任を有することを認識し、深い愛情をもってこどもを健やかに育てるものとしますが、その一方で、全ての市民が、こども・子育てを「社会全体の問題」として認識し、関与していくことも重要であることから、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、地域、事業者、学校をはじめとした、こども・子育てに関わる多様な関係者が「地域社会全体でこども・子育てに関わる」という意識を共有し、さまざまな機会を通じて、市民の理解を深め、地域社会全体で連携体制の構築・強化が図られるよう努めていきます。



2

計画推進の体制

本計画を実効性のあるものとするため、栃木市子ども・子育て会議を定期的に開催し、その中で計画の進捗を管理しながら、着実に計画を推進します。また、計画に基づく施策の推進にあたっては、さまざまな社会状況などを踏まえながら、PDCA（Plan・計画→Do・実行→Check・評価→Act・改善）を行うことにより目標の実現をめざします。

Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う



3

計画の評価

栃木市子ども・子育て会議において、本計画に基づく施策の進捗状況等に関する評価や検証を行うとともに、毎年度、計画の実施状況を公表します。また、施策の実施・評価にあたっては、施策の対象となるこども・若者や子育て当事者等の意見を反映させるための方策を検討します。

なお、関連計画の見直しや、こども・子育てに関する環境の変化等により、本計画の見直しの必要性が生じた場合には、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。

● 参考資料



1 策定の経過

年 月 日		内 容
令和5年	11月10日	庁議（11月定例） ・ 栃木市こども計画（第三期栃木市子ども・子育て支援事業計画）の策定についての審議
	1月24日	令和5年度第2回栃木市子ども・子育て会議 ・ 栃木市こども計画の策定について
令和6年	2月17日 ～3月17日	「栃木市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施 ・ 就学前児童の保護者への調査 ・ 小学生の保護者への調査
	2月17日 ～3月17日	「栃木市こども・若者の意識と生活に関する調査」の実施 ・ こども・若者（15歳～39歳）への調査
	8月19日	第1回栃木市こども計画策定委員会 ・ 栃木市こども計画の策定について・栃木市こども計画の骨子案について ・ こども・子育て支援事業債について・今後のスケジュールについて
	9月17日	令和6年度第1回栃木市子ども・子育て会議 ・ 栃木市こども計画の策定について
	12月17日	第1回栃木市こども計画策定委員会作業部会（書面開催） ・ 施策の体系、各課所管のこども施策の内容等について
	12月25日	第2回栃木市こども計画策定委員会 ・ 栃木市こども計画の素案について ・ 栃木市こども計画の素案に関するパブリックコメントの実施について
令和7年	1月10日	庁議（1月定例） ・ 栃木市こども計画（案）及びパブリックコメントの実施についての審議
	1月15日	令和6年度第2回栃木市子ども・子育て会議 ・ 栃木市こども計画（案）について ・ 栃木市こども計画（案）に関するパブリックコメントの実施について
	1月27日 ～2月26日	パブリックコメントの実施 ・ 栃木市こども計画（案）についての意見募集
	1月31日	議員研究会 ・ 栃木市こども計画（案）及びパブリックコメントの実施についての審議
	2月10日 ～3月2日	「栃木市こどもアンケート」の実施 ・ こどもの居場所、定住意向等について
	3月4日	第3回栃木市こども計画策定委員会 ・ 栃木市こども計画（案）に関するパブリックコメントの結果について ・ 栃木市こども計画の最終案について
	3月18日	令和6年度第3回栃木市子ども・子育て会議 ・ 栃木市こども計画の案について
	3月25日	庁議（3月定例） ・ 栃木市こども計画（案）に関するパブリックコメントの結果と計画の最終案についての審議



2

栃木市子ども・子育て会議 委員名簿

令和7年3月現在

番号	条例の区分		団体名・役職	氏名	備考
1	1号	保護者	栃木市幼稚園PTA連合会会長	坂本 理絵	
2			前栃木市PTA連合会副会長	氏家 実菜子	
3	2号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	元栃木市幼稚園連合会会長	関口 修司	会 長
4			栃木市民間保育園連絡協議会会長	堀 昌浩	副会長
5	3号	学識経験者	國學院大學栃木短期大学准教授	出井 芳江	
6	4号	公募委員		有馬 小枝子	
7				萩原 茜	
8	5号	関係行政機関の職員	栃木県県南児童相談所長補佐（総括）	坂本 恭男	
9	6号	その他市長が認める者	栃木中央地域会議委員	松本 真由美	
10			栃木東部地域会議委員	大和田 真衣	
11			栃木西部地域会議委員	鈴木 加織	
12			大平地域会議委員	植原 瑞恵	
13			藤岡地域会議委員	長竹 香織	
14			都賀地域会議委員	山本 文彦	
15			西方地域会議委員	小川 和佳子	
16			岩舟地域会議委員	越沼 和子	

任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日



3 児童の権利に関する条約・こども基本法（抜粋）

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（抜粋）

1989年11月20日国連総会採択（日本は1994年4月22日批准）

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。



第1部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により早く成年に達したものを除く。

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限の



ある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場
合において必要となることがある。

- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

- 1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。



こども基本法（抜粋）

令和4年法律第七十七号（令和4年6月22日公布）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有すると認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。



(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(略)

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。



栃木市こども計画

令和7年3月

発 行／栃木市

編 集／こども未来部子育て総務課

〒328-8686

栃木県栃木市万町9番25号

T E L 0282-21-2165
